

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	
1	令和6年6月24日	令和6年12月16日		<p>企業や個人が、登記申請をしようにも、登記所(法務局)側が、本人申請を渋り司法書士を通さない登記できないシステムになっている。特に銀行側は審査が厳しく、本人申請も審査の厳格化から司法書士を通さない本人申請を求めているが登記所側の拒否もあっている。その結果、司法書士に報酬を払うことで、日本国債は毎年2千億円の国家的損害を受けている。登記所を独立法人化して登記行政手続を簡便化する必要がある。(司法書士が日本経済の阻害要因になっている。河田 昭39年の政府の行政改革)</p>	<p>登記所を独立法人化をすれば、登記行政手続が簡素化され、司法書士に流れる手数料が異なる。国家的利益が2千億円となる。</p> <p>昭和38年に政府の行政改革会議が司法書士制度の廃止を内閣に指示したが司法書士の登記事務参入で銀行等が登記複雑化で損害を受けている。(東京高裁判決平成11年11月29日判決【本来の司法書士の職域に登記業務は一切含まれていない】)</p> <p>司法書士は、本来は特約(司法)手続をこなす仕事であり、行政手続(登記)をこなす職業ではないから【目的外使用され、司法書士の登記業務を全廃しても、本案の裁判事務がのこるから、司法書士制度にとっても好ましい。】</p> <p>特に銀行側は、子会社による登記受任を望み、司法書士自由を求めている。</p> <p>外国、特に米国でもかつては、solicitor制度で使っていたが、サッチャー元首相の大改革で、今や銀行自身で担当登記のみならず外部の相続登記も積極的に受任してsolicitorの登記業務は、現在、廃止されている。</p> <p>本案、訴訟の専門家である司法書士が、法曹界の柱で登記業者に強制され国が訴訟の負担をなし司法制度が機能不全になり、登記機構が膨大化複雑化し日本経済や社会制度にダメージをあたえている。</p> <p>昭和99年臨時行政改革調査会の内閣での指示書どおりの司法書士の登記業務廃止の実現を求める。</p>	個人	法務省	<p>司法書士は、司法書士法の定めるところによりその業務とする登記、供託、訴訟その他の法律事務の専門家として、国民の権利を擁護し、もって自由かつ公正な社会の形成に寄与することを使命としています。</p>	司法書士法(昭和25年法律第197号)第1条、第3条	対応不可	<p>法務局の所掌する登記事務は、国民の権利関係に密接に関係するものであり、全国統一した運用を確保するため、国が担う必要があることから、登記所を独立行政法人化することは困難です。</p> <p>国民の権利を擁護するには、制度の概要欄に記載の法律事務を適正かつ円滑に行うことが不可欠であるところ、国民にとっては、自らこれを適切に行うには困難を伴う場合があります。</p> <p>そこで、司法書士法は、これらの法律事務の専門家として、国民の権利を擁護し、もって自由かつ公正な社会を形成することを使命とする司法書士の制度を定め、その業務の適正化を図っており、国民がこの司法書士制度を利用することによって、その権利の擁護を図ると可能としています。</p> <p>したがって、御提案のように司法書士の登記業務を廃止することは相当ではありません。</p>
2	令和6年6月24日	令和6年7月19日	国立大学附属学校における授業料以外に必要とする費用の公開について	<p>全国にある7国立大学附属学校に対して、省令や規則で授業料以外で徴収する費用の公開を義務付ける。通学に必要な費用の概算や用途について、必要を確保している保護者への情報提供を行い、透明化を図る。</p>	<p>平成16年文部科学省令第16号、国立大学等の授業料その他費用に関する省令で、授業料や検定料について定められている。現在、義務教育の授業料は徴収されていない。教育費、生徒会費、教材費、後援会費等の様々な費用が必要であるが、ホームページ等でこれらの費用に関する情報が公開されていないのが多く、入学時の配布資料で初めて判明することもある。それに加えて、任意加入などの強制加入であるのか不明な費への入会、入金金などの負担を求められることがある。</p> <p>必要な費用等の概算や用途を学校のホームページ等で事前に公開していない、不透明な体制の国立大学附属学校が存在する。</p> <p>保護者に対して、全体の費用の概算が事前に公表されている方が好ましいという前に、学校が正当に公表すべきあり、省令や規則で公開を義務付けるべきではないか、国立大学附属学校は私立学校と比べて、高い透明性と情報提供を求められるのは当然であり、全ての国立大学附属学校で実施されるべきである。</p>	個人	文部科学省	<p>学校教育法第43条、49条、48条の8、62条、70条、82条において、学校による積極的な情報提供について定められておりますが、これら又は学校からの情報提供の必要性・重要性を理念的に規定したものであり、具体的な情報提供の内容はそれぞれの学校や地域の状況に応じて、各学校で判断するべきものとされております。</p> <p>国立大学法人が徴収する費用については、各国立大学法人において、関係法令等を踏まえた対応を行っているところで、国立大学法人が自ら規定として定める国立大学法人ガバナンスコードにおいては、その原則4-11において「法令に基づき情報公開の機微、及びそれ以外の様々な情報の分かりやすい公表」を定めており、各国立大学法人においては、多様な者からの理解と支持を得るためにより透明性を確保し、丁寧な情報発信が求められております。</p> <p>注「大学」については、学校教育法施行規則第172条の2第1項第3号において「授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること」の情報公表が義務づけられております。</p>	学校教育法 国立大学等の授業料その他費用に関する省令	その他	<p>国立大学等の授業料その他費用に関する省令を含む現行の法令等では各国立大学法人に対して情報の公開を義務付ける制度は設けられておらず、各学校で判断するものとしております。そのため、附属学校における費用に関する情報の公開については、今後とも各国立大学法人の権限と責任の下で判断した上で対応していくものとなりますが、国立大学法人が自ら規定として定める国立大学法人ガバナンスコードにおいては、その原則4-11において「法令に基づき情報公開の機微、及びそれ以外の様々な情報の分かりやすい公表」を定めており、各国立大学法人においては、多様な者からの理解と支持を得るためにより透明性を確保し、丁寧な情報発信が求められているところです。</p>
3	令和6年6月24日	令和6年7月19日	文書閲覧窓口制度	「情報提供に関する改善措置等について」(昭和55年5月27日閣議了解)に基づき、文書閲覧窓口制度を廃止すべき。	<p>デジタルの時代に、各行政機関の本省庁、ブロック機関、府県単位機関等及び試験研究機関に、情報を集めた文書閲覧窓口を設けるのは時代錯誤、ホームページの充実で、対応者への丁寧な対応で問題ないです。</p>	個人	総務省	<p>文書閲覧窓口制度については、「情報提供に関する改善措置等について」(昭和55年5月27日閣議了解)に基づき、その整備・充実を図ってきたところ、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号、以下「情報公開法」という。)の施行を踏まえ、「文書閲覧窓口制度の運営について」(平成13年3月6日情報公開に関する連絡会議申合せ)に基づき、情報公開法40条(現、第4条)に規定する行政機関の保有する情報の公開の総合的な推進を図るための施策の一環として、各行政機関(人事及び会計検査院を除く。)の本省庁、ブロック機関、府県単位機関等及び試験研究機関に、目録を備えた文書閲覧窓口を設け、国民の利用の便に供することとされているので。</p>	行政機関の保有する情報の公開に関する情報(平成11年法律第42号)第24条 「情報提供に関する改善措置等について」(昭和55年5月27日閣議了解) 「文書閲覧窓口制度の運営について」(平成13年3月6日情報公開に関する連絡会議申合せ)	対応不可	<p>制度の現状欄に記載のとおり、文書閲覧窓口制度は情報公開法第24条に規定する「行政機関の保有する情報の公開の総合的な推進を図るための施策」の一環として設けられており、同条においては、行政機関の保有する情報が適時適切な方法で国民に提供されるよう、施策の充実に努めることとされています。</p> <p>情報提供施策の充実のためには、御指摘のホームページの充実を含め、様々な施策が考えられること。文書閲覧窓口についても、対象者によっては、例えばインターネットを利用できる環境にない等の理由により、直接往する方が困難な場合もあると考えられ、国民として利用の便に供する施策の一つとして必要があることから、廃止することは適当でないと考えます。</p>
4	令和6年6月24日	令和6年11月13日	240406ST22(2)改正不動産登記規則を改正する05/旧姓/現在登記名義人1人1個にする	<p>不動産登記規則第158条の34第1項は、所有権登記簿に「その一の旧姓」が記載される。一方、変更事項についての事項が抹消される不動産登記では、旧の意味と字音で登録方法も可能である。/すでに旧姓が登記されている場合は「変更」と呼んでいないし、旧姓を更新する場合の抹消規定がない以上は変更前の旧姓は抹消されないはず。/しかしそうすると、所有権の登記名義人の識別性を向上させようという観点から、こうした措置も織り込んでいる【R6.3.法務大臣会見】しているのに、各持分について併記された旧姓が結合される。各持分の登記名義人の同一性がまずまず分からなくなる。/一の不動産主(山田(佐藤)と山田(加藤)】が両方記録されている。同じ名前の姓名前部かつ同じ区別符号がある。/旧姓で区別した別の人であると判断されるだろう。/したがって、最新以外の旧姓を抹消するか、すべての旧姓を書き換える手続にすべきである。/旧姓併記が任意である以上、過去の旧姓は履歴事項で過去の氏名を調べればいい。/これは「連絡名」である旧姓を変更する場合はそれ以前の旧姓に遡るはずがないという制度設計とも整合的である。/すなわち、1人の登記名義人につき併記できる旧姓が1個だから「一の旧姓」であり、「一の旧姓」だから「当該登記簿に記録されている旧姓及び併記している旧姓ではない」という判断が可能である。/省令として契約書に結合された旧姓が効力がある旧姓という認識もいれないが、現に効力がある登記名義人について抹消番号が付されていなければ「効力のある旧姓」ではないのか?</p>	<p>所有権の登記名義人は、登記官に対し、その一の旧姓を登記記録に記録するよう申し出ることができず(ただし、当該旧姓が登記されている氏と同一であるときは、この限りではありません。)/この申出をする場合において、当該登記記録に当該所有権の登記名義人の旧姓が記録されているときは、当該申出に係る旧姓は、当該登記記録に記録されている旧姓及び併記されていた旧姓でなければならない。/また、登記記録に旧姓が記録されている所有権の登記名義人は、登記官に対し、当該旧姓の記録を削除しない旨を申し出ることができず。/登記官は、この申出があったときは、職権で、次に掲げる事項を所有権の登記に付記する方法によって登記記録に記録するとし、従前の所有権の登記名義人の氏名及び旧姓を抹消する番号を記録しなければならないこととされています。</p> <p>(1)登記の目的 (2)申出の受付の年月日及び受付番号 (3)登記原因及びその日付 (4)所有権の登記名義人の氏名</p>	商業登記センター	法務省	<p>不動産登記規則第158条の34第1項、第2項、第158条の35第1項、第2項、第158条の36</p>	対応不可	<p>所有権の登記名義人の旧姓は、登記名義人による任意の申出があった場合にのみ併記されるものであり、広くても登記名義人の氏名を補足する事項であることを踏まえ、所有権の登記名義人に併記された旧姓については、所有権の登記名義人から変更又は終了の申出がされた場合のみ変更又は抹消することとされており、所有権の登記名義人の申出がない場合に旧姓の変更又は抹消を行うことは相当でないと考えます。</p>	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
5	令和6年6月24日	令和6年7月19日	ExcelフォーマットをMacで使用できない	出入国在留管理庁が作成している届出書(特定技能における「支援実施状況に係る届出書」)のExcelフォーマットについて、マクロを使用した機能が追加された。Macで届出書の作成ができなくなった。Linuxにまで対応してほしいと言わないが、Macは利用者が一定数いることから、行政機関が作成するフォーマットはすべて、Mac利用でも問題なく使えるようにしてほしい。	これまでMacで届出書を作成していたが、突然それができなくなり、著しい不利益を受けたため。	個人	法務省	なし	なし	検討を予定	「出入国在留管理庁電子届出システム」に関するQ & A(特定技能所属機関・登録支援機関届出用)(URL: https://www.moj.go.jp/isa/content/001344715.pdf)のQ5のとおり、一括申込用のExcelファイルについてはMicrosoft Excel 2016のバージョンを前提としております。MacにてExcelを御利用の場合、バージョンがMicrosoft Excel 2016 for Macとなりますので、動作の保証をしております。ツールが正常に使用できない原因として、様式の差し替えを行った令和6年3月29日以前の様式を使用されていることや、ソフトウェアがアップデートされていないことなども考えられます。今回いただいた御意見については今後の検討課題とさせていただきます。	
6	令和6年6月24日	令和6年11月13日	240420ST37(1/3)改正不動産登記規則を改正する10/旧姓併記/旧姓併記終了の添付書類	旧姓併記の抹消申出を規定する不登録158条の36は第2項で、単独併記申出の158条の35の諸規定を準用しているけれど、旧姓を証する戸籍簿本を添付する項が除外されている。これどうやって本人確認するんですか? / 赤の他人が抹消申出をして現在併記されている旧姓を使用済みにすれば、158条の35第2項より、単独併記としては当該旧姓を再度併記できない(なるのに)。/ 158条の36は本人の申出抹消(158条の28)を準用していないし、職権抹消(158条の30)に準っては準用していないに、もともと申出権限のない者による申出は職権抹消の対象である。/ 仮に本人は当該抹消申出が虚偽であることを証明できれば-	一は抹消された旧姓を職権で回復するとしても、本人確認をしていない手続ではその証明も困難である。/ 免許証のコピーとか、簡易な本人確認方法があるだろ。/ もし愉快犯さんが旧姓併記されてる不動産に片っ端から抹消申出をしていくと、防ぎようがない。/ 抹消手続の完了届は前住所通知のように本人へ送るものではなく、申出人に渡すだけ。/ 愉快犯さんなら足がつかないよう、郵送で申出をして窓口受取の完了届は放置するでしようね。/ 1件100円でできちゃう。/ この矛盾を突き詰めれば、既存の規定をコピー&ペーストで作った今回の改正は既存の手続と同様の制度がないから応用が効かないため、想定外のリスクが発生したと推測する。/ 悪、添付書類が失窃で、誤、本人確認がされず、お金がかからず、四、登記官の職権調査権限が広く、五、その手続は任意であるという条件を満たす制度は、他に不登録法にはないのでは? / 同様のリスクが可能で制度を他の法律から採れば、スリーパーさんによる虚偽の増築や、虚偽の転居届をして保証書で不動産詐欺を挙げることができる。/ 戸籍も住民票も、当初は本人確認手続がなく不正手続が容易だったけれど、そのセキュリティの甘さを突かれて社会問題になった結果、徐々に本人確認が制度化されていった歴史がある。/ として、今回の旧姓併記制度は昔ながらに基づいて、本人確認手続を省略している。/ ずっと過去の失敗から学ばないのか? / 現行制度は、本人の意思を尊重して手続を簡素化する(動的な利便性)と、本人の意思を尊重して虚偽の手続を防止すること(静的な安全性)との区別がしていない。/ それなら抹消旧姓の再使用を認めるべきでしょ。	商業登記センター	法務省	不動産登記規則第158条の36	対応不可	所有権の登記名義人の旧姓は、登記名義人による任意の申出があった場合にのみ併記されるものであり、殆くどこでも登記名義人の氏名を補正する事項であることを踏まえ、旧姓の併記の終了に係る添付情報は、登記の申請に比して簡便なものとしており、添付情報を追加することは相当ではないと考えますが、御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。		
7	令和6年6月24日	令和6年11月13日	240420ST39(3/3)改正不動産登記規則を改正する12/国内連絡/国外連絡の抹消と汎用化	不登録156条の5は、国外に居住する所有者に国内連絡先の登記を義務付け、所有者の責任で新たな国内連絡先を登記させるべきである。/ 仮に国内連絡先である者が国外に転居した事実をもって登記を抹消しようとしたけれど所有者が連絡する場合は、添付書類が手続できないようにすべきである。/ 代わりの者が見つからなければ、どちらも「国内連絡先なし」にすればいい。/ 参、そもそも所有者への連絡手段を確保することが目的であるなら、国外に居住する所有者に限らず、すべての登記名義人について、電子メールアドレスを提出させるべきである。/ 政府がメールアドレスを開設し、本人確認をした者が所有権の登録メールアドレスへ送信できるようにすれば、迷惑メール問題は起こらない。/ 住所氏名を公開するプライバシー問題も生じない。/ 四、国内連絡先という中途半端な制度を導入するなら、破産者に対する財産管理を登記すべきである。/ 政府は官報のネット公開については破産者のプライバシーを理由に期間制限しているけれど、不動産登記では間接無用に永久公開してしまふよ。/ 現行制度の主要登記として離れた順位番号で登録するよりも、破産した所有者に付記したほうが公示技術としても優れている。/ 五、同様、長期入院や服役中、認知症などの理由で第三者が不動産の管理や処分を委任されている場合は、任意に連絡先の登記をできるようにすべきである。/ 参から五をまとめると、限定された意味での「国内連絡先」として制度的に矛盾しない、制度趣旨からすれば、より一般化した形で「連絡先」とすべきである。	一付、/ 参、所有者が申請するにせよ、国内連絡先が所有者の承諾を得て申請するにせよ、所有者は国内連絡先が国外に転居したことを把握しているから、所有者の責任で新たな国内連絡先を登記させるべきである。/ 仮に国内連絡先である者が国外に転居した事実をもって登記を抹消しようとしたけれど所有者が連絡する場合は、添付書類が手続できないようにすべきである。/ 代わりの者が見つからなければ、どちらも「国内連絡先なし」にすればいい。/ 参、そもそも所有者への連絡手段を確保することが目的であるなら、国外に居住する所有者に限らず、すべての登記名義人について、電子メールアドレスを提出させるべきである。/ 政府がメールアドレスを開設し、本人確認をした者が所有権の登録メールアドレスへ送信できるようにすれば、迷惑メール問題は起こらない。/ 住所氏名を公開するプライバシー問題も生じない。/ 四、国内連絡先という中途半端な制度を導入するなら、破産者に対する財産管理を登記すべきである。/ 政府は官報のネット公開については破産者のプライバシーを理由に期間制限しているけれど、不動産登記では間接無用に永久公開してしまふよ。/ 現行制度の主要登記として離れた順位番号で登録するよりも、破産した所有者に付記したほうが公示技術としても優れている。/ 五、同様、長期入院や服役中、認知症などの理由で第三者が不動産の管理や処分を委任されている場合は、任意に連絡先の登記をできるようにすべきである。/ 参から五をまとめると、限定された意味での「国内連絡先」として制度的に矛盾しない、制度趣旨からすれば、より一般化した形で「連絡先」とすべきである。	商業登記センター	法務省	不動産登記法第3条の2第1項第2号 不動産登記規則第2号 不動産登記規則第156条の5、第156条の7第1項、第156条の8第1項及び第2項、第156条の9	対応不可	国内連絡先事項についての変更の登記又は更正の登記は、所有権の登記名義人又は国内連絡先となる者からの申請に基づいて行われるものであることを踏まえ、国内連絡先事項が登記されている所有権の登記名義人の住所を国内住所へ変更又は更正する場合は、国内連絡先事項を職権で抹消することは相当ではないと考えますが、御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。		
8	令和6年6月24日	令和6年7月19日	押印廃止	財務省はいまだに出張計画書に押印が必要であることを押印不要にするべき。	職員の出席のため、押印の必要性に乏しい。押印不要にすることで出出張計画書をペーパーレス化できる。	個人	財務省	なし	なし	現行制度下で対応可能	事務の効率化及び押印不要によるペーパーレス化の推進のため、システム(SEABIS)の利用拡大を推進して参ります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
9	令和6年6月24日	令和6年7月19日	全国転勤のある職種について、地域手当を見直す。	国家公務員で定期的に全国転勤する職種について、給与格差を生じさせる地域手当の見直しを行い、給与面での均一化を行う。	地域手当は7級地に分かれており、3%~20%が加算されて支給される。一方、該当しない地域においては加算される支給がなく、同じ役職、同じ俸給表において最大20%程度の給与格差が生じることになり、同一労働同一賃金に反しているのではないかと懸念されている。職種によっては頻繁に全国転勤があり、異動先によって業務内容や役職が変化してきて、給与が大きく変動することになり、生涯賃金に大きな差が生じる可能性がある。加えて、全国転勤のある職種は遠隔地への定期的な人事異動があることが、受業者や子育て世代に不人気の理由ではないかと、理由のない格差は是正されるべきである。	個人	人事院	国家公務員の地域手当は、地域の民間賃金水準を適切に国家公務員の給与に反映するため、民間賃金水準が高い地域に勤務する職員に対して支給される手当です。また、地域手当の支給割合が下がる地域に異動した職員に対しては、異動保障により地域手当の支給割合を2年間保障(1年目は異動前の100%、2年目は80%)しております。さらに、定期的に全国転勤する職員につきましては、広域異動手当により賃金水準の調整を行っており、異動期間に応じて最終給与の最大10%の増給を認めています。なお、広域異動手当につきましては、地域手当が支給されない地域間を異動した場合であっても支給されます。	一般職の職員の給与に関する法律第11条の3~第11条の8、人事院規則9-49、人事院規則9-121	検討に着手	地域における民間賃金水準の差を反映させるため、地域手当によって、国家公務員の給与に一定の差を設けることは適当と考えております。一方、現行の地域手当制度においては、地域手当の支給割合は市町村を単位として決定していることにより、近隣の市町村との間で不均衡が生じているとの懸念があることなども踏まえ、現行の民間賃金水準の反応と併せ、各地区分の設定を広域化するなどを検討しており、本年夏の勧告に向けて立案作業を進めています。	
10	令和6年6月24日	令和6年12月16日	240427ST40(1)/31/3万円以上の印紙納付で事前照会を不要にする。会社設立ならいいの？	登録免許税の額が30,000円以下であるなどの場合には、その登録免許税の額に相当する金の収入印紙を当該登記の申請書に貼り付けて登記所に提出することも認められています。上記説明している、しかし実際には、登録免許税額にかかわらず印紙納付が認められており、法務局の窓口で納付方法を質問すれば、「収入印紙を購入して貼ってください」と回答されるだろう。この矛盾を解消するため3万円制限を撤廃すべきである。	一とと縦割りの110番に提案したところ、法務省は「登録免許税の納入方法の原則は現金納付であり、例外として一定条件のもと印紙納付が認められているものであり、対応は困難です。」「R6行政改革26」と回答した。しかし、どのような説明も、対応は困難である。また、法務省からの指示を録音するなど、事前照会としての証拠を残しておくならば、申請期間で3万円以上の印紙納付は受取を拒否される可能性がある。申請書の提出があった場合は直ちに受付手続をし(不動産登記事務取扱手続規則31条、商業登記等事務取扱手続規則40第1項)、受付をした場合には直ちに清算処理する(不動産登記126条1項、商業登記45条1項)から、手続には印紙の金額にかかわらず直ちに納付処理がされるはず、3万円以上の印紙納付も事実上拒否できないはずであるが、法務省はこれを認めない。3万円以上の印紙納付は「対応不可」であるというは、受付段階で審査して、受付手続を拒否するということですか？しかしその一方で、法務省が公開する「株式会社設立登記申請書記載例(PDF)」には、登録免許税の説明として「…15万円に満たない場合には、15万円になります。…収入印紙又は領収証書で納付します。」とある。/>会社設立促進は国策から、「例外として一定条件のもと印紙納付が認められているんですか?」不動産登記申請書記載例にも、Q&Aある3万円制限の説明がない。/>説明が矛盾している。/>行政手続の透明性と公平性はいさへ?/>法務局への事前照会なしで、すべての申請人に対して3万円以上の印紙納付を認めるべきである。	商業登記センター	法務省	登記を受ける者は、当該登記について課税されるべき登録免許税の額が3万円以下である場合その地政令で定める場合には、登録免許税額に相当する額の印紙を当該登記の申請書に貼り付けて登記所に提出することにより、納付することができるとされています。	登録免許税法(昭和42年法律35号)第21条、第22条	現行制度下で対応可能	登録免許税は現金納付を原則としていますが、申請人の都合や利便性などを考慮して、全ての登記所において、登録免許税法第22条及び登録免許税法施行令第29条に基づき印紙納付も認めているものと承知しています。	
11	令和6年6月24日	令和6年7月19日	補助金交付停止基準の運用統一	各府省の補助金交付停止基準の運用はバラバラで、同じような補助金不正受給でも処分内容が甘いもの、厳しいものとの差が出ている。この処分差は同一省内内でも出ており、国民に不信感を抱かせるものになっている。典型例は経済産業省である。経済産業省は、2023年12月に補助金約242万円を不正受給した団体を18か月間の補助金交付停止処分したが、2021年6月に補助金約58万円を不正受給した団体の数ヶ月で済ませている。通常の国民感覚では、補助金の不正受給額が倍以上の団体がなぜ交付停止にならないのか、特別な配慮・忖度があったののではないかと疑念を抱くのが当たり前である。また、不正受給をした者に対し、何らかの働きかけをすれば処分内容が軽くなるのではないかと、更なる不正行為を誘発することになる。このような疑念が今後生じることのないよう、補助金交付停止処分の方を各府省任せにするのではなく、例えば、補助金適正化法を所管する財務省が処分内容を確認する、各府省の補助金交付停止処分が甘いものがあったかを会計検査院が確認する仕組みをつくるなど運用の統一を図るべきである。	各府省の補助金交付停止基準の運用はバラバラで、同じような補助金不正受給でも処分内容が甘いもの、厳しいものとの差が出ている。この処分差は同一省内内でも出ており、国民に不信感を抱かせるものになっている。典型例は経済産業省である。経済産業省は、2023年12月に補助金約242万円を不正受給した団体を18か月間の補助金交付停止処分したが、2021年6月に補助金約58万円を不正受給した団体の数ヶ月で済ませている。通常の国民感覚では、補助金の不正受給額が倍以上の団体がなぜ交付停止にならないのか、特別な配慮・忖度があったののではないかと疑念を抱くのが当たり前である。また、不正受給をした者に対し、何らかの働きかけをすれば処分内容が軽くなるのではないかと、更なる不正行為を誘発することになる。このような疑念が今後生じることのないよう、補助金交付停止処分の方を各府省任せにするのではなく、例えば、補助金適正化法を所管する財務省が処分内容を確認する、各府省の補助金交付停止処分が甘いものがあったかを会計検査院が確認する仕組みをつくるなど運用の統一を図るべきである。	個人	財務省 経済産業省	各省各庁の長は、その所管の補助金等に係る予算の執行に当たっては、補助金等が法令及び予算で定めるところに従って公正かつ効率的に使用されるよう努めなければならない(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十三年法律第百七十九号。以下「法」という。))第9条第1項。こととされており、補助金等の執行は各省各庁の長において適切に判断すべきこととされています。従って、補助金交付停止基準については、それぞれの補助金等を所管する各省各庁において法の趣旨、目的を踏まえ、適切に策定されているものと承知しています。また、経済産業省における補助金交付停止措置については、「経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領(以下「要領」という。))に規定する措置要件に該当する行為を行った事業者に対して措置を行っております。御指摘の案件を含め、措置の内容については、要領において事業類型ごとに定められている範囲の中で、当該行為の性質・規模や事業の重大性、社会的影響の大きさ等の観点から状況に応じて総合的に判断しているものになります。	経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領	対応不可	制度の現状欄に記載のとおりであり、また、補助金等はきわめて多種多様にわたることから、財務省において、統一の基準を設けることは困難です。	
12	令和6年6月24日	令和6年11月13日	行政改革ホットラインの提案に対する返答についてもレビューする	現状では、規制改革ホットラインについては、提案事項に対する各省庁の返答については、必要に応じて再検討の要請やワーキンググループでの検討を行っている。これに対し、行政改革ホットラインでは同じような取り組みが行われている明確な形がない。これを改め、行政改革ホットラインでも同じ様に提案された内容について、行政改革推進会議や関連する会議でレビューして、各省庁が対応不可とした案件でも必要に応じて再検討の要請やワーキンググループでの検討を行ったかどうか。	規制改革ホットラインについては、提案事項に対する各省庁の返答については、必要に応じて再検討の要請やワーキンググループでの検討を行っている。これに対し、行政改革ホットラインでは同じような取り組みが行われている明確な形がない。これを改め、行政改革ホットラインでも同じ様に提案された内容について、行政改革推進会議や関連する会議でレビューして、各省庁が対応不可とした案件でも必要に応じて再検討の要請やワーキンググループでの検討を行ったかどうか。	個人	内閣府 内閣府	内閣府規制改革推進室及び内閣府行政改革推進本部事務局では、「規制改革・行政改革ホットライン(縦割り110番)」を設置し、規制改革・行政改革について、広く国民の声を伺い、規制・制度の見直しや行政組織・運営の改善に結び付けるため、個人、企業、団体等からの提案を受け付けています。規制改革に関する提案及び回答の取扱いについては、規制改革推進会議の決定に基づき、各ワーキング・グループに報告を行い、再検討要請事項など処理方針の決定を行っています。	なし	その他	行政改革ホットラインについては、規制改革推進会議の各ワーキング・グループに該当する権が存在しないため、そのような場において処理方針の検討を行うことはしていませんが、国民本位で、時代に即した合理的かつ効果的な行政を実現するため、所管省庁において前向きな検討をしていただくとも分かりやすい回答となるよう要請してまいります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	
13	令和6年6月24日	令和6年7月19日	試験後に問題文を公開する国家資格試験のうち多岐選択式で回答するものの正解数の迅速な公開	<p>国家資格試験のうち全部または一部について、複数の肢から一つの正解を選びマークシートで回答する形式の試験は、様々な分野で各省庁が実施している。</p> <p>このような形式で実施する試験は複数の肢から一つの正解を選ぶ形式である以上、試験を実施する段階で既に正解は確定しているはずである。</p> <p>従って、このような試験については、合格発表等を待たずに、速やかに正解発表を公表することを提案する。</p> <p>試験の実施主体が、外部団体の場合は、その団体に対し上記を行うことを検討させることを求める。</p>	<p>マークシート形式の国家資格試験は各省庁で実施しており、その試験の性質上、試験を実施する段階で正解は確定しているため、試験日の翌日に正解発表を公表することは十分に可能であり、実際は試験日の翌日などに速やかに正解発表を公開している試験もある。(不動産鑑定士短答式試験、弁理士短答式試験、計量士試験等)</p> <p>しかしながら、合格発表日や結果発表日まで、正解発表を公開しない試験も数多く存在する。(社会福祉士試験、司法試験、司法書士試験、一級建築士学科試験等)</p> <p>後者のように合格発表日や結果発表日まで正解発表を公開しない場合、発表日に公開した正解が明らかに不適当であった場合、外部からの指摘により採点をやり直し、場合によっては追加合格者を出す対応が必要になるケースがある。(例として平成30年の司法試験予備試験短答式試験)</p> <p>このように外部の指摘で初めて不備に気づき追加合格などの対応をとるのは、事務処理及びコストの増大につながると思われる。</p> <p>假令、合格発表日等を待たずに試験日の翌日などに速やかに正解発表を公開したならば、発表日までの段階で、外部からの指摘に対応し、合格発表日より事務処理のコスト削減につながると思われる。</p> <p>現状、合格発表日等まで正解発表を公開しない試験においては、正解発表と合格点等を同時に発表するケースが多いこのような試験では正解発表は試験日の翌日に発表し、採点の結果によって変わる合格点等については、別途発表することも十分可能である。</p> <p>理実が実現した場合の最大の効果は、不備があった場合のコスト削減である。</p>	個人	<p>【金融庁】 公認会計士試験 (公認会計士試験) 公認会計士試験のうち短答式試験はマークシート方式により実施しています。正解の公表は合格発表日に併せて公認会計士・監査審査ウェブサイト上で行っています。公認会計士試験の試験問題については、試験日前に公認会計士試験委員による確認を行い、試験日以後は、試験の実施に関し出題範囲の検討などを行う公認会計士試験実施検討小委員会メンバーが検証を行うほか、受験予備校が行う解答速報等を含めた関係者の反応も参考に精査を行っています。このように正解を期待した上で採点を行い合格を決定していることから、試験日翌日に速ちに解答を公表するよりも事務処理及びコストが発生しない対応にとられており、ご提案の趣旨に即したものであると考えられます。なお、公認会計士試験において試験問題に不備があった場合は、合格発表と併せて必ずその旨の公表を行っています。</p> <p>(貸金業務取扱主任者資格試験) 貸金業務取扱主任者資格試験の試験問題の正解発表は、試験合格者の発表と同日に実施しています。</p> <p>【ごども家庭庁】 ごども家庭庁 法務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 国土交通省 環境省</p> <p>【ごども家庭庁】(保育士試験) 保育士試験については、児童福祉法により都道府県知事が行うこととされており、保育士試験の実施に関する事務(以下「試験事務」という。)は、適正かつ確実に実施することができることと認められるものとして当該都道府県知事が指定する者(以下「指定試験機関」という。)に行わせることができるものとされています。このため試験に関する具体的な事務の進め方については、実施主体である都道府県及び指定試験機関において検討されています。</p> <p>【法務省】(司法試験、司法試験予備試験) 司法試験においては、原則として短答式試験成績発表時に、司法試験予備試験においては、短答式試験合格発表時に、それぞれ短答式試験の正答発表を公表しています。</p> <p>【財務省】(通関士試験) 通関士試験における試験の採点は、通関業法第27条の規定に基づき財務大臣が委嘱した試験委員が行うこととされています。なお、通関士試験においては、試験実施後、試験委員による採点を経たずして、合格発表と同日付で正解を公表しております。</p> <p>【文部科学省・厚生労働省】(公認心理師国家試験) 公認心理師国家試験については、公認心理師法(平成27年法律第68号)第10条に基づき、指定試験機関として指定された(一般財団法人)公認心理師試験研修センターにおいて、公認心理師国家試験の実施に関する事務(心理師試験事務とします。)の全てを実施しています。本試験は、マークシート形式の試験として実施しており、試験実施後、改めて正答の精査を行った上、合格発表時に併せて正答を公表しています。</p>	<p>【金融庁】 (公認会計士試験) 対応不可</p> <p>【金融庁】 (公認会計士試験) (貸金業務取扱主任者資格試験) 検討予定なし</p> <p>【ごども家庭庁】(保育士試験) 対応不可</p> <p>【法務省】(司法試験、司法試験予備試験) なし</p> <p>【財務省】(通関士試験) 通関業法第27条</p> <p>【文部科学省・厚生労働省】(公認心理師国家試験) 対応不可</p>	<p>【金融庁】 (公認会計士試験) 制度の現状欄に記載のとおり、解答については十分に精査を行ったうえで公表しております。精査を行わないまま正答を公表すると、却って受験者に混乱をもたらし、それに対する問い合わせ等が増加し、事務処理コストが増大することになります。</p> <p>(貸金業務取扱主任者資格試験) 法令等及び貸金業務取扱主任者資格試験を実施する日本貸金業協会が定める試験事務規程においては正解数の公表時期に関する明確な規定はなく、委託先等と調整のうえ、正解発表に関する公表情報の取扱方式や問合せ窓口対応などの運用を見直しにより、試験日の翌日に正解発表を公表する対応は可能と考えます。</p> <p>ただし、令和6年度の試験(令和6年11月17日実施予定)の正解発表の公表については、試験合格者の発表と同日の令和7年11月10日である旨公表済みのため、日本貸金業協会においては、令和7年度の試験からの正答発表の前提について検討してまいります。</p> <p>【ごども家庭庁】(保育士試験) 保育士試験の実施に関する具体的な事務の進め方については、各都道府県及び指定試験機関において決定しているため、国が対応することは困難です。</p> <p>【法務省】(司法試験、司法試験予備試験) 試験の適正な運営に支障が生じるおそれがあることから、現状よりも早い時期における正答発表の公開はできません。</p> <p>【財務省】(通関士試験) 通関士試験における試験の採点は、通関業法の規定に基づき試験委員が行うこととされており、正確性を期するために、試験日以後、試験委員による再度の正答の精査を経て、採点・合格基準の決定を行っております。</p> <p>【文部科学省・厚生労働省】(公認心理師国家試験) この再度の精査を行わずに正答を公表することは、却って受験者等に混乱をもたらし、それに対する問合せ等が増加し、事務処理及びコストが増大するおそれがあるものと思料することから、対応は困難です。</p> <p>【文部科学省・厚生労働省】(公認心理師国家試験) 心理師試験事務については、制度の現状欄に記載のとおり全ての試験事務を指定試験機関が実施しています。当該試験においては、試験実施後、改めて正答・誤答の精査を行い、当該年度の合格基準を決定の上、正答を公表しており、行政改革推進本部事務局の指摘を踏まえ、現在は試験実施からおよそ1カ月(約20営業日)で公表することとしております。</p>		

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	
13	令和6年6月24日	令和6年7月19日		<p>国家資格試験のうち全部または一部について、複数の肢から一つの正解を選びマークシートで回答する形式の試験は、様々な分野で各省庁が実施している。</p> <p>試験後に問題文を公開する国家資格試験のうち多肢選択式で回答するもの正解肢の迅速な公開</p> <p>このような形式で実施する試験は複数の肢から一つの正解を選ぶ形式である以上、試験を実施する段階で既に正解肢は確定しているはずである。従って、このような試験については、合格発表等を待たずに、速やかに正解肢を公表することを提案する。試験の実施主体が、外部団体の場合は、その団体にに対し上記を行うことを検討させることを求める。</p>	<p>マークシート形式の国家資格試験は各省庁で実施しており、その試験の性質上、試験を実施する段階で正解肢は確定している。試験日の翌日に正解肢を公表することは十分に可能であり、実施は試験日の翌日などに速やかに正解肢を公開している試験もある。(不動産鑑定士短答式試験、弁理士短答式試験、計量士試験等)</p> <p>しかしながら、合格発表日と結果発表日まで、正解肢を公開しない試験も数多く存在する。(社会福祉士試験、司法試験、司法書士試験、一級建築士学科試験等)</p> <p>後者のように合格発表日と結果発表日まで正解肢を公開しない場合、発表日に公開した正解肢が明らかに不当であった場合、外部からの指摘により採点をやり直し、場合によっては追加合格者を出す対応が必要になるケースがある。(例として平成30年の司法試験予備試験短答式試験)</p> <p>このように外部の指摘に初めで不備に気づき追加合格などの対応をとるのは、事務処理及びコストの増大につながると思われる。</p> <p>仮に、合格発表日等を待たずに試験日の翌日などに速やかに正解肢を公開したならば、発表日までの段階で、外部からの指摘に対応し、合格発表日等まで正解肢を見直す対応は十分に可能であったと思われる。適切な発表により事務処理のコスト削減につながると思われる。</p> <p>現状、合格発表日等まで正解肢を公開しない試験においては、正解肢と合格点等を同時に発表するケースが多い。このような試験では正解肢は試験日の翌日に発表し、採点の結果によって変わる合格点等については、別途発表することも十分可能である。</p> <p>理案が実現した場合の最大の効果は、不備があった場合のコスト削減である。</p>	<p>金融庁 こども家庭庁 法務省 文科科学省 厚生労働省 農林水産省 国土交通省 環境省</p> <p>個人</p>	<p>【厚生労働省】 (医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学士、義肢装具士、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、言語聴覚士、救急救命士に係る国家試験) 上記の国家試験においては、試験実施後、有識者による会議において、問題内容の妥当性について話し、受までになかった問題については採点対象から除外する等の取扱いをする仕組みが既に設けられています。 上記検討を経てから合格発表を行うため、国家試験は合格発表の時期と合わせて正答肢を公表することとしています。 なお、本会議での検討前に、問題作成時の正答肢を公表することした場合、不適切問題があった際に、受験者に自己採点による点数の計算上の混乱を招き、それに伴う受験者からの個別照会等、合格発表までのわずかの間に過剰な労力が発生します。</p> <p>(製菓衛生師試験、調理師試験) 製菓衛生師及び調理師試験実施主体は都道府県であり、正答肢の公表について、国が決定・実施しているものではありません。</p> <p>(管理栄養士国家試験) 管理栄養士国家試験においては、試験実施後、各問題の選択肢の選択状況を踏まえ、問題の適切性を多重に確認・判定する会議を行っております。 仮に、当該会議での検討を行わずに、問題作成時の正答肢をそのまま公表することとした場合、不適切問題があった場合、受験者の混乱を招く上、それに伴う対応に労力が必要となるおそれがあります。 上記理由により、管理栄養士国家試験においては合格発表日と同日に正答肢を公表することとしています。</p> <p>(理容師試験、美容師試験) 理容師試験及び美容師試験に係る試験事務については、理容師法(昭和22年法律第234号)第4条の2第1項及び美容師法(昭和32年法律第103号)第4条の2第1項の規定に基づき、厚生労働大臣の指定を受けた(公財)理容師美容師試験センターが実施しています。 理容師試験及び美容師試験では、筆記試験終了後に、筆記試験の結果を踏まえた合否判定基準を決定し、合格者の受験番号及び合否判定基準を同センターのHPにおいて公表しており、筆記試験の正解肢についても併せて公表しています。</p> <p>(建築物環境衛生管理技術者試験) 建築物環境衛生管理技術者試験に係る試験事務については、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第8条第3項の規定に基づき、厚生労働大臣の指定を受けた(公財)日本建築衛生管理教育センターが実施しています。 建築物環境衛生管理技術者試験では、筆記試験の結果を踏まえた合否判定基準を決定し、合格者の受験番号及び合否判定基準を同センターのHPにおいて公表しており、筆記試験の正解肢についても併せて公表しています。</p> <p>(薬剤師国家試験) 薬剤師国家試験においては、試験実施後、問題内容の妥当性について確認する会議を行っております。 仮に、当該会議での検討前に、問題作成時の正答肢をそのまま公表することとした場合、不適切問題があった際に、受験者の混乱を招く上、それに伴う対応コストが発生します。 上記理由により、薬剤師国家試験においては合格発表日と同日に正答肢を公表することとしています。</p> <p>(社会保険労務士試験) 試験の正答については、全国社会保険労務士連合会試験センターの社会保険労務士試験専用サイトに、合格発表日に公表を行っております。</p> <p>(安衛法関係免許試験) 試験の正答については、安全衛生技術試験協会の専用サイトにて、試験実施後、公表可能な試験問題の回答を速やかに公表を行っております。</p> <p>(社会福祉士国家試験、介護福祉士国家試験) 社会福祉士国家試験及び介護福祉士国家試験については、社会福祉士及び介護福祉士法(昭和52年法律第30号、「士士法」と略します。)第10条に基づき、指定試験機関として指定された(公益財団法人)社会福祉振興・試験センター(「試験センター」と略します。)において、両国家試験の実施に関する事務(以下「士士・介士試験事務」と略します。)の全てを実施しています。両試験ともにマークシート形式の試験として実施しており、試験実施後、改めて正答の精査を行った上、合格発表時に併せて正答を公表しています。</p> <p>(精神保健福祉士国家試験) 精神保健福祉士国家試験については、精神保健福祉士法(平成9年法律第131号)第10条に基づき、指定試験機関として指定された(公財)精神保健福祉士国家試験の実施に関する事務(「精士試験事務」と略します。)の全てを実施しています。 本試験は、マークシート形式の試験として実施しており、試験実施後、改めて正答の精査を行った上、合格発表時に併せて正答を公表しています。</p>	<p>【厚生労働省】 (医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学士、義肢装具士、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、言語聴覚士、救急救命士に係る国家試験、製菓衛生師試験、調理師試験、管理栄養士国家試験)</p> <p>【厚生労働省】 (理容師試験、美容師試験、建築物環境衛生管理技術者試験) 理容師試験、美容師試験及び建築物環境衛生管理技術者試験では、試験実施後、試験問題の選択肢の回答状況を踏まえ、当該試験問題の適正性を確認・判定することとしています。 仮に、適正性の確認・判定前に試験問題作成時の正答肢をそのまま公表し、不適切問題があった場合、受験者の混乱を招くおそれがあるため、理容師試験、美容師試験及び建築物環境衛生管理技術者試験では合格発表日と同日に正答肢を公表することとしています。</p> <p>(美容師試験) 美容師法第4条第2項及び第4条の2第1項</p> <p>(社会保険労務士試験) 試験日後、速やかに正答を公表することについて検討し、「可能」との結論が得られた場合には、できる限り早期に対応してまいります。</p> <p>(上記以外の資格試験)対応不可</p> <p>(安衛法関係免許試験) 労働安全衛生法の免許では、試験実施後、試験問題の選択肢の回答状況を踏まえ、当該試験問題の適正性を確認・判定することとしています。 仮に、適正性の確認・判定前に試験問題作成時の正答肢をそのまま公表し、不適切問題があった場合、受験者の混乱を招くおそれがあることから、対応困難です。</p> <p>(社会福祉士国家試験、介護福祉士国家試験、精神保健福祉士国家試験) 士士・介士試験事務及び精士試験事務については、制度の現状欄に記載のとおり全ての試験事務を指定試験機関が実施しています。 当該試験においては、試験実施後、改めて正答・誤答の精査を行い、当該年度の合格基準を決定の上、正答を公表しており、行政改革推進本部事務局指摘を踏まえ、現在は試験実施からおよそ1カ月(約20営業日)で公表することとしています。</p>			

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
13	令和6年6月24日	令和6年7月19日	試験後に問題文を公開する国家資格試験のうち多肢選択式で回答するもの正解肢の迅速な公開	国家資格試験のうち全部または一部について、複数の肢から一つの正解を選ぶマークシートで回答する形式の試験は、様々な分野で各省庁が実施している。このような形式で実施する試験は複数の肢から一つの正解を選ぶ形式である以上、試験を実施する段階で既に正解肢は確定しているはずである。従って、このような試験については、合格発表を待たずに、速やかに正解肢を公表することを提案する。試験の実施主体が、外部団体の場合は、その団体に上記を行うことを検討させることを求める。	マークシート形式の国家資格試験は各省庁で実施しており、その試験の性質上、試験を実施する段階で正解肢は確定しているため、試験日の翌日に正解肢を公表することは十分に可能であり、実際に試験日の翌日などに速やかに正解肢を公開している試験もある。(不動産鑑定士短答式試験、弁理士短答式試験、社会士試験等) 後者のように合格発表日や結果発表日まで正解肢を公開しない場合、発表日に公開した正解肢が明らかに不相当であった場合、外部からの指摘により採点をやり直し、場合によっては追加合格者を出す対応が必要になるケースがある。(例として平成30年度の司法試験予備試験解答式試験) このように外部の指摘で初めて不慮に気づき追加合格などの対応をとるのは、事務処理及びコストの増大につながると思われる。 従って、合格発表日等を持たずに試験日の翌日などに速やかに正解肢を公開したならば、発表日までの段階で、外部からの指摘に対し、合格発表日等まで正解肢を見直す対応は十分に可能であったと思われる、適切な発表により事務処理のコスト削減につながると思われる。 現状、合格発表日等まで正解肢を公開しない試験においては、正解肢と合格点を同時に発表するケースが多い。このように試験では正解肢は試験日の翌日に発表し、採点の結果によって変わる合格点等については、別途発表することも十分に可能である。 提案が実現した場合の最大の効果は、不備があった場合のコスト削減である。	個人	金融庁 こども家庭庁 法務省 財務省 文科省 学務省 厚生労働省 農林水産省 国土交通省 環境省	【農林水産省】 【獣医師国家試験】 獣医師国家試験については、正答肢を合格発表の翌日に公表しています。 【愛玩動物看護師国家資格】 愛玩動物看護師国家試験については、正答肢を合格発表日に公表しています。 【土地改良機土地資格試験】 土地改良機土地資格試験におけるマークシート形式の試験(知識試験)については、「土地改良機土地資格試験事務処理要領(昭和48年8月9日付48構改第244号農林水産省構造改善局通知)」の別記「土地改良機土地資格試験受験案内」の5(3)において、「合格者の公表の際に、農林水産省ホームページにおいて…正解を公表します」としており、合格者の公表の際にその正解を公表しています。 【林業普及指導員資格試験】 林業普及指導員資格試験は、筆記試験及び後日に実施する口述試験により行っており、筆記試験のマークシート形式の問題及び解答は、公表時期を定めています。問題及び解答の公表は、マークシートの採点が完了後、問題ごと選択割合や正答率などを確認し、誤問、誤答の有無の分析を行い、採点を確定した上で筆記試験の合格通知の時期と併せて行っているところです。 【国土交通省】 【管理業務主任者試験】 管理業務主任者試験は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)第57条に基づき、管理業務主任者として必要な知識について、毎年1回以上、国土交通大臣が行うこととされており、同法第58条に基づき、国土交通大臣は、「指定試験機関」を指定し、その者に管理業務主任者試験の実施に関する事務を行わせることができるとされています。現在は、一般社団法人マンション管理業協会が、指定試験機関として試験を年1回実施しています。試験形式はマークシート方式を採用し、合格発表と併せて正答肢を公表しています。 【浄化槽設備士試験】 浄化槽設備士試験は、学科技験(10問)と実地試験(3～4問)に分かれております。正答の発表については、試験問題の公表と併せて、試験の2日後に試験実施機関のホームページで行っておりますが、その対象は学科技験のみであり、実地試験の正答の発表は行われておりません。 【給水装置工事主任技術者試験】 合格発表日に正答番号一覧(解答)の公表を行っています。 【マンション管理士試験】 マークシート方式を採用し、合格発表と同時に正答肢を公開しています。 【一級建築士試験】 マークシート方式を採用し、合格発表日に解答を公開しています。 【自動車整備士技能検定】 運用により、合格発表日以降に解答を公表しています。 【衛生管理者試験】 学科技験及び実地試験にて実施しており、短答式の学科技験の問題文は公開していますが解答については公開していません。 【救命艇手試験】 学科技験及び実地試験にて実施しており、短答式の学科技験は正解肢を公表していません。 【全国通訳案内士試験】 全国通訳案内士として必要な知識及び能力を有するかどうかを判定することを目的として毎年一回以上、観光庁長官が実施し、通訳案内士法第十一條に基づき、独立行政法人国際観光振興機構が試験事務を代行しています。 【測量士・測量士補国家試験】 測量法及び関係法令に基づき、測量士としての専門的学識及び応用能力及び測量士補としての専門的技術有するかどうかを判定するため、毎年1回、全国で実施しており、測量士試験はマークシート方式と記述方式で、測量士補試験はマークシート方式で実施しています。 【環境省】 【臭気判定士試験】 正答番号の公表については、試験結果の発表時(試験日から1ヵ月後)に協会のホームページに2ヶ月間掲示します。また、協会機関誌「におい・かおり環境学会誌」にも掲載します。 合否判定基準については、試験終了後の臭気判定士試験委員会において決定します。また、決定した合否判定基準は、受験者の合否通知に同封するとともに、協会ホームページで公表します。 参考：令和5年度の合否判定基準 (1) 総合得点率 70%以上 (2) 各科目別最低得点率 33%以上。ただし、「臭気指数等の測定業務」については、問 31～38の8題(A:文章問題)は33%以上、問 39～44の6題(B:計算問題)は66%以上 【愛玩動物看護師国家試験】 愛玩動物看護師国家試験については、正答肢を合格発表日に公表しています。 【浄化槽管理士試験】 浄化槽管理士試験の正解肢は合格発表と同時に公表しています。 正解肢は問題作成時に判明しております。	【農林水産省】 【獣医師国家試験】 獣医師 【愛玩動物看護師国家試験】 愛玩動物看護師 【農林水産省】 【獣医師国家試験】 獣医師 【愛玩動物看護師国家試験】 愛玩動物看護師 【農林水産省】 【獣医師国家試験】 獣医師 【愛玩動物看護師国家試験】 愛玩動物看護師 【農林水産省】 【獣医師国家試験】 獣医師 【愛玩動物看護師国家試験】 愛玩動物看護師 【国土交通省】 【管理業務主任者試験】 管理業務主任者試験 マンションの管理の適正化の推進に関する法律第57条及び第58条 【浄化槽設備士試験】 浄化槽設備士試験 【給水装置工事主任技術者試験】 給水装置工事主任技術者試験 水道法第25条の2及び第28条の12 【マンション管理士試験】 マンション管理士試験 マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第6条 【一級建築士試験】 建築士法施行規則第16条 【自動車整備士技能検定】 自動車整備士技能検定 道路運送車両法第55条 【衛生管理者試験】 衛生管理者試験 船舶法第82条の2第3項第1号 船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令第9号 【救命艇手試験】 救命艇手試験 法律第100号)第118条第3項第1号 救命艇手規則(昭和37年運輸省令第47号)第3条、第4条、第5条及び第6条 【全国通訳案内士試験】 全国通訳案内士試験 通訳案内士法第5条、第8条及び第11条 【測量士・測量士補国家試験】 測量法第50条及び第51条 測量法施行令第17条～第28条 【環境省】 【臭気判定士試験】 臭気判定士試験 【愛玩動物看護師国家試験】 愛玩動物看護師 【浄化槽管理士試験】 浄化槽管理士試験 浄化槽法第46条等	【農林水産省】 【獣医師国家試験】 獣医師 【愛玩動物看護師国家試験】 愛玩動物看護師 【農林水産省】 【獣医師国家試験】 獣医師 【愛玩動物看護師国家試験】 愛玩動物看護師 【農林水産省】 【獣医師国家試験】 獣医師 【愛玩動物看護師国家試験】 愛玩動物看護師 【国土交通省】 【管理業務主任者試験】 管理業務主任者試験 マンションの管理の適正化の推進に関する法律第57条及び第58条 【浄化槽設備士試験】 浄化槽設備士試験 【給水装置工事主任技術者試験】 給水装置工事主任技術者試験 水道法第25条の2及び第28条の12 【マンション管理士試験】 マンション管理士試験 マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第6条 【一級建築士試験】 建築士法施行規則第16条 【自動車整備士技能検定】 自動車整備士技能検定 道路運送車両法第55条 【衛生管理者試験】 衛生管理者試験 船舶法第82条の2第3項第1号 船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令第9号 【救命艇手試験】 救命艇手試験 法律第100号)第118条第3項第1号 救命艇手規則(昭和37年運輸省令第47号)第3条、第4条、第5条及び第6条 【全国通訳案内士試験】 全国通訳案内士試験 通訳案内士法第5条、第8条及び第11条 【測量士・測量士補国家試験】 測量法第50条及び第51条 測量法施行令第17条～第28条 【環境省】 【臭気判定士試験】 臭気判定士試験 【愛玩動物看護師国家試験】 愛玩動物看護師 【浄化槽管理士試験】 浄化槽管理士試験 浄化槽法第46条等	【農林水産省】 【獣医師国家試験】 獣医師 【愛玩動物看護師国家試験】 愛玩動物看護師 【農林水産省】 【獣医師国家試験】 獣医師 【愛玩動物看護師国家試験】 愛玩動物看護師 【農林水産省】 【獣医師国家試験】 獣医師 【愛玩動物看護師国家試験】 愛玩動物看護師 【国土交通省】 【管理業務主任者試験】 管理業務主任者試験 マンションの管理の適正化の推進に関する法律第57条及び第58条 【浄化槽設備士試験】 浄化槽設備士試験 【給水装置工事主任技術者試験】 給水装置工事主任技術者試験 水道法第25条の2及び第28条の12 【マンション管理士試験】 マンション管理士試験 マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第6条 【一級建築士試験】 建築士法施行規則第16条 【自動車整備士技能検定】 自動車整備士技能検定 道路運送車両法第55条 【衛生管理者試験】 衛生管理者試験 船舶法第82条の2第3項第1号 船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令第9号 【救命艇手試験】 救命艇手試験 法律第100号)第118条第3項第1号 救命艇手規則(昭和37年運輸省令第47号)第3条、第4条、第5条及び第6条 【全国通訳案内士試験】 全国通訳案内士試験 通訳案内士法第5条、第8条及び第11条 【測量士・測量士補国家試験】 測量法第50条及び第51条 測量法施行令第17条～第28条 【環境省】 【臭気判定士試験】 臭気判定士試験 【愛玩動物看護師国家試験】 愛玩動物看護師 【浄化槽管理士試験】 浄化槽管理士試験 浄化槽法第46条等	【農林水産省】 【獣医師国家試験】 獣医師 【愛玩動物看護師国家試験】 愛玩動物看護師 【農林水産省】 【獣医師国家試験】 獣医師 【愛玩動物看護師国家試験】 愛玩動物看護師 【農林水産省】 【獣医師国家試験】 獣医師 【愛玩動物看護師国家試験】 愛玩動物看護師 【国土交通省】 【管理業務主任者試験】 管理業務主任者試験 マンションの管理の適正化の推進に関する法律第57条及び第58条 【浄化槽設備士試験】 浄化槽設備士試験 【給水装置工事主任技術者試験】 給水装置工事主任技術者試験 水道法第25条の2及び第28条の12 【マンション管理士試験】 マンション管理士試験 マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第6条 【一級建築士試験】 建築士法施行規則第16条 【自動車整備士技能検定】 自動車整備士技能検定 道路運送車両法第55条 【衛生管理者試験】 衛生管理者試験 船舶法第82条の2第3項第1号 船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令第9号 【救命艇手試験】 救命艇手試験 法律第100号)第118条第3項第1号 救命艇手規則(昭和37年運輸省令第47号)第3条、第4条、第5条及び第6条 【全国通訳案内士試験】 全国通訳案内士試験 通訳案内士法第5条、第8条及び第11条 【測量士・測量士補国家試験】 測量法第50条及び第51条 測量法施行令第17条～第28条 【環境省】 【臭気判定士試験】 臭気判定士試験 【愛玩動物看護師国家試験】 愛玩動物看護師 【浄化槽管理士試験】 浄化槽管理士試験 浄化槽法第46条等

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
14	令和6年7月19日	令和6年12月16日	240511ST46(1/3)合併による移転登記の申請書には承認会社代表者の登録印を押させる	R3行政改革139提案は、所有権や抵当権などの合併による移転登記では存続会社の登記事項証明書のみが添付書類となるため、消滅会社と同一商号同一本店の会社が設立し吸収合併すれば、当該存続会社が自身の登記事項証明書を添付して合併による移転登記が可能であること、存続会社には消滅会社の登記事項証明書を提供させるべきであるとしたものである。／これに対して法務省は、「申請人に適宜な負担を課すことにはならない。／そもそも印鑑証明書の添付を要しない登記申請手続は文書付で進められ、本人確認は全くされていない。／先取りする前提で、地面師さんが移転来り抵当権を抹消することは標準である。／これは、不動産登記手続が個人と法人で同等になっていることによる。／個人の包括承継を相対して戸籍簿本の取替手続で本人確認がされるから放置するとしても、だれでも添付書類を提出できる申請については何らかの規制が必要である。／個人の印鑑証明書を添付させることは「申請人に適宜な負担を課すことにはならない」という趣旨を踏まえ、個人等番号で代替できる法人については「申請人に適宜な負担を課すこととは言いえないだろう。／むしろ、虚偽の移転登記がされた場合の抹消コストを考えれば、会社は喜んでその負担を引き受けるのではないのか？」	商業登記センター	法務省	法人の合併による権利の移転の登記の申請の際には、登記原因証明情報として、法人の合併を証する登記官等最初の公務員が職務上作成した情報の提供が必要とされています。具体的には、新設合併の場合は新設合併設立会社の登記事項証明書又は当該記載が確認できる会社法人等番号を、吸収合併の場合は合併の記載がある吸収合併存続会社の登記事項証明書又は当該記載が確認できる会社法人等番号を、それぞれ提供することが必要とされています。	不動産登記令(平成16年政令)第7条1項、別表第22の項、第30の項	対応不可	制度の現状欄に記載したとおり、法人の合併による権利の移転の登記の申請には、登記原因証明情報の提供が必要となります。現行制度においても、申請人となるべき者以外の者が申請していると疑うに足りる相当な理由がある場合には、登記官は、不動産登記法24条の規定に基づき、本人確認をすることができることから、御提案については、申請人に適宜な負担を課すことと実態を反映した登記の担保とのバランス等を考慮して、慎重に検討すべきものと考えられます。		
15	令和6年7月19日	令和6年12月16日	240511ST47(2/3)虚偽の合併による移転登記の職権抹消できるようにする	合併による移転登記では、存続会社の登記事項証明書が登記原因証明情報とされている。／しかしこの方法によると、登記を承継した消滅会社が合併により消滅した後同一商号同一本店の会社を設立し、別の会社に吸収合併すると虚偽の移転登記が可能になる。／そのため、存続会社ではなく消滅会社の登記事項証明書を提出させ、権利取得時に登記名義人と同一の本店商号であることを証明させるべきであると提案したところ、法務省は拒否しやがた。／その一方で、改正不発現により所有権登記名義人に会社法人等番号を記録する際には、当該会社が権利取得時の本店商号が同一であることを証明せよという。／なぜ会社法人等番号の記録には権利取得一	一時の証明が必要であるのに、合併による移転登記では合併時点での本店商号の同一性で足りるのか？／この欠陥を悪用して虚偽の合併による移転登記がされれば、真正の権利者である存続会社は直接に自己への移転登記ができなくなる。／すなわち、真正の権利者が合併による移転登記をするには、一旦虚偽の移転登記を抹消する叫びを得ようとする権利消滅登記申請をしなければならぬ。／商業登記記録上、無効な登記であることが明らかであるとはいえず、それを裁判で明らかにするにはコストが掛かる。／合併による移転登記は義務ではなく、長年放置していかなくてもこうした問題は起こりうる。／そもそも原因は「申請人に適宜な負担を課すことにはならない」という趣旨を踏まえ、個人等番号で代替できる法人等番号に、真正の権利者からの申請による職権抹消が、それである。／しかし、不発現11条の職権抹消は抹消すべき登記の申請人が申請権限を有しない場合を除外しているため、虚偽の合併による移転登記であることが明らかであるとしても、登記官には抹消権限がないことになる。／しかし、商業登記記録を精査すれば、登記名義人として記録されている者が真正の権利者でないことは明らかであり、法25条13号が委任する令20条8号の「登記記録上明らかである」とも言えないものがない。／自然人の住所氏名のスペースは省略されるのに、会社の商号のスペースは不動産登記でも登記されるのは、不動産と商業の「登記記録」を一体のものとして扱っているからである。／こんな網渡りをなくしても、困難を起こされる前に自主的に手続すべきじゃないですか？	商業登記センター	法務省	登記官は、権利に関する登記を完了した後に、当該登記が、不動産登記法25条第1号から第3号まで又は第13号に該当することを発見したときは、登記権利者及び登記義務者並びに利害関係者を第三者に対し、1月以内の期間を定め、当該権利の抹消について異議のある者がその期間内に異議を述べないとき又は異議を却したときは、当該登記を抹消しなければならぬとされています。	不動産登記法(平成16年法律第123号)第71条	対応不可	登記官の職権による登記の抹消は、登記が無効であり、その無効が登記記録そのものから明白である場合に限り認められるものである。／前記に照らして「虚偽の合併による移転の登記」がされたとしても、その無効が登記記録そのものから明白であるとはいえないため、御提案については慎重な検討が必要である。／なお、申請人となるべき者以外の者が申請していると疑うに足りる相当な理由がある場合には、登記官は、不動産登記法24条の規定に基づき、本人確認をすることができることとされており、御指摘の「虚偽の合併による移転の登記」がされないための仕組みが取られています。	
16	令和6年7月19日	令和6年6月20日	e-Gov法令検索で民事訴訟規則・刑事訴訟規則が閲覧できるようにしてほしい	現状では、e-Gov法令検索で「民事訴訟規則」「刑事訴訟規則」は閲覧できない。法律実務上、両規則は非常に重要な規範であり、e-Govを用いた簡便な調査できないのは極めて不便である。従って、「民事訴訟規則」「刑事訴訟規則」をe-Govで閲覧できるようにしてほしい。	e-Gov法令検索で「民事訴訟規則」「刑事訴訟規則」は閲覧できない理由は、上記規則は最高裁判所規則であることによることと推測される。しかしながら、法律実務上は非常に重要な規則であり、e-Gov法令検索の対象にする必要性は相当高いと思われる。そもそも、最高裁判所規則であることが、e-Gov法令検索登録簿の対象外である理由としたら、そのような理由は、最高裁判所事務総局(情報政策課等)とe-Govを運営するデジタル庁等という所管の違いによるもので、典型的な縦割り行政によるものである。この現状は、縦割り行政によるものであり、国策として知る権利が阻害されて不利益である以上、それを改善し、国民の便益をを図る必要性は高い。従って、最高裁判所規則であっても民事訴訟規則「刑事訴訟規則」について、最高裁判所事務総局とデジタル庁が連携し、e-Govで閲覧できるようにしてほしい。	個人	デジタル庁 法務省	e-Gov法令検索においては、現状、「民事訴訟規則」及び「刑事訴訟規則」のデータは提供していません。	なし	検討を予定	まずは行政機関が所管する法令等のデータをe-Gov法令検索において提供するため、令和6年度は告示データの整備に向けた検討を進めているところです。その上で、最高裁判所が制定する民事訴訟規則及び刑事訴訟規則についても、e-Gov法令検索における提供の要否も含め、検討を行う予定です。	
17	令和6年7月19日	令和6年8月20日	自動車登録申請書の鉛筆書きの改善	自動車登録申請書はOCRシートと呼ばれる、国土交通省の窓口でスクリーンリーダーを読み取りを行っている。読み取りと称して自動車登録番号を鉛筆書きさせているが、ボールペン書きに改める	自動車登録申請は印鑑証明を提出する厳格な手続きである。しかし、この申請では、任意住所はボールペン書きであるが、許容の自動車登録番号は鉛筆書きを求められる。これは、機械読み取りのためと説明されたが、より多種多様な手続を扱う郵便局でさえ、ボールペン書きの読み取りが出来ている中で、時代後れらしいところである。さらに、他人に手続きを依頼する際には、この鉛筆書きでは書き取りの恐れがあるため、ボールペン書きの委任状を新たに作成する手間がかかる。非効率なので、改善すべきである	個人	国土交通省	自動車登録申請書の申請書であるOCRシートの記入については、鉛筆で行わなければならないと定められておらず、ボールペンやプリンターで印字したもので申請することができます。なお、運輸支庁においては、ボールペンで記入されたOCRシートに方が一誤記があった場合は、申請の方にご連絡し記入し直していただく手間が発生することから、鉛筆での記入をご案内する場合があります。	自動車登録令(昭和28年政令第250号)第14条第1項第3号、第15条第1項	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおり、OCRシートについてはボールペンで記入したいという声は多く聞かれます。国土交通省のウェブサイトである「自動車検査登録総合ポータルサイト」では、電子的に情報を入力し、OCRシートを作成・印刷することができ、印刷したOCRシートを申請に利用できます。また、自動車登録のオンライン申請システム「自動車保有関係手続ワンストップサービス(OSS)」をご利用いただければ、OCRシートを作成することなく電子的に情報を入力することで申請することも可能です。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
22	令和6年8月22日	令和6年9月17日	官報情報検索サービスの後継データベースをe-LAWSシステム内からアクセス可能とすること	現在、閲覧期限を過ぎた官報情報について、各省庁の担当官が内容を確認及び検索するためには、国立印刷局の提供する官報情報検索サービスに契約する必要があります。官報情報検索サービス又はその後継として検討されていると見られる官報情報検索サービスのデータベース内を探索する機能を有するe-LAWSシステムからアクセス可能とすることを検討いたしました。	行政業務では、法令所管部局をはじめとして、告示の制定・改廃も法令事務の一環として行っている。そうした業務を実施する上では、過去の告示の事例や他省庁の告示の検索が必要であるが、e-LAWSの法令データベースにおいては告示はその対象とされていない。そのため、官報により検索を実施する必要があるが、前述の通り各部局において官報情報検索サービスアカウントの調達を行う必要があり、事務負担が生じている。行政機関同士の連携行為により無用な事務コストを生じさせていることは問題であり、今後官報法に基づき構築する電磁的官報記録データベースについては、告示を含むその全部に対してe-LAWSから検索が可能となるよう改善いただくことにより当該事務コストの削減を実現できると考える。	個人	デジタル庁 財務省 内閣府	現行e-LAWS/e-Govでは閲覧期限の過ぎた官報情報についてアクセスすることはできません。	なし	検討に着手	官報情報検索サービスについては、独立行政法人国立印刷局が、財務省及び官報の発行に関する法律を所管する内閣府の方針等を踏まえて検討するものであり、現時点において、御指摘のような見直し等は予定されていません。 なお、官報の発行に関する法律の施行後においては、同法及び同法に基づく内閣府令の規定により、ブラウザ/バーへの配信等に支障がない告示については、閲覧期間経過後も引き続き内閣府のウェブサイト上で公開することとしています。 また、行政業務における告示の制定・改廃等に係るデータの参照に関して、「デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和6年6月21日閣議決定）」において、「官報電子化の取組も踏まえ、デジタル庁、財務省等関係府省庁と連携し、整備を行う対象範囲、公開するデータ形式等について整理し、体制等を整備した上で、2026年度中目途で告示のベース・レジストリの提供開始を目指す」としており、運用上の課題や費用対効果も踏まえて検討を進めてまいります。	
23	令和6年8月22日	令和6年11月13日	240601ST55(1/2)【列挙式の法定相続情報一覧図の様式をスペースで簡略化する】	法務省は法定相続情報一覧図の様式として、縦図方式のほか、列挙方式を公開している。しかし、多数の様式が公開されている縦図方式に対して、列挙方式は「父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹がいる場合」の1種類しかない。しかしその説明は「父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹の存在の有無」が分からないため、相続手続を所掌する機関において相続分を確認する必要がある場合は、その機関から再度戸籍簿請求を求められることなど、注意書きがある。しかし、これは「父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹がいる場合」の注意書きであり、列挙方式そのものの注意書きではない。なぜ、特殊な場合にのみ生じる不都合を、列挙方式一	一体について表示しているのか？/このような水際作業を奨励するくらいなら、「父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹」を含む列挙方式の発本も公開すべきである。/そして列挙方式全体の様式についても、縦図方式から縦図型、スペースで改善を要すればよい。/R行政改革2回目で、テキストファイルでは「被相続人と起点とした相続人との関係性の把握を一括して行うことが困難である」とするけれど、技術的な実現方法を求めるだけでその関係性は毎回向上する。/たとえば、こんな感じ。/親を公開するときは、改行を残してね。/母 【被相続人の異母姉】 法務省子父 【被相続人の異母姉】 法務省子父 【被相続人の妻】 法務省子父 【被相続人の妻】 法務省子父 【被相続人の異父姉】 法務省子父 /続柄を戸籍の記載に合わせる必然性はなく、その情報を編集した相続関係説明図や法定相続情報一覧図として意味をなす記載に改めればよい。/法務省の様式は、戸籍情報の一部である続柄だけを指針として、一覧図等で元の戸籍情報から再構築する発想が短絡である。/続柄情報を補充して、縦図方式で表示している範囲をスペースに代替すれば、「関係性の把握を一括して行うことが可能になる。その上で、どうしても縦図方式で書きたくないのであれば、テキストファイルで提出させるなり、OCRを省庁が、プログラムで列挙方式を縦図方式に変換すればいい。/要するに、列挙方式が現行の法定相続の認定基準と技術などによるもので、「国民の声を伺いし、発案・制度の見直しや行政組織・運営の改善」に結びつけられ、たちどころに解決するだろう。	商業登記センター	法務省	不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第247条第1項に基づき、表題部所有者、登記名義人又はその他の者について相続が開始した場合には、当該相続に起因する登記その他のために必要があるときは、その相続人又は当該相続人の地位を相続した者は、法定相続人情報(①被相続人の氏名、生年月日、最後の住所及び死亡の年月日、②相続開始時における同順位の相続人の氏名、生年月日及び被相続人との続柄)を記載した書面(法定相続情報一覧図)の保管及び写しの交付の申出をすることができるとされています。	不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第247条第1項	検討を予定	法務局ホームページでは、主な法定相続情報一覧図の様式及び記載例を公開しているところですが、御提案の事例に係る様式及び記載例については、必要に応じて、ホームページの変更を検討させていただきます。	
24	令和6年8月22日	令和6年9月17日	車検場の待機車両を待機行列から呼出番号に	国土交通省が全国各地に設置する車検場では車を一列に並ばせて車庫から車検をしているが、これを予約番号順に呼び出す方法に改める。	民間車検工場では出来ない種類の車検は、車検場に持ち込まなければならぬが、車検場は機能的に混雑し、車検時間よりも待ち時間が圧倒的に長い。その上、つうりも動く待機列に並ばされるので一言間にも人が集まって待つ時間がたつてならない状態である。混雑状態はエンジンも回らず、当然環境にも悪い。入口で外観検査を待ち、時間のかかる車庫では、その先の検査レーンが空いても外観検査を待ち続けるしかない。番号札発券機と電光掲示板を設置することで、一人で数台の車検を受けることができ、整備工場の働き方改革に繋がります。	個人	国土交通省	*待機検査の予約については、ランダム制にて管理しており、原則として1日4ランダムに区分し、各ランダムにおいて処理可能な検査台数(予約枠)を検査場毎に設定しております。 *受検者は、当該ラウンドの受付時間中に窓口にお越しいただき、受付手続を完了後、検査場の待機レーンに受検車両を並べていただいております。車両の呼び出し等は実施していません。	独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程4-3	対応不可	*検査場の待機レーンでは、必要な台数の検査を限られた検査レーンで処理する上で、検査車両間の無駄な空き時間なく効率的に検査を実施するために、一列で待機いただいておりますが、待機時間が長くないようラウンド毎の受付時間としています。 *ご提案の内容については、自動車の移動や待機には人と異なる安全な導線の確保のため対応のスペースが必要となる。現状の待機レーン内外での呼び出し直前等の車両待機場所の確保や予約管理システムに対応する改修コスト等の面から導入は困難であり、また、運用面においても予約順の呼出方式は、予約順どりに持ち込まれない場合、待機車両がなくなることによる一日あたりの処理可能車両数の減少や厳密な受付時間の範囲制限による受検機会の減少等が懸念されますが、いただいたご意見も参考に、引き続き、受検者の利便性の向上が図られるよう努めてまいります。	
25	令和6年8月22日	令和6年9月17日	各省庁から地方公共団体への調査について	DXの推進に伴い各省庁から地方公共団体への調査が年々増加しているように思われます。また、調査内容に類似項目が多く見受けられます。調査情報を共有できる基盤を構築し、地方公共団体への調査を減らしていただき、調査に時間を取られ、DX推進の弊害となっております。	DX担当部署に限らず、他部署職員にも聞き取り等しないといけないケースが多々あります。調査を集約し行い、共有できる基盤を構築することで調査依頼する省庁職員及び地方公共団体職員の人件費の削減に繋がると思っています。	個人	内閣官庁	政府として、調査事項の重複排除、回答・集計方法の改善、調査等自体の廃止など、各府省等が行う調査等の自律的な改善・活用を図るための仕組みを構築し、運用していきます。 この仕組みにおいて、内閣府行政改革推進本部事務局では、毎年一度、各府省等の調査等の実施状況をリストに取りまとめるとともに、調査事項の重複を含め、調査等実施部局が調査等を企画立案・実施する際に確認すべき点をまとめたチェックリストを作成しており、調査等を実施しようとする際は、各府省等がリストを基に実際の調査項目に重複がないか確認することとしています。 また、同事務局は、調査事項の重複の解消・防止の事例のうち、改善の効果が高く、汎用性があるような事例の報告を受け、優良事例として各府省等に横展開し、他の調査等の改善を促しています。 さらに、同事務局に調査等対象者から寄せられた要望等については、その内容を確認の上、該道府省等に対し、調査等の負担軽減等の見直しについて検討を要請するとともに、必要な調整を行うこととしています。	各府省等が行う調査等を改善するための恒常的な仕組み(令和3年9月)	現行制度下で対応可能	これらの取組のもと、引き続き調査項目の重複の解消・防止並びに調査等の合理化及び負担軽減に努めてまいります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			備考	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要
26	令和6年8月22日	令和6年9月17日	国家公務員の児童手当の支給資格の確認における書類を、提出不要とすべき	住民票は休日でもコンビニで取得可能だが、課税証明書の取得のために、わざわざ平日休暇を取得し、市区町村の窓口に出頭する必要が有ります。また、住民票・課税証明書の取得のために、住民票で50円、課税証明書で300円と計550円の自費を切っている。しかし、児童手当を受給するためには自己負担が必要となる理由がない。支給資格を確認する前に負担すべきではない。理由としては、わざわざ職員が休暇を取得し、自費を必要としないよう、市区町村のシステムと国のシステムを連携させマイナンバーで確認できるような仕組みを、デジタル庁や総務省でも家庭庁においても構築したい。あるいは、マイナンバーカードを活用することで住民票・課税証明書を提出不要と出来れば組みを構築できるのあれば、それでも構わない。その他、本件と同じように(例えば引越し時の住民票の提出)地方と国の間でシステムが構築されていないか、連携されていないために国家公務員が無用な自費を切る事業になっており、改善を願いたい。	個人	デジタル庁 内閣府 人事院 こども家庭庁 総務省	児童手当について、受給者は認定請求書や現況届の提出時に、受給者の世帯の状況の確認や受給者本人と配偶者の所得確認等のために必要な資料を提出する必要が有ります。受給者が一般受給者であれば市区町村が支給事務を行うため、市区町村の所有する公簿等(マイナンバー制度による情報連携を含む)により必要な情報の把握が可能であることから、受給者からの書類提出が省略されていますが、受給者が国家公務員の場合、各府省庁において、市区町村の公簿等に相当する情報を保持しておらず、また、市区町村の各システムとの連携されていないことから、必要書類の提出を求めているところです。	児童手当法施行規則第1条第4項第2項(認定請求)及び第4条第2項(現況届)	検討を予定	デジタル庁が将来的に実現予定である公共有サービスメッシュとのデータ連携が可能な府省職員向けのシステムを整備することで、技術的には各種証明書の送付省略が可能となることが見込まれますが、回線の敷設、端末の導入、既存システムの変更又は新規システム構築など一定のコストと時間が必要となることから、効率的な方法により実現を図っていく必要があります。また、費用対効果や利用者視点の利便性の点からは、児童手当の手続だけでなく、他人の事・給付・共済関係手続を横断的に検討対象とし、業務費直し(BPR)を行いながらデジタル三原則(デジタルファースト、ワンストップ、ワンストップ)に沿った届出申請を実現することが重要であると考えられます。令和6年度から、国家公務員の人事管理情報のデジタル化の取組として、人事管理業務に関する各府省の業務標準化・共通機能の検討を進めているところ、当該取組内において、児童手当に係る手続も含めた人事・給付・共済関係の手続のデジタル化を一課題として位置づけ検討を進めています。		
27	令和6年8月22日	令和6年9月17日	e-gov法令検索における抄とされている条項の取除、条項ごとの失効情報等のデータ保有等	e-gov法令検索においては、法令改正条項の取除、条項ごとの失効情報等のデータ保有等	e-gov法令検索において、法令改正条項や失効した条項を省略して抄と表示しているが、システムに収録したうえで、フラグにより非表示とすること。	個人	デジタル庁 法務省	e-Gov法令検索における各法令の附則の掲載は、法令の失効等により判断しておらず、当該法令に關係のあるものも掲載しております。また、掲載される法令は改正法令ではなく、平成29年4月1日時点以降の法令データ(附則を含む)であり、改正法令の改正内容を被改正法令に反映させたデータが公開しております。要領及び経過措置に関する法令等については、その本則に他法令の改正が含まれる抄、それら改正に相当する被改正法令に反映され、要領及び経過措置に関する法令等は抄の表示をして掲載しております。誤って表示されていないものについては個別に修正を行っておりますのでお手数ですがお問い合わせフォームよりお問い合わせください。	なし	検討を予定	改正法令や、失効した法令、被改正法令の附則のe-Gov法令検索上への登録については、運用面の課題や費用対効果等も踏まえて検討させていただきます。	
28	令和6年8月22日	令和6年9月17日	運転経歴証明書の廃止又は、本人確認書類として使えないことの周知徹底	現在、単なる身分の証明のみならず運転免許証は自動車の運転の免許を有していることの証明にも用いることができると意義がありますが、運転経歴証明書は身分の証明以上の意義を有していないと考えます。その上で、運転経歴証明書の制度創設には既に取得した身分証明書が併せて運転経歴証明書に身分証明としての意義が有りましたが、現在では全国民に取得機会が与えられている点で、運転免許証及び運転経歴証明書のより優れたマイナンバーカードがあるため、運転経歴証明書の存在意義は失われたと考えます。他の身分証明と同様に廃止・令化が検討されるべきです。廃止により、発行にかかっていた行政コストが削減可能と考えられます。	個人	警察庁 総務省	身体機能の低下等を理由に自動車の運転をやめる際には、申請により運転免許証を返納することができますが、その場合には、返納後5年以内に申請した場合でも、失効後5年以内に申請すれば、運転経歴証明書の交付を受けることができるとされています。運転経歴証明書の交付を受けた方は、バス・タクシーの乗車運賃の割引等の様々な特典を受けることができ、警察では、運転免許証の自主返納や失効後運転経歴証明書制度の周知を図るとともに、運転免許証の返納後又は運転免許の失効後運転経歴証明書の交付を受けた方への支援について、関係機関・団体等に働きかけを行い、自動車の運転に不安を有する高齢者等が運転免許証の自主返納等しやすい環境の整備に向けた取組を進めています。本人確認については、金融機関等の特定事業者は、顧客等との間で口座開設等の特定取引を行うに際して、当該顧客の本人特定事項(氏名、住居及び生年月日)等の確認を行わなければならないこととされています。これらの確認の方法において、運転経歴証明書は、対面での確認においては、当該顧客等から提示を受ける方法が規定されています。	・道路交通法第104条の2第1項及び第105条第2項 ・道路交通法施行令第38条の2及び第39条の2の6 ・犯刑による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)第4条第1項による収益の移転防止に関する法律(平成20年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省(第1号)第6条及び第7条) ・携帯電話音声通話事業者による契約者等の本人確認等及び携帯電話通話サービスの不正な利用の防止に関する法律(平成17年法律第31号)第3条及び第10条 ・携帯電話音声通話事業者による契約者等の本人確認等及び携帯電話通話サービスの不正な利用の防止に関する法律(平成17年法律第31号)第3条、第5条及び第10条	検討に着手	運転経歴証明書については、本人確認書類として使用できるだけでなく、運転経歴証明書を提示することにより、バス・タクシーの乗車運賃の割引等の様々な特典を受けることができます。この実態を踏まえ、直ちに運転経歴証明書を廃止することは困難であると考えられます。一方で、「国民を詐欺から守るための総合対策(令和6年6月18日犯罪対策閣僚会議決定)」及び「デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和6年6月21日閣議決定)」において、「対面でもマイナンバーカード等のICチップ情報の読み取りを犯罪収益移転防止法及び携帯電話不正利用防止法の本人確認において義務付ける」とされたこと踏まえ、運転経歴証明書や他のICチップが組み込まれていない写真付き本人確認書類の取扱いについては関係省庁間で検討を進めているところです。		
29	令和6年8月22日	令和6年9月17日	行政経験のない教職員に入札および契約事務を擔っている地方自治法の免状	教育委員会所管の学校及び幼稚園の契約事務をすべて(行政事務)にて集約し、一括して行う。また、Eコマースに基づく積算を通じに行う。市町村教委に技術系職員(土木、建築、機械)及び電気設備の各技術系を常駐させるよう自治体に働き掛ける。	市町村によっては財務規則及び事決規定によって、50万円程度までの少額工事は学校長の権限で契約を行うことができる。しかし一者随意契約は緊急性が認められる場合に限られるなど地方自治法施行令で厳しく制限されており、随意契約でない場合は入札もしくは見積り合わせてより契約先を決定しなければならない。入札の妨げには参加希望の徴収、積算、見積書の作成および入札参加業者の選定(指名競争の場合)まで契約事務経験のある行政職員でも難易度が高い事務処理を行う必要があるが、学校で外部との窓口になる事務職員や校長・教頭の管理職はすでに多くなっており、入札事務まで行う余裕がない。そのため日常的に学校に出入りしている自治体入札業者(契約)に集中し、その業者による土木工事経験の乏しい入札業者を再発注するのではなく、建築基準法への熟知や公共工事にかかわる幅広い産業用・工事用・免状、見積りや入札事務使用等)など工事のやり直しを行うなど自治体の財務事務に専念できるようにしたい。	個人	文部科学省	地方公共団体における教育委員会とその所管に属する学校との事務の分担関係は、各地方公共団体が法に基き、地域の実情に応じ、その環境と責任において定められるもので、その上で上げれば、比較的经验豊富な契約事務は迅速性の観点から学校でなく、教育委員会事務局において集約的に行われている場合も多いため承知しております。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第21条第3号において、教育委員会の職員の任免等の事に關することは当該教育委員会の職務権限であることと定められています。こうした中で、市町村教育委員会に技術系職員を常駐させること制度的に可能であり、	現行制度下で対応可能	制度の現状他に記載のとおりであり、契約事務を教育委員会事務局で行うことは既に可能であり、また、市町村教育委員会の職員の任免等の事は、当該市町村教育委員会自身の判断で行うべきです。そのため、ご提案に沿って、文部科学省において対応を行うことは考えておりませんが、各教育委員会における効率的な事務の実施や学校における働き方改革は文部科学省においても重要な課題と認識しておりますので、今後の参考とさせていただきます。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
30	令和6年8月22日	令和6年10月17日	240629ST8(2/3)登記申請書様式見本市町村役場配布、希望者郵送。障害者合理的配慮対応改善	<p>登記申請の様式は、法務省HPでの公開、法務局での印刷物の配布がされている。しかし、行政手続へのアクセスという点で、前者はデジタル・デバイス、後者は交通アクセスの問題がある。インターネットが利用できる層は情報入力手段で、オンライン申請も可能であるが、利用できない交通弱者は郵送申請しかない上に、郵送申請をするための情報も得られない。郵送の登記申請は、他に無い層である。法務省が繰り返す「司法書士に頼めば、経済的弱者に向けている時点では手摺している。政府として、地域的、社会的、経済的格差を是正する取り組みをするべきである。そこで、市町村役場に登記申請書見本やそれをリスト化し</p>	<p>「メニューを配布し、来庁者が手に取って見られるようにすべきである。市町村役場は、有料又は無料で申請書見本を印刷して配布する。相続登記された問題は市町村にとっても影響が大きく、配布や販売に応じる自治体もあるだろう。それとできない資料は、来庁者が見本メニューに記載された宛先（地元の法務局又は全国1か所の発送センター）に、返信用封筒を封入し、「〇〇の申請書様式を送れ」と請求できるようにすべきである。法務局で印刷物を配布しているなら、無償で印刷物を送付できるはずである。法務省HPには任意サービスの記載がないから、記載を取り除かないのなら、メニューがわからず行政施策は、日本のお家である。当初は法務局でしか認めていなかった登記相談にしても、コロナのおかげで電話相談が可能になったけれど、言語聴覚障害者が利用できない。行政改革の提議は法務局とのやり取りを障害を問わず利用できるようにすべきである。法務省は「協定の案内ページに掲載している一部の法務局について、他の法務局と同様の案内とする対応の検討を行う予定です」と回答した。しかし、何も変わらなず、「合理的配慮の提供」する他の法務局と同様の案内では、配慮を必要とする障害者に対する意味が通じない。合理的配慮の提供しないことが差別であると認知されている？なぜ配慮の情報提供に配慮できないのか？また、東京法務局の「職員による障害理由とする差別に関する相談窓口について」にはメールアドレスがない。htmlに統一せよ。</p>	<p>商業登記センター 法務省</p>	<p>登記申請書の様式については、申請者の利便性の向上等の観点から、法務局ホームページに掲載するとしています。 また、各法務局・地方法務局においては、ホームページ上で、職員による障害理由とする差別に関する相談窓口を案内しています。</p>	<p>なし</p>	<p>【登記申請書の見本について】 検討を予定 【障害理由とする差別について】 対応</p>	<p>市町村の役所への登記申請書の見本の備付けなどについては、ニーズや費用対効果等を踏まえ、必要に応じて対応の検討を行う予定です。 また、各法務局・地方法務局においては、ホームページ上で、職員による障害理由とする差別に関する相談窓口を案内しています。なお、御指摘の東京法務局のホームページの記載については、解消されています。</p>		
31	令和6年9月19日	令和6年10月17日	公務職場勤務の障害者も障害者基本法と障害者差別解消法の対象となることを各機関に再通知	<p>障害特性上抑制が難しい行動を制限させるような人事処分(戒告や減給、停職及び懲戒免職)が、障害者の理解が乏しい行政機関(現、自治体などからも)で起きている。当該障害者が人材確保に該当するような不当な扱いを受けることが無いようにしていただきたい。</p>	<p>法定雇用車の達成目的で採用される年度雇用の非常勤職員は人件費を配属先所属の費用費より予算支出しているため、年度途中の配属替えが予算編成の関係(科目をまたぐ予算の組み換えが必要)のため本省もしくは議会の承認が必要で不可能となっていることが多い。そのため非常勤の場合、年度途中の配属替えが事実上不可能となっている。そのためスタッフの確保手段が障害者の雇職(自発的か否かは問わず)しか選択肢が存在していない。 身体障害の一部や精神および知的障害は補装具を装着している等の外見的特徴が無い場合「見えにくい障害」であり、障害特性が顕しい視覚障害者と区別を要しない。そのため雇用の確保確保が確保されにくく、障害者本人は常にストレスにさらされている。 また障害者の生活圏内(居住地を所轄するハローワークの管轄区域、大都市圏と農村所在地以外の人口は厳格に居住地を基準とする)に「障害特性に即した業務(例えば接客がよい)求人を出しているが当該公共機関のみであること、好待遇を求める背景に就労以外の収入源で充てる障害者年金が社会保障の加入状況次第で支給停止となっている可能性が高いこと特に国庫負担率1割の雇前障害(基礎年金給付)、障害者の就業環境(良い都市へ転居したくても転居先の住居確保が障害者は困難(無職や近隣トラブルの可能性から賃貸住宅の大家や不動産会社が敬遠)ために転居が事実上不可能となっていることなどといった複合的要因により現行制度では居住地によっては公務職場以外の就労先の選択肢がゼロとなっている。</p>	<p>個人</p>	<p>内閣府 人事院 労働省 内閣府 総務省</p>	<p>障害者差別解消法については、第13条に「行政機関等及び事業者が事業者としての立場で労働者に対して行う障害理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)の定めるところ」と規定しています。 国家公務員については、国家公務員法第27条において平等取扱いの原則を定めているほか、「職員の募集及び採用並びに採用後において障害者に対して各省各庁の長が講ずべき措置に関する指針について(平成30年12月27日)」により、各省各庁の長は、障害者である職員の勤務環境についても、障害者でない職員との均等な待遇の確保や障害者の特性に配慮した職務の内務な遂行に必要な施設の整備、援助を行う者の配置その他の必要な措置を講じなければならないとされています。 地方公務員については、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第36条の3の規定により、障害のある職員に対する合理的配慮の提供が義務づけられています。厚生労働省としては、地方公共団体の任命権者が取る合理的配慮について「障害者への合理的配慮好事例集」や「公的機関における障害者への合理的配慮事例集」を作成、改訂しており、これを各務省を通じて各自治体に配布して、周知を図っています。「公的機関における障害者への合理的配慮事例集【第七版】(地方公共団体等)及び「障害者への合理的配慮好事例集」等について」(令和6年3月28日事務連絡)。 また、ハローワークの求人については、職業紹介を行うにあたり、受理している求人のみでは十分でない場合や当該障害者の状況に適合する求人が存在しない場合には求人開拓等の措置を講じることにより求人確保に努めています。</p>	<p>障害者差別解消法第13条 【障害者基本法・障害者差別解消法の対象】 事実認定 【障害者差別の禁止及び合理的配慮の提供義務】 現行制度下で対応可能</p>	<p>制度の現状欄に記載のとおり取り組んでおり、引き続き、地方公共団体等への働きかけや、ハローワークにおける求人の確保等に努めてまいります。</p>		
32	令和6年9月19日	令和6年10月17日	庶民の住宅相続に関するモデルケースの作成と検討	<p>住宅相続は多くの家庭にとって大きな課題です。私の家では、父方の母が90歳を超えても存命で、80歳の母が父の病状で世話をしています。私も子育てをしており、住居が手狭になっています。母の世話をしながら子育てをするため、母がいる地元の家を売りたいのですが、新たに家を購入するとな家なき子税制が適用されます。さらに地元の地価が高いため相続が発生すると一軒家を建てるくらいのお金が発生する見込みです。</p> <p>庶民の住宅相続に関するモデルケースを作成し、相続税対策、遺産分割方法、法的手続き、相続後の権利管理費用、経済的影響などをまとめたガイドラインを提出してください。このレポートを通じて、国民が適切な判断を下し、計画的に相続を準備できるような支援します。特に、東京圏の庶民の実情に即した具体例をまとめることで、現実的な対応策を示してください。</p> <p>政府もこれに対策を講じているため、制度は年々複雑化しています。しかし、庶民はこの複雑な制度に対応できず、相続による経済的負担が増大し、手付かずのまま継いだ状態です。さらに、倫理的に祖父母と孫の親子縁組などには抵抗があります。</p> <p>庶民が適切に相続を準備し、子育てや介護といった現実的な課題に対応できるように、モデルケースの作成と具体的なガイドラインの提供を強く求めます。特に、東京圏の庶民の実情に即したケーススタディを通じて、現実的かつ実行可能な対策を示してください。このようにすることで、安心して次世代の発展に取り組むことができます。</p>	<p>住宅相続は多くの家庭にとって大きな課題です。私の家では、父方の母が90歳を超えても存命で、80歳の母が父の病状で世話をしています。私も子育てをしており、住居が手狭になっています。母の世話をしながら子育てをするため、母がいる地元の家を売りたいのですが、新たに家を購入するとな家なき子税制が適用されます。さらに地元の地価が高いため相続が発生すると一軒家を建てるくらいのお金が発生する見込みです。</p> <p>母の死後などにこの家を売却して一部を取り返せると思いますが、祖先から受け継いだ資産としては目減りすることになります。祖先から受け継いだ資産を減らすのは家々苦しむと思います。このように私らの世代は社会保険料の負担も大きく、代を継ぐことに資産を減らすのが難しいと感じています。他方で、超富裕層は住宅の相続制度を巧みに利用し、莫大な遺産を残しています。例えば、祖父と孫が親子縁組する方法や管理会社を立する等方法などが挙げられます。</p> <p>政府もこれに対策を講じているため、制度は年々複雑化しています。しかし、庶民はこの複雑な制度に対応できず、相続による経済的負担が増大し、手付かずのまま継いだ状態です。さらに、倫理的に祖父母と孫の親子縁組などには抵抗があります。</p> <p>庶民が適切に相続を準備し、子育てや介護といった現実的な課題に対応できるように、モデルケースの作成と具体的なガイドラインの提供を強く求めます。特に、東京圏の庶民の実情に即したケーススタディを通じて、現実的かつ実行可能な対策を示してください。このようにすることで、安心して次世代の発展に取り組むことができます。</p>	<p>個人</p>	<p>法務省 財務省</p>	<p>相続人が複数いる場合には、相続の開始により相続財産は相続人の共有に属するとされ、この遺産共有関係は、その後、遺産分割により解消されることが想定されています。そのため、遺産分割の協議は共同相続人全員により行われなければならないとされています。</p> <p>相続税は、被相続人から相続や遺贈によって取得した財産等の価額の合計額(債務などの金額を控除します)が基礎控除額を超える場合に、その超える部分に対して、課税されます。この場合、相続人の申告及び納税が必要となり、その期間は、被相続人の死亡したことを翌日(通常の場合は、被相続人の死亡の日)の翌日から10か月以内です。なお、相続税の課税関係(特例のあらましなど)については、「相続税の申告のしかた」(https://www.nta.go.jp/publication/pamph/sozoku/shikata-sozoku2024/index.htm)などを国税庁ホームページにおいて公開しています。</p> <p>また相続財産に不動産がある場合には相続登記が必要となること、相続登記の一般的な手続については、法務局ホームページ内の「登記手続ハンドブック」(https://houmujiyaku.maj.go.jp/home/page/7.00001.00014.html)において公開しています。また、法務局では、予約制により登記手続案内を行っています。</p>	<p>民法第898条、第906条～第907条等 相続税法 相続特別措置法 不動産登記法</p>	<p>遺産分割は、遺産に属する物又は権利の種類及び性質、各相続人の年齢、職業、心身の状態及び生活の状況その他一切の事情を考慮して行われます。 また、相続税は申告納税制度を採用しており、その申告の前提とする遺産分割については、上記のとおり、一切の事情を考慮して行われるものです。 そのため、様々な個別具体的な状況が考えられる住宅相続について、モデルケースを示すことは相当でないと考えられます。</p>		

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
33	令和6年9月19日	令和6年10月17日	円安下で外国に赴任もしくは留学する国家公務員の手当について	円安下での外国出張に対応するために旅費法の改正が行われましたが、それにとららず、外国に赴任もしくは留学する国家公務員の手当も柔軟に対応できるようにするべきである。例えば、為替レートについて毎月更新しつつ、現地の平均所得を計算の上、日本円の給料との差額を支給することが効率的と考える。為替レートの更新が問題である場合は、円建て支給ではなく、現地通貨建てで支給することも一案として考えられる。	知人の公務員から、円安のためかなり生活が苦しくなるとの話を聞き、当該提案を行う。 当該提案は、国家に奉仕する立場で外国に赴任もしくは留学に赴く職員的生活水準を一定程度以上維持することを保証することができる。職員のモチベーション向上につながる他、物価が安い国や為替レートが有利な国に赴任する職員が現地の国民と比較し、豊かになりすぎないことで現地の国民生活と準化した生活を送ることを防ぐことに加え、物価が高い国や為替レートが不利な国に赴任する職員との間の職員間格差を防ぐことにもつながる。また、物価が安い国や平均所得が低い国に赴任する職員の手当が抑制できることから財政的負担も軽減されると考えられる。 したがって、上記のとおり、職員のモチベーション、現地の生活水準との乖離の防止、職員間格差の防止、財政的負担の軽減といった理由から提案する。	個人	人事院 外務省 財務省	長期在外研究員には、給与に加え、派遣期間中は旅費法に基づく滞在費(1日当・宿泊料に相当するもの)及び渡航に係る交通費等が支給されています。 外国に赴任する国家公務員のうち、在外公館に勤務する外務公務員に支給されている在勤手当は、令和6年度より、毎年4月に手当の月額を外貨建てで決定し、年度内はその外貨建ての定額を支給することとしたため、当該職員が受け取る手当額は基本的に為替変動の影響を受けないようになりました。	国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第一百四十四号) 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律第10条第1項等	【滞在費及び渡航に係る交通費等】 滞在費及び渡航に係る交通費等 近年の経済社会情勢や旅費法改正等も踏まえ、長期在外研究員に支給される滞在費の額を令和7年度から見直すことを検討しております。 【在勤手当】 在勤手当 制度の現状欄に記載のとおりです。		
34	令和6年9月19日	令和6年10月17日	夏季の冷房運転について	歳々間官庁における個別の部屋ごとのエアコンの設置若しくは下記冷房運転を延長を望みます。 農林水産省では、7月1日から9月30日までは、原則8:15から19:00まで冷房運転を行うこととなっておりますが、実際上、19時に仕事が終わることはなく、冷房運転が止まった後は、耐えられないくらい暑くなり、業務の効率も落ちてしまっています。 このため、体調管理にも影響が生じ、更に暑さで業務効率も落ちることに、結果的に残業代も増えてしまいます。また、新しく採用された者も暑さあまりにより、不慣れた勤務環境により、辞めていってしまいます。 現在、農水省では現在各部屋ごとの温度管理ができていない状況であるため、19時以降の対応のため、各部屋ごとにエアコンを入れて頂くか、或いは、冷房運転を少なくとも21時くらいまでは延長して欲しいです。残業代の削減や辞めてしまいう職員の後任への教育のコストを考えれば、トータルコストは下がるとは思いますが、場合によっては、個々の職員に少し負担を求めるとも良いかもしれません。個人負担でカバーできるのであれば支払いも心当たりと考えるほど不慣れた環境です。他の歳々間の官庁でも同じ環境ではないかと推測しますが、結果的に失っているものが多いと思いますので、ご検討をお願いします。		個人	人事院 内閣官庁 内閣府 宮内庁 金融庁 総務省 法務省 外務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 防衛省	【人事院】 人事院(中央合同庁舎第5号館別館)では、例年、5月下旬から9月末までの8時45分から18時15分まで(7月1日から人事院勧告が行われる8月上旬までの期間は20時00分まで)冷房を稼働していたところ、令和6年からは、職員の良い勤務環境を維持するため、8月中旬から9月末までの間も20時00分まで冷房を稼働することとしました。10月以降についても、外気温の高い日については冷房を稼働することとしています。また、冷房稼働時間外の時間帯については、個別空調が設置されている会議室等を活用するようにしています。 【内閣官庁・内閣府】 冷房運転は、7月～9月に本格稼働しているところ。昨今の気温上昇に伴い、本格稼働期間外においても、冷房稼働期間の前倒し等、柔軟に対応しております。 また、冷房稼働時間についても、令和6年8月初旬より、原則8時00分～22時00分冷房稼働するよう運用改善しております。快速で安全な執務環境の確保について(通知)に基づき、22時以降も柔軟に対応を行っております。(内閣府本府、中央合同庁舎第8号館) 【宮内庁】 令和6年度においては、7月1日から9月13日までの期間中、原則8時30分から17時45分まで冷房稼働を行っており、天候・気温の状況によっては運転時間を弾力的に運用しているほか、行事等による土日祝日の臨時運転、業務繁忙部局への運転時間の延長を行っています。また、冷房の効きが悪い部屋へは、個別にエアコンを設置することで対応しています。 【金融庁】 金融庁では、原則8時00分から20時00分まで空調運転を行っており、時間外については局課からの利用申請に基づき延長運転を行っています。 【総務省】 総務省(中央合同庁舎第2号館)は、夏季(令和6年は5月から10月末頃まで予定)については、原則8時30分から18時15分まで冷房稼働を行っており、業務の都合により延長等の申請があれば柔軟に対応しております。 ※延長申請により、8時00分～22時00分まで冷房稼働。22時00分以降は送風運転 【法務省】 中央合同庁舎第6号館は、令和6年6月3日から令和6年8月31日を冷房稼働期間として、閉庁日を除き、原則8時00分から18時45分まで冷房稼働を実施しています。閉庁日及び8時00分から18時45分の時間外に冷房稼働を希望する部署がある場合は、冷房稼働希望時間を記載した時間外運転依頼書を提出してもらい、個別対応をしています。 また、上記運転期間外であっても、外気温及び室内温度に鑑み、必要に応じて冷房稼働させています。 【外務省】 算省では、幹事室や国際会議室等の一部の部屋を除き、本省庁舎内の空調は、一般空調及び窓際に設置しているファンコイルユニットにより空調を行っております。 原則、一般空調については、8時30分～18時15分(一般的な勤務時間9時00分～18時15分)のみの運転ですが、ファンコイルユニットについては、閉庁日を含め各執務室において業務の必要に応じて運転を停止していません。 但し、消忘れ防止のため1日に4回、自動で電源が落ちるよう設定されており、更に継続して運転する場合には、再度、電源を入れる必要があります。	快速で安全な執務環境の確保について(通知)	【人事院】 対応 【内閣官庁・内閣府】 対応 【宮内庁】 対応 【金融庁】 対応 【総務省】 対応 【法務省】 対応 【外務省】 対応	【人事院】 制度の現状欄に記載のとおりです。 【内閣官庁・内閣府】 制度の現状欄に記載のとおりです。 【宮内庁】 制度の現状欄に記載のとおりです。 【金融庁】 制度の現状欄に記載のとおりです。 【総務省】 制度の現状欄に記載のとおりです。 【法務省】 制度の現状欄に記載のとおりです。 【外務省】 制度の現状欄に記載のとおりです。 なお、ファンコイルの24時間運転は令和5年より実施しております。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
36	令和6年9月19日	令和7年1月20日	240713ST74(2)①建築物登記用図面作成サービスを認め、表題登記未了建築物を減らす	不動産登記法は報告的な表示登記の申請義務を定め、その懈怠に対して過料を課している。しかし過料が課された例はなく、それを知っている者は申請義務を無視するだろうし、実際に無視されている。すなわち「申請を怠った場合に罰則が課せられること」などから明らかなとおり、当該不動産の客観的現況を一番よく知り得る当事者の申請によることを原則としており、その制度に合理性があるとする法務省は、所有者が容易に申請できる環境づくりをすべきである。/法務省はR4行政改革40回で、建物表題登記の 절차を公開していない理由を、「当該登記の申請手続に係る問合せの状況などを踏まえた上で…可否を検討していきます」として	一として、/おそらくその理由は、素人には図面は作れないという専門性によるものだろう。/通達で技術的な仕様が定められている図面は様式を公開しても素人には作れず、結局、専門家に依頼することになるからである。/しかし、地方で、住宅等登記には建築家がコンピュータで設計した図面データのみあり、建築確認ではその図面が提出される。/事務洋紙、建物図面と各種平面図は建築確認で提出された図面を部分修正して作成されるから、当該データに不動産登記法のルールを当てはめてプログラム処理すれば、建物表題登記で提出する図面を自動作成できるはずである。/したがって、図面データを登録するプログラムがあれば、一般人でも建物表題登記を申請することが可能になる。/もちろん、法務省にプログラムを用意しない話ではない。/やるはずがない。/法務省は、商業登記でオンライン申請作成サービスも申請者が利用できること。/「個別の事案において制府からの依頼に基づき個別具体的なアドバイスをするようなでない限りにおいて」、司法書士法に違反しない回答している。/この論理を敷衍すると、図面データをプログラムに読み込ませて建物図面を作成することも、土地家屋調査士法の独占業務規定に違反しないはずだ。/だが、申請人が建築士に図面データを委託し、建築士が申請人のためにデータをプログラムに突っ込んで、申請人の意思で図面が作成されたことになり、この方法であれば、建築士が設計の付随サービスとして登記申請用の図面を提供することができる。一般人は建物表題登記申請の添付書類とすることができるため、建物表題登記申請の促進が可能になるだろう。	商業登記センター	法務省	不動産表示に関する登記である建物の表題登記を申請する際の添付情報の一つとして、建物図面及び各種平面図の提供が必要となります。土地家屋調査士でない者は、まして、不動産の表示に関する登記の申請手続について法務省又は地方方法務局に提出し、又は提供する書類に関する電磁的記録の作成を行うことには、これに違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。	不動産登記法第47条 不動産登記令別表12の項 土地家屋調査士法第3条第1項第9号、第68条、第73条	対応不可	御提案の内容は必ずしも明らかではありませんが、土地家屋調査士ではない業者として、不動産の表示に関する登記の申請手続について法務局に提出する書類等の作成を行うことを認めるよう求めるものと解されます。なお、登記手続案内については、どのような行為はいわゆる非調査士行為に当たるとあるため、御提案について対応することはできません。	
37	令和6年9月19日	令和6年10月17日	240720ST76(1)①登記相談員の手待ち時間に相談事例集を作成させ、相談回数を減少させる	法務省は、登記申請の前段階として登記相談を提供している。/従来は登記所のみだった相談が、コロナ特例で増えた電話サービス相談はコロナ取崩後にも縮減しない。/R4行政改革130で、電話やオンライン相談を全国統一した予約応答制度に改めることにより予約の實質的充実や相談員が休日をとりやすい勤務体制が可能になると提案事例集を作成させ、相談回数を減少させる	一には予約体制を一元化するしかない。/そもそも問題は、何度も相談しなければ登記申請できないという不毛な複雑さにある。/1回の相談で済むなら、同一人が複数の予約をすることもない。/その相談料は税金で運営されている以上、可能な限り、相談が不要になるような、HP等の情報提供が必要になる。/法務省も、R2行政改革34回で、「手帳内にないものは、より質の高い行政サービスを提供することができるよう、今後も法務局ホームページに掲載している申請書のひな形や添付書類の記載例等の充実を図ってまいります」としている。/しかし実際には、素人は相談をしなければ、穴埋め式の申請書を用意されない。/申請書のひな形や添付書類の記載例等の充実を図っていても、相談が必要になる。/法務省は本当に充実を図っているのか？/相談業務を通じてことが分からないのが分かるのなら、相談員が受けた相談を記録して公開すればいい。/それをやらない理由は？/急なキャンセルなどで、相談員が手待ち無沙汰になっている時間帯が全国で大量にあるはずだ。/その時間も相談員には給料が支払われ、それは税金で賄われている。/では、手が空いた相談員は、その時間、何をしているのか？/空余的な空き時間に通常業務はしていないはず。/したがってこの空き時間を活用し、記載例を記載するためのマニュアルを整備する。/この内容は印刷せずHPのQ&Aとして公開するだけでいい。/ネットを見れば人だけ見れば、實質的に相談料が拡大する。/紙臭怒が無駄の原因。	商業登記センター	法務省	登記申請に係る申請人の利便性の向上等の観点から、登記申請書の様式を法務局ホームページに掲載し、法務局において登記手続案内(登記申請書の作成や添付書類の収集方法等の説明を行うもの)を実施するなどとしております。	なし	現行制度下で対応可能	御提案の「相談事例集を作成」に関して、法務局ホームページに「登記申請を御自身ですることを検討されている方からよくある質問」を掲載するなどのところですが、引き続き、申請人の利便性の向上等に努めまいります。なお、登記手続案内については、多くの方に利用いただけるよう、事前予約制・時間制(20分程度)としているところですが、長時間を要する案件において次の予約枠が空いている場合には時間を延長して実施するなど柔軟に運用いたします。	
38	令和6年9月19日	令和6年10月17日	非常勤採用の公務員の派遣について	5.6年前に制度改正がされ、医師、弁護士などの専門性の高い人でも、会計年度任用職員で扱われるようになっていっています。それ以前は特別職で扱われていたこともあり、際の大きな区ごとい先生にご相談する。ましてやこちらの小さな町に来ていただき相談のっていただくなどできませんでしたが、今のハードルが多少下がったと思います。しかし、何か大きな問題を抱えたとき、できれば半年から1年ほどはほしい期間、1か採用活動をすることで、何かから派遣していただけないか伺わせてください。非常勤(採用が会計年度任用職員)なので派遣や兼任はめどなりません。こうした専門的な人材は、特に希少で、また、非常勤で採用されやすいという特性があるため、非常勤職種の方でも派遣、兼職ができるようになっていただきたいです。	「会計年度任用職員職種の導入等に向けた事務処理マニュアル(第2版)」(平成30年10月18日付総務省自治行政局公務員部長通知)において、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員は「相当の期間任用される職員を就けるべき業務に従事する」とはされていないものとされています。また、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17は、普通地方公共団体相互間の協力援助に関する措置として職員の派遣の制度を法化するにとり、派遣される職員の身分を保障し、積極的に職員の派遣を促進して、普通地方公共団体間の事務処理の能率化、合理化等に資するようするため、一の普通地方公共団体から他の普通地方公共団体のために行う職員の派遣の手段を定めるとともに、その場合における派遣される職員の本分取扱い等に関する規定を整備したものです。	個人	総務省	地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17	対応不可	制度の現状欄に記載のとおり、会計年度任用職員が従事する業務は、「相当の期間任用される職員」を就けるべき業務に従事する職ではないとされています。一方、地方自治法第252条の17に規定する職員派遣は、例えば、災害復旧のための技術者派遣など経験や専門性を保有する職員を派遣することにより、派遣受け先地方公共団体の事務の遂行が能率的かつ的確に行われること等を期待されていることから、派遣される職員が専ら派遣先で行う業務は「相当の期間任用される職員」を就けるべき業務であることが想定されます。このため、会計年度任用職員の派遣は、両方に規定する職員派遣の趣旨にそぐわないものであると解されます。なお、提案理由中「非常勤(中略)なので派遣や兼任はだめ」とありますが、複数の任命権者に同時に任用されることは妨げられるものではありません。		
40	令和6年9月19日	令和6年10月17日	人事院が実施する国家公務員試験の面接試験を廃止する。	人事院が実施する総合職や一般職などの国家公務員試験の面接試験を廃止する。	総合職や一般職などの人事院が実施する国家公務員試験は、合格後でも官庁訪問で何日も長時間も何日も面接を受けることで採用が決定する。つまり、試験に合格しても面接が保証されない。面接試験は面接試験は面接試験を廃止した。だから国家公務員試験の面接試験は面接試験で無駄なことを受験者に課していることにはならない。即ち、この無意味で無駄な面接試験を廃止するべきである。面接試験を廃止しても官庁訪問は十二分に代替可能である。はきき言って人事院が行う面接試験は数分のもので何を評価しているか理解しがたい。数分何が評価できるのか聞いてみたいというのである。そんな数分で初対面の人を評価できる能力が人事院であれば、どんな低倍率の不人気職にも国家公務員ははらっていた。面接試験がなくなれば受験生の負担軽減にもなり、たくさん人が応募し、若くて優秀な人が採用され、国民サービス向上に国力強化になる。直ちに実行せよ。	御指摘の人事院が実施する面接試験(以下、「人物試験」という。)を含む採用試験は、受験者が、当該採用試験に係る官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び当該採用試験に係る官職についての適性を有するかどうかを判定することを目的としています。一方、官庁訪問は、官庁と志望者の「マッチング」のプロセスとして位置付けられていること。採用試験における人物試験と官庁訪問は、それぞれ趣旨や目的が異なり、全く別のプロセスです。採用試験における人物試験は、採用試験の全てを通じて備えているべき、ベースラインとなる知識、能力等を判断する試験種目の一つであり、受験者の性格、情熱等の肉面的なものや積極性、意欲等の他人事院の能力等を検証する種として位置づけられています。一方、官庁訪問は、志望者が採用されたという考えを訪問し、業務説明や面接を受けるのですが、官庁の立場としては、採用しようとする志望者が、当該官庁の行政を推進するに当たり、求める人材として適しているかどうかなどの観点から確認をし、志望者の立場としては、「自分がやりたい仕事は何か。」「どういう職場で働きたいかなど」の観点から、志望する官庁や職種に従事することが自分にとって適切な選択となるのかどうかを確認するという、官庁と志望者との間でいわゆる「マッチング」を図り、双方が納得した上で、採用に至ることができるように、官庁訪問の機会を設けています。以上のように、採用試験における人物試験と官庁訪問は、それぞれ趣旨や目的が異なり、代替関係にはありません。	個人	人事院	なし	事実確認	制度の現状欄に記載のとおりです。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
41	令和6年9月19日	令和7年11月20日	240725T79(1)/3(同一不動産で複数の登記名義人の住所を変更する場合の順位番号の記載は？)	登記名義人の住所変更登記申請書様式は変更する登記の順位番号を特定するように記載されているが、この記載となる規定はなすきである。／令別表23の申請情報欄には、担保物件の追加設定を規定する別表42.46.47等の順位番号がない。／申請人が対象不動産を指定すれば、登記官にはどの登記を変更するか自明であるという前提なのである。／住所変更登記がある場合、どの登記名義人について変更するかが問題になる。／住所変更登記が義務化されても懈怠に罰則が課されるだけで申請義務はなく、そもそも住所と氏名だけでは申請人の同一性を確定できない。／では、変更する受付番号や順位番号も特定されない前提で、登記官一	→はどのように変更すべき登記を特定するのか？／表示登記であれば、「実質的審査権を有する登記官が実地調査…を行い、…特定することは可能です。」[R6規制改革102]けれど、権利登記では使えない。／なお、法令通りに申請していただければ申請情報に不備はなく、補正対象ではないから、申請人は登記官からの確認に応じないものとする。／憲、登記官の権限によって、すべての住所の住所を変更する方法。／変更する順位番号が指定されない以上、登記官にはすべての住所を変更する義務があるとするれば、住所変更の登記名義人がいた場合、他人の住所についても変更を要する可能性がある。／また、住所相互で登記名義人の表示を統一することが義務と書けるか疑問である。／又、登記官が任意の登記のみを要する方法。／登記官には申請された不動産につき変更登記をすべき義務があるのみであるとするれば、順位番号が指定されない以上、そのうちのどれかを変更すれば、登記官は職務上義務を果たしたと言える。／しかし、老同様、それがたまたま同居他人の他人の住所である可能性もある。／また、残りの変更登記を再び申請させるのは、行政手続としても無駄だろう。／参、変更すべき登記が不明であるため、却下する方法。／しかし、「登記簿に改正等申請情報及び添付情報については、不動産登記法第16条において明記しています。」「[R3行政改革150回答]という前提で、法令通りに申請したならば、却下事由が存在しないはずである。／したがって、いずれの対応でも法に違反する。／同一不動産に変更すべき登記が複数ある場合は、その順位番号を申請情報とするよう、不動産登記令を改正すべきである。	商業登記センター	法務省	登記名義人の住所についての変更の登記の申請においては、申請情報として、登記の目的、変更後の登記名義人の住所等を提供することとされています。また、申請の際には、添付情報として登記名義人の氏名若しくは名称又は住所について変更があったことを証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した情報を添付することとなります。	不動産登記令(平成16年政令第379号)第3条第5号、同令第13号、別表第23の項	事実確認	制度の現状欄に記載したとおり、登記名義人の住所についての変更の登記の申請に当たっては、登記の目的及び変更後の事項等を申請情報として提供するとともに、変更を証する情報を添付情報として提供する必要がある。また、複数の住所移転登記がある場合において特定の登記名義人についての住所変更の登記とするときは、対象とされている当該登記名義人の全ての住所について変更の登記を行うこととなります。「同姓同名の登記名義人」につきましては、所有権の登記名義人の生年月日を登記することとされており、登記官がどの登記名義人に対して、住所変更の登記をすべきか分からないといった問題は生じません。そのため、御提案は、前提において、事実確認があります。	
42	令和6年10月18日	令和6年11月13日	国家公務員の昇任・昇格にかかる課題の明確化	昇任・昇格が人事評価に基づき適切に行われていることについて国民に対して説明する必要がある。このため、人事評価の結果と昇任・昇格(級・号・種)との関連性を示すデータを示すこと。	一般職(大卒)の自分の経験(本省勤務が基本、地方勤務2回、団体勤務1回)を踏まえると人事評価においては少なくとも過去10年間S若しくはAしか買っていない。また、直近の評価は「非常に優秀」であったが、補佐に昇格したのは48歳であった。一方、総合職採用の場合は、過去に大きな問題を犯した能力・人柄の問題がある者を除き、一律に30歳前まで課長補佐に昇任している。これにより実際には制度の適切な運用が行われていないのが実情である。自分としては、後編定年が異なってくる中で、課長補佐という立場で何年次の世代のために外国人雇用の増加に対処するため、重層的な支援体制整備事業の中で外国人雇用の就転を目指す場合でも、採用試験を受験するとすぐ採用試験を受けられるようになりませんが採用試験、経験者採用試験合格有効期間も同様と延長すべきである。現在1年の合格有効期間を5年にし、高度人材の多様なニーズに合った獲得して国民の安全に暮らせるまちにしていきたい。特に経験者採用試験(技術系)の応募者数が減速しているのが検討してほしい。	個人	内閣官房人事院	職員の採用後の任用、給与その他の人事管理は、職員の採用年次、合格した採用試験の種類及び幹部候補育成課程の対象者であるか否か又は同課程の対象であったか否かによって行われはならず、国家公務員法に特約の定めがある場合を除くほか、人事評価に基づいて適切に行われなければならないこととされています。具体的には職員の昇任・昇格を行うに当たっては、人事評価に基づき、能力・実績に基づく人事管理を徹底することとされています。	国家公務員法第27条の2、33条、54条、一般職給表第8条第3項、人事院規則9-8第20条、採用昇任等基本方針	対応	国家公務員の昇任、昇格については、左記の制度の趣旨に鑑み、各任命権者において、人事評価に基づき運用が徹底されているものと承知しております。引き続き、人事評価に基づき昇任、昇格が徹底されるよう、各省への周知徹底を図ってまいります。	
43	令和6年10月18日	令和6年11月13日	他の国家公務員採用試験の合格有効期間延長について	2023年から実施する総合職試験と一般職大卒程度試験は合格有効期間延長されますが、専門職試験、経験者採用試験合格有効期間も同様と延長すべきである。	2023年から実施する総合職試験と一般職大卒程度試験から、現在3年の合格有効期間を5年に延伸される発表されました。これにより、大学在学中に採用試験に合格した方が民間企業に数年間勤務して国家公務員への転職を目指す場合や、大学在学中に採用試験に合格した方が士業課程を修了して国家公務員への就職を目指す場合でも、採用試験を受験するとすぐ採用試験を受けられるようになりませんが採用試験、経験者採用試験合格有効期間も同様と延長すべきである。現在1年の合格有効期間を5年にし、高度人材の多様なニーズに合った獲得して国民の安全に暮らせるまちにしていきたい。特に経験者採用試験(技術系)の応募者数が減速しているのが検討してほしい。	個人	人事院	各府省の専門職等を採用する、専門職大卒程度試験及び経験者採用試験の合格有効期間については、各府省の意向を確認しつつ対応することについては、高年齢、障害、子ども、生活困難の各分野における既存の相対支援機能を活かしつつ、既存機能(機能)で対応が困難である場合は、各機関が連携・協働して対応を行う仕組みを設けたこととする。また、重層的な支援体制整備事業を実施する市町村においては、高年齢、障害、子ども、生活困難の各分野における既存の相対支援関係にある業務とを一体的に支出できるよう、国からの交付金(重層的な支援体制整備事業)も一体的に交付することとしています。	なし	その他	引き続き、各府省の意向を確認しつつ対応いたします。	
45	令和6年10月18日	令和7年11月20日	重層的な支援体制整備事業交付金と外国人受入環境整備交付金の一体的な交付	重層的な支援体制整備事業交付金と外国人受入環境整備交付金の一体的な交付	今、私の住む自治体では、人口の1割くらいが外国人と書かれている。今後地域共生社会づくりをすすめるためには、外国人用の相談窓口だけが別になっているのは、分断であり、また意図が分かれることでお困りも増えていると思う。【厚生労働省】重層的な支援体制整備事業を実施する市町村においては、高年齢、障害、子ども、生活困難の各分野における既存の相対支援関係を活かしつつ、既存機能(機能)で対応が困難である場合は、各機関が連携・協働して対応を行う仕組みを設けたこととする。また、重層的な支援体制整備事業を実施する市町村においては、高年齢、障害、子ども、生活困難の各分野における既存の相対支援関係にある業務とを一体的に支出できるよう、国からの交付金(重層的な支援体制整備事業)も一体的に交付することとしています。【法務省】受入環境整備交付金(以下、「受入環境整備交付金」という。)、は、都道府県及び市町村(特別区を含む)が在留外国人に対し、在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て、こどもの教育等の生活に係る適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、情報提供及び相談を多言語で行うワンストップ型の相談窓口(以下、「一元の相談窓口」という。)の設置・拡充又は運営のために必要な経費の全部又は一部を交付し、地域における外国人の受入環境整備を促進し、多文化共生社会の実現に資することを目的とした交付金です。	個人	厚生労働省法務省	【厚生労働省】重層的な支援体制整備事業を実施する市町村においては、高年齢、障害、子ども、生活困難の各分野における既存の相対支援関係を活かしつつ、既存機能(機能)で対応が困難である場合は、各機関が連携・協働して対応を行う仕組みを設けたこととする。また、重層的な支援体制整備事業を実施する市町村においては、高年齢、障害、子ども、生活困難の各分野における既存の相対支援関係にある業務とを一体的に支出できるよう、国からの交付金(重層的な支援体制整備事業)も一体的に交付することとしています。【法務省】受入環境整備交付金(以下、「受入環境整備交付金」という。)、は、都道府県及び市町村(特別区を含む)が在留外国人に対し、在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て、こどもの教育等の生活に係る適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、情報提供及び相談を多言語で行うワンストップ型の相談窓口(以下、「一元の相談窓口」という。)の設置・拡充又は運営のために必要な経費の全部又は一部を交付し、地域における外国人の受入環境整備を促進し、多文化共生社会の実現に資することを目的とした交付金です。	【厚生労働省】社会福祉法第106条の4第2項【法務省】なし	対応不可	【厚生労働省】(重層的な支援体制整備事業と既存の支援機関等の関係について)・重層的な支援体制整備事業は、既存の支援機関等を統合していわゆるワンストップ窓口を設ける事業ではなく、既存の支援機関等の機能を強化し、既存の支援機関との連携を強化し、重層的な支援体制を整備することを目的とする事業です。・外国人相談窓口を設けている市町村にあっては、重層的な支援体制整備事業が行われているかどうかにかかわらず、同意と高年齢・障害・子ども・生活困難の各分野で設けている支援機関等との緊密な連携が図られることが適切と考えられています。(交付金を一体的に交付することについて)・高年齢、障害、子ども、生活困難の各分野においては、それぞれ別途の個別法に基づき、相対支援を実施してまいりました。・重層的な支援体制整備事業においては、これらの相対支援業務については全国的な体制整備が行われていること等も踏まえ、各個別法の規定を引用しつつ、法律に基づき事業の一体的な実施、交付金の一体的な交付を行うこととしたものですが、ご指摘の受入環境整備交付金は法律上の根拠がないことや、整備状況も異なっていることを踏まえる必要があると考えます。【法務省】受入環境整備交付金は都道府県及び市町村(特別区を含む)が交付対象であるところ、重層的な支援体制整備交付金は、都道府県は交付の対象とはなっており、交付対象に相違があります。また、重層的な支援体制整備事業に基づき交付金ですが、受入環境整備交付金においては、社会福祉法に該当しない相談窓口の整備・運営費が交付対象となっていたため、法令上、一体化することは困難です。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
46	令和6年10月18日	令和6年11月13日	検疫官の任用条件の再確認、職員任命を含めた柔軟な制度運用について	検疫法28条に記載のある検疫官の任用するための資格、基準を明らかにする。次に2020年の新型コロナウイルス感染症の様な事態が起こった場合に備え、柔軟な制度運営を行えるように任用条件を再確認する。	検疫法28条において、検疫官という単語が条文の中に散見される。同法28条に、厚生労働省は検疫官を置くという記述はあるが、任用される資格や条件については、厚生労働省のホームページ等を見ても不明確である。厚生労働省の採用に関するホームページでは、検疫官(看護師)とあるように看護師等の医療資格を所持する者が任命されているのか、任用の資格、条件が明らかではない。一方、検疫所(一般職)の採用ページにおいて、「行政職の職員は、医師や看護師とともに検疫官として～」と記載があるが、検疫官の任用、必要資格等について記述がなく、医療関係の資格を持たない職員も検疫官に任命できるようにある。2023年4月末頃まで実施されていた新型コロナウイルス感染症の水準対策では、支援派遣、補助業務、労働者派遣業務などに支出しており、ホームページ上で公開されている令和2年～令和3年の厚生労働省予算支出情報検索、成田空港検疫所、名古屋検疫所、福岡検疫所等の公共調達審査案件に係る情報の公開、国会質問等の様々な情報から、厚生労働省以外の職員が業務していたことが推測できる。厚生労働省の職員のみを検疫官に任用させる必要性について、お伺いしたい。検疫法28条の四に「関係行政機関へ協力を要請し、進言に支援策案」という名称で多数の民間委託を実施していたようであるが、合理性のない官職役職制度に陥ることが、縦割り行政を生み出す一因ではないか。先日、WHOにより緊急事態宣言がされたエムボックスが、どのような経過を辿るか不明である。しかし、日頃から様々な制度の見直し、体制作りが不可欠ではないか。	個人	厚生労働省	検疫法第28条	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。		
47	令和6年10月18日	令和6年11月13日	国家公務員の勤務形態の把握の強化及び勤務時間のインターバルについてWeb調査の見直しについて	勤務時間のインターバルについてWeb調査について、人事院が調査を行っているが、職員のPCへのログイン、ログアウト時間は、人材システムで把握している筈であるため、回答が困難なWeb調査ではなく、人材システムでまずは実態を把握してはどうか。なお、11時間のインターバルが取れない理由は、概ね超過勤務の理由に記載のとおりであるが、超過勤務若しくはインターバルが取れない時間及び理由は、人材システム上で、詳細にカテゴリ分け(国会質問(待機時間(政党別)、答弁作成時間)、質問主意書、予算等)して収集してはどうか。	Web調査は予算がかかるほか、回答にも労力がかかるため、既存システム(人材システム)上で、超過勤務やインターバルを取っていない場合を選択できるようにした方が継続的に国家公務員の勤務形態を把握できたい。なお、システムの上で、POの接続時から11時間のインターバルを取っていない場合に職員に入力しても仕様が複雑ではなく、容易に実行可能な見込みとするのが検討されたい。	個人	人事院	勤務時間のインターバル等Web調査は、常勤・フルタイムの一般職国家公務員を対象とし、本年5月及び9月の計2回行ったものです。	なし	対応不可	制度の現状欄に記載のとおり、本調査は常勤・フルタイムの一般職国家公務員を対象としておりますが、システムの種類を含め各職場における勤務時間管理の方法は様々です。対象職員全員がシステムで勤務管理されている訳ではなく、職場によっては、職員に個人PCを貸与していない場合等もあります。システムを導入している職場であっても、終業時刻と始業時刻の間の時間数(インターバルの時間数)を算定する機能はなくシステム改修を要するため、システム上での集計は困難との意見も多く頂いたところです。これらの点を踏まえ、今回のようなWeb調査の形式とする必要があったと考えます。	
48	令和6年10月18日	令和6年11月13日	猟銃等の所持許可のための調査及び審査の実施要領について(通達)の公表	猟銃等の所持許可のための調査及び審査の実施要領について(通達)令和6年6月18日 警察庁丁保発第61号の実施要領がホームページ上で公開されていないので公開すべき	国民生活に影響を及ぼす通達は、基本的に全文公表すべきものである。	個人	警察庁	「警察庁訓令・通達公表基準の改正について(通達)」(令和4年4月1日付け警察庁内総発第16号)別添3(2)において、警察庁訓令及び警察庁の施策を示す通達のうち、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第49号、以下「情報公開法」という。)第5条各号に掲げる不開示情報を含むものについては、その名称及び概要を公表することが規定されております。また、同条4号には、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」が掲げられております。	警察庁訓令・通達公表基準の改正について(通達) (令和4年4月1日付け警察庁内総発第16号)別添3(1)(2) 行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第49号)第5条第4号	対応不可	警察庁訓令・通達については、情報公開法等を踏まえ公表の基準を定めており、全文を公表するもの、その名称及び概要を公表するもの又は名称、概要とも公表しないものがございます。御提案にある、「猟銃等の所持許可のための調査及び審査の実施要領について(通達)」(令和6年6月18日付け警察庁丁保発第61号)には、情報公開法第5条第4号に該当する不開示情報が含まれておりますので、名称及び概要を公表しております。	
49	令和6年10月18日	令和6年12月16日	240831S794(1)31【住所変更登記で委任状に原居や新住所が記載なくとも補正対象としない】	民法103条は、権限を定めない代理人として、その代理権の範囲を定めて、ノ解除書による、委任状で代理の目的となる物が確定すればよく、緊急時にしか使えない等の制約はないらしい。ノそうすると、本案に基づき不動産の保存行為として登記申請する場合には、代理権限証書の記載として、物の保存のみでよいことになる。ノたえば、所有権登記名義人の住所変更登記が当該登記名義人が所有者であることを公示するためのもので、前住所のままでよいとするし、等の権限を受ける可能性があるから、住所変更登記の申請は「保存行為」である。ノ住所変更登記が義務化されれば、罰則を避けるという意味で、なおさらだろう。ノそこで、	一所有者が代理人と対象不動産とを明示した委任状を作成して代理人に交付し、代理人がその委任状を提示して、住所変更登記を申請すれば、登記手続が可能になる。ノところが不動産登記の解説書は、提出する代理権限証書には具体的な登記申請の内容が必要であるとする。ノ縦割り110番でも、「委任情報には、代理権の範囲が分かるように委任内容を記載する必要があります」という(「行政改革100問答」)。ノしかし、不登記法103条を適用する規定はなく、不登記7条1項2号は代理権限を証する情報とのみ規定しているから、民法103条に基づく代理申請であれば、権限の定めは不要ではないか。ノそして、権限を定めなければ当然委任事項の記載がなくても登記できるのに、「住所変更登記申請を委任する」といふ権限の定めがあれば、具体的に原居目付や新住所の記載まで要求されるのは矛盾している。ノ民法103条の趣旨は、権限を定めない代理人の権限を解釈して補充することである。ノしたがって、住所変更登記申請を委任しただけでもその具体的な原因目付や新住所の定めがない場合は、後者について「権限の定めがない代理」として、民法103条を適用又は類推適用すべきである。ノ本案の要件は委任事項の不明確性であるため、代理人は保存行為の範囲で、すなわち住民票に記載された通りの内容で登記申請をすることができると考える。ノ「住民票の届が登記申請の委任事項とされているか」見ても判断できる(「問答」といふ理由は認り立ない)。ノ商業登記で民法103条が使えるのかわからないが、少なくとも不動産登記の委任状では「住民票の通り」という文言も不要ではよ。	商業登記センター	法務省	登記の申請を、代理人によつてするときは、当該代理人の権限を証する情報を、その申請情報と併せて登記所に提供しなければならないとされています。	不動産登記令第7条	対応不可	代理人によって権利に関する登記の申請をする場合に提供すべき代理人の権限を証する情報は、申請人の意思しない内容が登記されないようにするために、委任者(申請者)、受任者(申請代理人)、対象となる不動産のほか、登記事項が記載されている必要があることから御提案については慎重な検討が必要です。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	備考
50	令和6年10月18日	令和6年12月16日	240831ST925/23【登記手続において権限の定めがない委任状でも代理権を証書として認める】	<p>新版注釈民法(4)85は、民法103条1号の保存行為の例として、未登記不動産につき登記することをその代理権として挙げる。したがって、未登記不動産の所有者が不動産を特定して委任すれば、委任事項の定めがなくても表題登記を申請できるし、火災や洪水でカーポート壊れた場合の表題部変更登記申請も可能である。また、所有者自身が金銭を借入金し当該建物に相当担保を設定する意思表示をすれば法定登記に抵触する義務が生じるから、その法定登記をすることも保存行為と言える。但し法定登記には所有権保存登記が必要となるため、権限を定めなければ代理人は所有権保存登記も代理申請できる。被担保債権が完済され抵当権を</p>	<p>一抹消する行為も、103条の対象には必ずである。さらに、建物が滅失すれば所有者には申請義務があるから、その履行という意味で保存行為に当たるだろう。要するに、たいいての登記申請は「権限の定めがない委任状」でできちゃうんじゃないですか？委任状の作成年月日が空するでも、民法103条のように権限を定めなければ、事実上の包括委任となるため、委任状作成日からの時間経過は問題にならない。あとは代理権消滅後の表見代理の問題として、本人が責任を負えばよい。そして、事実上の包括委任である、権限の定めがない委任状で、代理人は当該不動産につきすべての保存行為を為す能力があるとは限らないから、本人の前提がなくても、「やむを得ない事由」として、復代理人を選任できる。権限の定めがなければ、納税行為も含めて委任されたものとして、還付金受領も可能ですか？登記識別情報の変更は強制で、法務省が言うほど大規模なものなら保存行為だろう。表見だけでも問題ありませんという事実を強調すれば保存行為に当たらない。なお、本件提案は言葉遊びではなく、行政手続として非常に重要な問題を含んでいる。たいていの個人は行政手続を知らず、専門家が作成した委任状に盲信するまま、委任事項も確認しないまま署名申請するの現状である。ここは社会が高度に複雑化した結果であり、当事者間の説明により解決できる問題ではない。ならば、最初から権限を定めない委任として、専門家に丸投げできるようにすべきである。立法政策として、丸投げされた資格者に高度な善管注意義務を課したほうが消費者フレンドリーで、合理的な社会の建設に役立つだろう。</p>	商業登記センター	法務省	登記の申請を、代理人によってするときは、当該代理人の権限を証する情報を、その申請情報と併せて登記所に提供しなければならないとされています。	不動産登記令第7条	対応不可	代理人によって権利に関する登記の申請をする場合に提供すべき代理人の権限を証する情報は、申請人の意思のない内容が登記されないようにするために、委任者(申請者)、受任者(申請代理人)、対象となる不動産のほか、登記事項が記載されている必要があることから御提案については慎重な検討が必要です。	
51	令和6年11月15日	令和6年12月16日	道路運送車両の保安基準XMLスキーマでの提供	<p>国土交通省はホームページにおいて、道路運送車両の保安基準、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示をPDF形式で公開している。これを法令情報XMLスキーマに改めることで、検索性を向上し、AI活用への障害を排除する。</p>	<p>PDF形式で公開しているが、検索性が非常に悪い。例えば、最高速度時速20km/h未満の一般自動機付自転車は、方向指示器(ウィンカー)を備えないことも多いが、そのことは方向指示器のページには一切記述がなく、車検灯のページを見なければ分からない。これは社会が高度に複雑化した結果であり、当事者間の説明により解決できる問題ではない。ならば、最初から権限を定めない委任として、専門家に丸投げできるようにすべきである。立法政策として、丸投げされた資格者に高度な善管注意義務を課したほうが消費者フレンドリーで、合理的な社会の建設に役立つだろう。</p>	個人	国土交通省デジタル庁	「道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸令第67号)」についてはe-Gov法令検索上で閲覧、検索が可能です。また、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成14年国土交通省令第619号)」についてはe-Gov法令検索に掲載されていないため、国土交通省のホームページにて掲載しております。	なし	検討を予定	政府においては、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和6年6月21日閣議決定)にて、「告示」について、官制電子化の取組も踏まえ、デジタル庁、法務省等関係府省庁が連携し、整備を行う対象範囲、公開するデータ形式等について整理し、検閲等を整備した上で、2026年度を目途で告示のペース、レジスタの提供開始を目指す。」としております。「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成14年国土交通省令第619号)」をはじめ、提供する告示の範囲やデータ形式については、事業制約や費用対効果等を踏まえ検討し、データ利活用を考慮した形での整備を調整してまいります。	
52	令和6年11月15日	令和6年12月16日	240615ST83/3【政府が、全国の自治体に参加できる電子図書館システムを提供する】	<p>デジタル庁は「地方公共団体の基幹業務システムの統一標準化」を進めているらしい。この標準化の対象となる業務は、2020年度に決定され、図書館業務が含まれていない。しかし、図書館を設置していない市町村では住民の利用が大きい。例えば、デジタルガバメント好きが電子図書館に至っては設置の有無に関わらず利用できる。電子図書館であればサーバーの仮設施設であるため、電子図書館プラットフォームへの参加決定だ。</p>	<p>一ヶで設置が可能になる。そのコストも運営費までを負担する必要がなく、各自治体それぞれ住民の利用量に応じて費用を負担すれば、現在のより近隣の自治体での相互貸借や相互利用者登録なども電子図書館では自動処理が可能である。都道府県立図書館と市町村立図書館の一元化も可能になる。たとえ市町村立図書館で住民が利用者登録すれば、当然に都道府県立図書館での利用者資格もあるため、利用者登録を1度で済ませたり、地理的に利用困難な地域の住民が都道府県立図書館を利用できるようなするなど、利便性の向上が大きい。現在図書館の利用にしても、予約や利用者登録手続すでにオンライン化されているから、この部分を電子図書館で一元化すれば、現実図書館の利便性向上や運営コストの削減も可能になるだろう。こうしたコスト削減や利便性向上を考えれば、政府が電子図書館のプラットフォームを用意し、自治体に参加呼びかけるときはオンライン型開発やコンテンツコストが多額になるとしても、各自治体負担している電子図書館運営費の合計よりは格段に安くなるはずで、共同運営のメリットは大きい。また、岡崎市立図書館で「適切にクラウドローラーを利用した図書館利用者登録される事件」があったけれど(事件被害者は伊豆立上げて解決しており、「個人の権利侵害」を主張するご意見や提訴中)ではない、これは中核市であっても「適切にシステム管理がされておらず、IT人材に乏しいことを示している。そもそも蔵書検索システムに問題がなければ、クラウドリングする必要もなかったはず。</p>	商業登記センター	文部科学省	電子書籍サービスの全国導入率は文科科学省の委託調査によると約30%である一方、県域や複数市町村の連携による共同のシステム導入例も一部で見られている状況です。現在は、電子書籍サービス共同が民間事業者による創工夫によって目下進化している途上でもあり、複数の市町村のみならず、県域等を単位として実情に応じた仕組みの検討や導入が進められているところです。	なし	対応不可	基幹業務システムを利用する地方公共団体が、ガバメントクラウド上に構築された標準準システムへ移行できるよう、環境を整備するとされておられ、業務全体の運用費用の適正化のため、継続的・機動的な分析も行うこととされている他、ガバメントクラウドへの移行に当たった課題の把握が行われているところです。文部科学省としては、共通のプラットフォームを図書館で導入・運用することによる課題について検討するためには地方公共団体の基幹業務をシステムの統一標準化に関する取組状況等も把握し、検討が必要であると考えております。したがって、現時点で基幹業務システムのような標準的なプラットフォームを検討する段階にはなく、引き続き全国の電子書籍サービスの導入状況や事例に係る調査の実施と成果の普及等を進めてまいりたいと考えております。	
53	令和6年11月15日	令和6年12月16日	240713ST75/3【市町村への建物滅失届手続を政府が一元的にオンライン化する】	<p>固定資産税が課されている建物を取り壊した場合、当該建物が表題登記をされたければ、法務局に建物滅失登記申請をすることにより、市町村への建物滅失届を省略できる。しかし、法務局への申請を省略しても過料が課されるわけではなく、申請人にはわざわざ法務局へ申請するメリットがない。また、そのた、政府はデジタルガバメント実行計画の「地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続」として建築確認を挙げ、「自治体DX推進計画」では「自治体の情報システムの標準化・共通化」</p>	<p>一を挙げているから、建築確認システムはいずれ共通化されるだろう。しかし、共通化しても建築確認システムとは異なるシステム上の従来の手続にも活用したほうが行政手続全体の最適化が可能になる。建物に関する手続は多岐に及び、各手続でバラバラなシステムを運用してはこれまでの無駄を繰り返すからである。したがって、建築確認システムの建物データを、建築後の各手続でも一括して活用していくべきである。そのための市町村への建物滅失届届のオンライン化で、所有者は課税情報番号なり国土交通省の不動産番号なりで建物特定し、市町村はシステム上の建物データや基礎データに基づき確認すればよい。R4規制改革66提案では建築確認から登記手続まで一連の手続を一元化して、電子申請のメリットを最大限に活かすことすらされたため、今回は市町村での手続一環として提案する。R4行政改革220回答では「建物滅失届出は各自自治体それぞれ税務条例等に基づき提出を求めているものであり、その様式は各自自治体において定められているものと承知しています。しかしながら、これを統一する。所有権移入の手間を省き、市町村は建物同一の審査を省ける。個別にオンライン化する以上の効果を期待できる。その上で、こうした市町村での手続が政府の管理するシステム上で行われれば建物滅失の事実を否定できず、現在は取組の進捗確認について市町村と法務局とで行われている二重行政の解消に期待できるかもしれない。そもそも、それは付随的効果であって、この提案の主旨はシステム基盤の共通化と市町村手続のオンライン化である。</p>	商業登記センター	総務省 法務省 デジタル庁	建物滅失届出は各自自治体それぞれ税務条例等に基づき提出を求めているものです。	なし	検討を予定	現在、地方税法上に基づく申告・申請手続のうち、デジタル化未対応であるものについては、令和7年(2025年)末を目途にeLTA等によるデジタル化を進めているところです。一方、建物滅失届出は、地方税法上の規定がなく、各自自治体それぞれ税務条例等に基づき提出されているのですが、このような条例等に基づく申告・申請手続のデジタル化については、令和7年以降に検討(様式統一の要も含め)する予定です。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
58	令和6年11月15日	令和6年12月16日	マイナンバーカードの有効期限	マイナンバーカードの有効期限廃止。	マイナンバーカードの有効期限の必要性に疑問、これがあがることで、更新の手続き期間、わざわざ役所に行かないといけないのか。マイナンバーが普及しない一因ではないのか。有効期限を廃止することで更新の手間を省ける。また、役所の負担も軽減できる。	個人	デジタル庁 総務省	マイナンバーカードの有効期限は10年(未成年者は5年)となっている。	なし	対応不可	個人番号カード自体の有効期限については、「次期個人番号カードタスクフォース」での最終とりまとめにおいて、個人番号カードがオンラインでも確実な本人確認ができる最高位の本人確認書であるため、それ自体の更新については電子証明書の更新と異なり、同等量の情報が必ず変更されるため、その確認を十分に行う必要があることと鑑み、現在と同様、対面による厳格な本人確認を継続することが記載されました。 一方、更新に伴う家等の対応につきましては、郵便局での更新体制の整備を推進するなど、市町村の窓口負担の軽減策について更に検討を進めることとしております。	
59	令和6年11月15日	令和6年12月16日	防衛省における中央調達契約の予定価格の公表について	防衛装備庁が公表している中央調達の契約情報 (https://www.mod.go.jp/ata/souhon/supply/jiseki/rakunatu/index.html)において、予定価格が原則的に公表されていないことは内部通知に反すると言わざるを得ず、予算執行の透明性を大きく損なうものであるから、画一的に非公表せず原則的に公表すべきである。	防衛装備庁が公表している中央調達の契約情報では、FMS契約を除き予定価格が全く公表されていない。これは、装備庁長官等の通知「公共調達の適正化を図るための措置について(通知)」(2017)に規定する金額以上の契約のうち、物品等又は役務契約で市場価格方式によらないものは3(1)ア(イ)により公表する必要はないが、市場価格方式によるものは、3(3)ア(イ)ただし書きに該当するの理由から公表していないと思われるが、あまりにも例外規定を拡大解釈しすぎて、原則と例外が逆転し原則が公表になってしまっており、当該通知に違反しているのではないかと、防衛省内の他の契約機関に地方調達の中心上の公表情報と比較してみると、例えば装備庁の地方調達では原則的に公表されているが、非公表の契約についてはその理由が記載されている。自衛隊・各機関の中心上を踏襲したような理由であった(例えば、防衛装備庁本部と各地方防衛局)。同じ防衛省内部であるにもかかわらず公表に対する姿勢が異なっているのは大問題であり、とりわけ中央調達と地方調達より相対的に契約金額の規模が大きく価格の透明性が一層求められることも十分念頭に置き、原則公表という大原則の下、市場価格方式の契約については例外規程の該当性を1件1件慎重に吟味し、その上で公表できないのであれば、地方調達と同様、その理由も付すべきである。このような状態では、防衛予算が大幅に増額されている中、例えば予定価格と実際の落札価格を比較し、該当のおおのり無償や、予定が逆に転じているかどうかの検証が国民にとってできず、不透明な予算執行になっていると言わざるを得ない。	個人 防衛省	契約に係る情報の公表について、公共調達の適正化に関する財務大臣通知(財計第2017号、18.8.25)に則り防衛装備庁長官通知(装備調第10号、27.10.1)で規定しており、予定価格の公表については、物品等又は役務に区分される契約で市場価格方式により予定価格を定めている場合には公表することとしていますが、(1)3月以内に繰り返し同一の物品等又は役務の調達予定がある場合又は(2)差額状況を考慮し価格の変動要因がない場合その他契約担当官等が他の契約の予定価格を照准させるおそれがあると認められる又は他の事務又は事業に支障を生じのおそれがあると判断した場合、は、公表しないこととする(防衛装備庁長官通知3(3)ア(イ)ただし書き)と規定されており、その場合、当該理由を明記することは行っておりません。	・公共調達の適正化について(財計第2017号、18.8.25) ・公共調達の適正化を図るための措置について(通知)(装備調第10号、27.10.1)	防衛装備庁長官通知において、3(3)ア(イ)ただし書きに該当するかの判断は、中央調達において契約担当官等が実施することになっており、予定価格を非公表とする場合は、その理由を掲載することにより、今後類似の調達が予定されていることが事前に周知され、調達上公平性が損なわれることとなるため、制度の現状と同様に記載のとおり当該通知の公表は行っておりません。いずれにせよ、今回のご提案も踏まえ、中央調達における契約担当官に対し、当該通知の趣旨を再周知した上で、引き続き適切な公表判断を行うよう努めてまいります。			
61	令和6年11月15日	令和7年2月18日	240907S198(1/3)不正登記防止申出の3か月ルールを撤回するまで続ける	不正登記防止申出は、「裏印が盗まされた可能性のある場合に、申請人となるべきものから、申請人になりました者が申請するおそれがある旨を法務局に申し出る制度」(R4規制改革105回答)である。／準則35条1項9号は、不正登記防止の申出を「申請人となるべき本人からの申請人となるべき者に成りすました者が申請している旨又はそのおそれがある旨の申出」と定義する。／委任状を偽造すれば同じだから、代理人になりすましても適用されるはず。／たとえば、登記名義人が登記申請を処理する委任契約を締結して委任状を交付した後、委任契約を解除した場合、当該元代理人が代理人として申請しないよう申出する場合である。／一	一裏印を盗まれば容易に委任状を偽造できるため、申請人と代理人とを区別する意義はない。／したがって、代理人としての不正登記についても申出が可能であると考え。／しかしそうすると、今度は準則35条8項の3か月ルールで矛盾が生じる。／申請人としての不正登記防止の申出は3か月で効力がなくなり、その延長を希望する登記名義人は自ら登録簿に再申請しなければならない。／これは、代理人としての不正登記を防止する場合も同じだろう。／ところで、不登法17条が代理権不消滅を規定する上、不登法体系は全面的に民法の代理制度を基礎としており、無権代理と表見代理についての規定も登記手続に適用される。／代理人に委任状を交付した後代理権が消滅し、当該委任状により代理行為が行われれば、代理権不消滅を主張し、相手方たる登記官はその時点で善意になり、民法112条の代理権不消滅の無権代理として、本人たる登記名義人に対し善意無過失を主張でき、いすわらず、申出後3か月が経過したことを理由に本人確認義務の消滅を主張できないのなら、登記申請に使用された委任状が無権限であることにつき悪意であるため、当該不正登記申請は不登法25条4号の「申請の権限を有しない者」の申請として、却下する義務が生じるのではないかと。／とりあえず却下義務は指くとしても、代理権消滅についてのみ3か月ルールが適用されず、裏印等の盗用については3か月ルールが適用される不均衡は解消すべきだろう。／したがって、不正登記防止の申出制度自体から3か月ルールを廃止し、本人が申請する場合に別途、撤回の意思表示をさせる手続に改めるべきである。	商業登記センター 法務省	不正登記防止申出は、裏印や印鑑証明書が盗まれた可能性がある場合等に、申請人となるべきのから、申請人になりすました者が申請するおそれがある旨を法務局に申し出る制度であり、その申出を基に、申請人となるべき者以外の者が申請していると同様の相当な理由があると思えるときは却下すべき場合を除き、申請人又はその代表者若しくは代理人に対し、出頭を求め、質問をし、又は文書の提示その他の必要な情報の提供を求める方法により、申請人の権限の有無を調査しなければならないこととされています。	不動産登記法第24条、第25条、不動産登記事務取扱手続準則第33条第1項第2号、第35条第1項、第3項	登記申請の際に添付することとなる印鑑証明書等の有効期間が3か月とされていることも踏まえ、不正登記防止申出制度の期間を申出の日から3か月以内とした上で、その必要に応じて申出を繰り返し提出することができることとして、こうした取扱いには相応の合理性があるものと考えられます。そのため、御提案に対応することはできません。			
62	令和6年11月15日	令和7年1月20日	240907S198(2/3)不正登記防止申出制度の3か月ルールを撤廃、登記済証の失効制度を創設する	一に基づき(印鑑登録がされていれば登記申請で印鑑証明書の写を省略できる。／必ずしも、対象事項を変更するこの点については意味がない。／法人の場合は3か月ルールを撤廃しますか?／答、法務省は、裏印の管理を厳重にしること、登録している印鑑を家裏よりとか言っけれど、3Dプリンタの精度が上がり、誰でも3Dプリンタで複製を簡単に購入できる時代になっていくのだからと。／)として、政府の取組もとっていない。／そして、政府の取組もとっていない。／あるとの説明は、無効な登記を抹消するコストがかからないことと前提としている。／弁済士費用が不動産価格より高ければ別に償いした上で、何のデメリットもない。／自分で裁判を起こせる。法務省のおおんらの常識を語っているだけ。／登記簿の抹消登記には印鑑証明書も不要であるため、権利記入人手すれば、あとは登録免許料を納付するだけで抹消登記申請の通過してしまふ。／印鑑証明書が不要な担当抹消登記については、3か月ルールには全然意味がない。／また、登録簿別情報であれば失効の申出が可能であっても、登記済証にはこの制度がない。／法務省はR3行政改革159回答で、登記済証の登記簿別情報への交換手続を否定している。／したがって、登記済証が発行された担当権者が不正登記防止申出しようとするれば、当該担当権者が消滅するまで、3か月以内に申出を繰り返すことができない。これは担当権者と登記簿間として無駄である。／理由も一参りよ、不正登記防止申出制度の3か月ルールには意味がない。／撤廃しても、通知と本人確認義務が残るだけ。	不正登記防止申出がされた場合には、登記官は本人確認の調査や申出させた者に対する通知をする特別の取扱いをするものとされています。／もともと、こうした特別の取扱いを水際させる必要性は乏しいことから、印鑑証明書等の有効期間が3か月とされていることも参考し、不正登記防止申出制度の期間を申出の日から3か月以内とした上で、必要に応じて申出を繰り返し出すことができることとされており、相応の合理性があるものと考えられます。そのため、御提案に対応することはできません。	商業登記センター 法務省	登記官は、不正登記防止申出に係る登記の申請があったときは、申請人等に対し、出頭を求め、質問をし、又は文書の提示その他の必要な情報の提供を求める方法により、当該申請人の申請の権限の有無を調査しなければならないこととされています。	不動産登記法第24条、不動産登記令第16条第3項	不正登記防止申出がされた場合には、登記官は本人確認の調査や申出させた者に対する通知をする特別の取扱いをするものとされています。／もともと、こうした特別の取扱いを水際させる必要性は乏しいことから、印鑑証明書等の有効期間が3か月とされていることも参考し、不正登記防止申出制度の期間を申出の日から3か月以内とした上で、必要に応じて申出を繰り返し出すことができることとされており、相応の合理性があるものと考えられます。そのため、御提案に対応することはできません。			

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
63	令和6年11月15日	令和6年12月16日	スタートアップ支援等の観点から、省庁事業の支払における概算払の許容	<p>【委託事業・補助事業の支払いについて、必要に応じて柔軟に概算払ができるよう、委託事業事務処理マニュアル・補助事業事務処理マニュアルを変更して頂きたい】</p> <p>【省庁等によって概算払を認めるかどうかの取扱いの差をなくして頂きたい】</p>	<p>【スタートアップ等の場合、先進的な技術やサービスを持ち、委託事業・補助事業を遂行する能力があるにも関わらず、資力の乏しさから、入札に参加することが難しい場合が存在する。】</p> <p>【委託事業事務処理マニュアル・補助事業事務処理マニュアルには「原則として「新行等」によって概算払を認めるかどうかの取扱いの差をなくして頂きたい。】</p>	都銀懇話会	経済産業省 文部科学省 防衛省 内閣府 環境省	<p>【経済産業省】 現在、経済産業省では、事務処理マニュアル等の掲載HPや委託事業事務処理マニュアル及び補助事業事務処理マニュアルにおいて、ご提案理由に記載いただいた文言の通り、概算払を希望される場合には担当者にご相談いただき、財務大臣協議を通過して認めています。また、各調達・補助金交付の公募を行うひな形や契約書の案文においても、概算払の記載を明文化しており、委託事業における入札説明会等の場においても担当者から概算払に関する説明を行っているところです。</p> <p>なお、概算払については現行法令において規定されているところ、会計法第二十二條において「支払をしなければ事務に支障を及ぼすような経費」について支払いができることとされており、うち委託費及び補助金等の概算払については、予算決算及び会計法第五十八條において各省各庁の長より財務大臣に対して協議を要するものとなっております。</p> <p>【文部科学省】 文部科学省の科学技術・学術政策局、研究振興局及び研究開発局においては、該当の委託契約事務処理要領に附し、委託契約に係る事務を行っています。</p> <p>【防衛省】 安全保障技術研究推進制度の委託契約では、研究機関から要望があり防衛省において必要性が認められたとき、財務大臣協議を経て概算払を実施しています。</p> <p>【内閣府】 成果運動型民間委託契約方式推進交付金は、成果運動型事業を委託する地方公共団体に対して交付しています。同交付金の交付要領において、交付金の支払いは、交付すべき交付金の金額が確定した後、に支払うものとされていますが、必要があると認められ、かつ会計法第22条及び予算決算及び会計法第58条第4項に基づき財務大臣との協議が調った際には、交付金の全部又は一部について概算払を認めるものとしています。なお、地方公共団体が事業者へ委託費を支払う際の取扱いについては、各地方公共団体の判断に委ねられております。</p> <p>【環境省】 ご提案のあった「環境省委託契約事務取扱要領」においては、委託業務の進捗状況を参照し、必要と認める場合は、概算払ができる規定となっております。委託事業の概算払を認めるかどうかは、各省庁間の取組の統一を図るため、予算決算及び会計法第58条に基づき、財務大臣に協議することとなっております。</p>	<p>【経済産業省】 会計法(昭和二十二年法律第三十五号)第二十二條 予算決算及び会計法(昭和二十二年勅令第四十五号)第五十八條 【文部科学省】 現行制度下で対応可能 【防衛省】 予算決算及び会計法第58条 【内閣府】 その他 【環境省】 現行制度下で対応可能</p>	<p>【経済産業省】 制度の現状欄に記載のとおり、経済産業省では、法令の取扱いを踏まえながら、概算払を推奨する取組みを行っています。また、予算決算及び会計法第五十八條にて財務大臣に対して協議を要することとなっているため、省庁毎に概算払を認めるかどうかの取扱いが異なることは基本的にはないと考えています。</p> <p>【文部科学省】 該当の委託契約事務処理要領には既に以下の記載があり、概算払の必要があれば、予算決算及び会計法第五十八條に基づく財務大臣に対する協議を経た後、概算払に対応できるようにしています。</p> <p>第17 委託費の概算払を希望するときは、甲に様式第15の「年間支払計画書」及び必要な関係資料を提出する。 2 甲に概算払の必要性が認められ、概算払を受けたいときは様式第18の「委託費支払計画書」を作成し、甲に提出する。 3 甲が前項の規定により提出された委託費支払計画書の内容を妥当と認めたとときの請求は、様式第17の「概算払請求書」による。</p> <p>【防衛省】 制度の現状欄に記載のとおりです。</p> <p>【環境省】 制度の現状欄に記載のとおりです。</p>		
64	令和6年11月15日	令和6年12月16日	全国交通安全運動の廃止	<p>春と秋、年2回実施している全国交通安全運動を廃止し、その予算を道路整備等のハード整備に充てる</p>	<p>現在、内閣府の主導により年2回の全国交通安全運動が実施されているが、地方の実施主体である地区交通安全協会等の担い手の高齢化が進んでおり、近い将来、継続が困難になることが予想される。</p> <p>そもそも、この運動自体、交通戦争と呼ばれた時代に交通安全思想の普及のための活動だったものと思うが、現代は教習所における新人ドライバーへの指導や教育機関での子供たちへの指導も充実しており、運動の必要性が薄れているのではないかと。</p> <p>また、昔とは違い、SNSなど市民が情報を得る手段が豊富にあるなかで、交通立脚のようなアナログな方法が有効なのか疑問である。</p> <p>いわゆる行政の「やってる感」の演出に過ぎない運動であり、今更これにより交通事故が減少するとは到底思えないので、運動自体廃止し、その浮いた予算を道路整備や信号機の設置等、ハード整備に充てた方が、余程有効に思える。</p>	個人	内閣府	<p>「全国交通安全運動」は、広く国民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールへの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、国民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の効果を図ることを目的として実施しております。</p>	<p>中央交通安全対策会議(会長:内閣総理大臣)が、平成12年12月28日に決した「全国交通安全運動の推進に関する基本方針」についてに基づく</p>	<p>第11次交通安全基本計画は、交通事故のない社会の実現を目指し、令和7年の交通事故死者数を2000人以下という目標を掲げておりますが、令和5年の交通事故死者数は2678人であり、目標を達成するためには国民力を挙げて交通安全に取り組む必要があります。これには、指導員確保等による交通秩序の維持、道路整備、自動車技術の向上等に加え、国民の交通安全意識の向上が不可欠です。その国民の交通安全意識の向上のための重要な施策として全国交通安全運動があります。全国交通安全運動期間中は、主催機関・団体が中心となり、民間団体や交通ボランティア等との幅広い連携を図りつつ、御指図のあった街頭活動だけでなく、交通安全教育、キャンペーンのほか、テレビ、ラジオ、新聞、広報誌(紙)、ポスター、広報車等、各種媒体を活用して対象に広げ啓発活動を活発に展開しております。また、高齢者が進む交通ボランティアの活性化や若者の交通安全意識の向上等を図るため、ICT(情報通信技術)の普及も踏まえ、多様な形態の運動も展開しており、時代に応じた取組として、交通安全教育動画の配信等、ウェブサイトのSNSの活用による情報発信を積極的に行ってまいります。毎年、春と秋の年2回実施されている、全国一斉「交通安全運動」は、広く国民に認知されており、連年増加中の交通事故死者数は減少傾向にあると、一定の成果が現れていることから、「全国交通安全運動」については継続実施していきます。</p>	対応不可	
65	令和6年11月15日	令和6年12月16日	旅費システムSEABIS改修	<p>SEABISによる旅費の申請・決裁をより時間がかからないように改修する。</p>	<p>SEABISの作業は膨大で、手続きが煩雑。数万円の手続きに、数時間がかかっている。税金から人件費が大量にかかっている。作成にかかる作業時間を削減することで、公務員全体に占める時間・費用を削減され、税金が削減できる。</p>	個人	デジタル庁	<p>国家公務員の旅費業務については、財政制度等審議会財政制度分科会(令和5年4月28日開催)やデジタル臨時行政調査会(同年5月30日開催)において、国家公務員等の旅費に関する法律を含め、旅費制度について、国内外の社会情勢の変化に対応できていない面があり、これにより執行ルールの複雑さが増していること等から、広く見直しを行う必要があることが示されています。</p> <p>また、旅費業務プロセスの改善方針(令和5年9月8日旅費業務効率化推進会議決定)により本システムの見直しを進めることとされております。</p> <p>これに経緯を踏まえ、当該改善方針に沿って旅費業務を効率化すべく、令和7年4月1日の改正旅費法の施行、旅費業務マニュアルの改訂、旅費等内部管理業務共通システム(SEABIS)の改修を各所管省庁で実施しています。</p>	<p>国家公務員等の旅費に関する法律等</p>	<p>検討に着手</p>	<p>1. 令和7年4月の改正旅費法施行・旅費業務マニュアル改定に合わせ、現行システムの改修を行う</p> <p>2. SEABISの操作画面上に操作ガイドや利用マニュアルへのリンクを設ける等、UI/UX向上を図る</p> <p>3. 今後のデジタル環境の変化も見据え、本システムのUI/UXを一層大幅に改善することや、民間SaaS製品・パッケージ製品を可能な限りカスタマイズせず導入することも視野に入れたシステムの将来検討(次期システム(V4)検討)を行う</p>	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
66	令和6年11月15日	令和6年12月16日	新デザインの次期マイナンバーカードの券面から個人番号を削ること	本人確認の際に、券面を自視確認するのではなく、マイナンバーカードのICチップを電子的に検証することが決定していますが、健康保険証や運転免許証などとしてマイナンバーカードを携帯する機会が増えることで、マイナンバーカードの紛失などでマイナンバー法第19条に抵触する危険性が高まるため、新デザインの次期マイナンバーカードの券面から個人番号を削ることが必要です。	マイナンバー法第19条では「マイナンバー法に書かれている場合にあらならないところでは、他人に特定個人情報を提供してはいけない」と定めていると思えます。自分の番号を他人に提供したり、カード面をネットに載せるなど不特定多数人の目に触れる行為は禁止されているという認識です。マイナンバーカードの紛失について不安を感じている国民も少なくないことから、新デザインの次期マイナンバーカードの券面から個人番号を削ることが必要です。個人番号を把握しただけでは悪用できないと説明されていますが、それで納得する人ばかりではありませぬ。国民の納得感を得られる施策として、カードの券面から個人番号を削ることが必要です。	個人	デジタル庁総務省	マイナンバーカード券面(裏面)に個人番号を記載することとされています。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項	対応不可	個人番号カード券面におけるマイナンバー記載については、「次期個人番号カードスタックフォーマットの最終とりまとめにおいて、各機関にマイナンバーを提供する際、自身のマイナンバーを券面で確認して記載や入力を行う場面が今後多発想定されることや、カードをコピーする運用が今すには無ならず、支障が生じるおそれがあることに鑑み、次期カードにおいても、カード券面の裏面にマイナンバーを記載することとされました。また、性別及びマイナンバーを含めた券面記載事項等について、利用者本人が電子的に提供でき、かつ、カードの提示を受ける者が確実に確認し、効率的に登録できるようにするため、カードのICチップに記載された券面記載事項等をスマホ等により個人情報保護に配慮しつつ、使いやすいついで読み取ることができるようアプリを開発し、無償で配布するなどし、さらに紛失時等にマイナンバーを見られることに対する不安に対しては、マイナンバーが他人に見られたとしても、マイナンバーだけでなくシステムへのアクセスや行政手続の申し込み等は一切できなため、個人情報等を盗取されたり、給付金を詐取されるなど、損害を被ることはないとの周知に努めることとしております。	
68	令和6年11月15日	令和7年12月20日	確定拠出年金 企業型確定拠出年金制度における管轄厚生局の指導の軌化と標準的な企業型年金規約の提供	・企業型確定拠出年金規約の承認審査について、管轄厚生局(全国8箇所)毎に指導内容が統一化されていない。例えば、過去に厚生局に承認された事業主掛金の設定方法について、異なる厚生局に申請し否認されるケースが生じている。厚生局によって理解が統一されていないため、各厚生局との交渉が複雑化している。 ・また同一の厚生局においても、過去に承認を受けた年金規約と申し内容で申請して承認されない場合がある。 ・指導の結果作成される企業型年金規約の標準的な類型がないことにより、厚生局、運営管理機関の間で相応の時間をお互いに費やしながら、確認作業を行っており、双方の業務効率化を目的として類型の提供を要望するもの。	・過去に特定の地域を管轄する厚生局に承認された確定拠出年金制度を、他の厚生局が管轄する地域の事業主と承認されるケースにおいては、同地域の事業主に不平等が生じないよう折衝・調整が必要になる。場合によっては否認された制度を変更する運営管理機関や事業主も存在することを懸念している。 ・企業型年金規約の標準的な類型がないことにより、厚生局、運営管理機関の間で相応の時間をお互いに費やしなが、確認作業を行っており、働き方の観点より検討を求めもの。なお、現在は各社毎に企業型年金規約を作成しているが、法改正等の都度、各厚生局との膨大な調整・確認作業が発生している。 ・個別に認められた制度内容(掛金設定方法)については、企業型年金規約の類型や指導内容にフィードバックし、他の厚生局へ他の事業主に対して円滑に承認いただくことを検討いただきたい。 本提案は法律の変更は要しないものであり、厚生労働省から各厚生局への通知レベルで改善できるものではないかと考えている(類型規約の提供は一定のロードはかかると思うが、実現は十分可能だと判断している)。 2022年度・2023年度規制改革要望において「引き続き、企業型確定拠出年金規約の記載例や指導内容等について適切に各厚生局へ情報共有を図ってまいります。」とご回答いただいているが、その後の状況を踏まえてさらなる改善を要望するもの。	一般社団法人日本障害保険協会	厚生労働省	・企業型確定拠出年金規約は、厚生労働省が示している審査要領等に基づき、企業の所在地を管轄する厚生局が審査、承認を行っています。厚生局において判断が難しい案件については、随時厚生労働省へ投稿照会がなされ、当該投稿照会の回答を各厚生局へ共有しています。 ・法改正への対応については、例えば、令和4年10月施行の法改正事項に関しては、令和3年8月6日付企業年金・個人年金課長通知「企業型DC加入者のDeCo加入の要件に係る対応について」により、規約の記載イメージを示すなど、法改正に伴う規約改正事項を各厚生局へ都度情報共有を行っています。	平成13年9月27日企業発第18号「確定拠出年金の企業型年金規約の承認基準等について」、令和3年8月6日企業発第0806号「企業型DC加入者のDeCo加入の要件緩和に係る対応について」	現行制度下で対応可能	引き続き、企業型確定拠出年金規約の記載例や指導内容等について適切に各厚生局へ情報共有を図ってまいります。	
69	令和6年11月15日	令和7年2月18日	障害者雇用納付金等申請の事務改善について	障害者雇用納付金等の申請書の提出にあたっては、雇用する障害者の障害者手帳等の写しを事業者が保管することとなっている。マイナンバーを記載することにより、手帳の写しの保管を不要とするものです。	精神障害の手帳は更新が必要であるが、更新の都度写しを取得するには、更新時期の管理など事務作業が発生する。また、更新時期の直後に該当の従業員が退職した場合に、手帳の写しの提供が困難になり、実質的には雇用しているにもかかわらず、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の事後確認時に書証不足で否認されるケースがあり、事業者の負担となっている。 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の事後確認時に書証が不足している場合に、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構がマイナンバーを利用して障害者情報を確認できれば、書証不足により否認されるケースがなくなり、公平性が高くなると思われます。	個人	厚生労働省デジタル庁	障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則(昭和51年労働省令第38号)の規定により、事業者が雇用する労働者に対象障害者であるかどうかの確認は、障害者手帳等の書類により行うものとされており、また、その写しについても障害者雇用制度を適正に運用する観点から一定期間保存しなければならないこととされています。	・障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)及び障害者の雇用の促進等に関する法律第123号)第35条第9項、第81条の2等 ・障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則(昭和11年労働省令第38号)第4条の15等	対応不可	左記のとおり、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則(昭和51年労働省令第38号)の規定により、事業者が雇用する労働者に対象障害者であるかどうかの確認は、障害者手帳等の書類により行うものとされており、また、その写しを事業者が一定期間保存することについても、事業者自身が、雇用する労働者に対象障害者であるかどうかを適切に把握するために必要であることから、障害者雇用率制度を適正に運用する観点から、障害者手帳等の写しの保存を不要とすることは困難であると考えています。	
70	令和6年11月15日	令和6年12月16日	内閣官房のホームページをリニューアルする	内閣官房のホームページをリニューアルする。	内閣官房のホームページは、他省庁と異なり、昔く見たような古めかしいホームページのデザインをしており、発信力や信頼性が弱いと思います。 例えば、内閣官房のホームページを見ると、多くは多くの数の会議が掲載されていますが、すでに廃止された会議がたまたま現在も掲載されていると国民に誤解を生むような作りになっています。例えば、10年以上前の平成時代に廃止された仮設品、海防対策関係省庁連絡会議のページを見ると、どこにもこの会議は、廃止されています。」と書いてません。今すぐ書いたほうが良いと思います。このように、国民が誤解する情報は掲載すると、発信力や信頼性が弱くなり弱くなっています。国民を誤解させない、国民に寛くもらえるようなホームページにリニューアルしたほうが良いと思います。発信力や信頼性を高めることは、国民の利便性が高まり、良いことだと思います。なお、廃止された会議でもその資料が掲載されているの、誰でもいつでも閲覧できて便利なので、わざわざ消す必要はないと思います。よろしくお願ひします。	個人	内閣官房	内閣官房ホームページにおける会議情報については、「各種本部・余剰等の活動情報」ページ(URL:https://www.cas.go.jp/seisakuai/index.html)に「現在進行中の会議等」を一覧で掲載しており、当該ページの下部に「過去に掲載していた会議等」の一覧のPDF(URL:https://www.cas.go.jp/seisaku/kako_ichiran.pdf)を掲載しているところです。	なし	検討を予定	御提案を踏まえ内閣官房ホームページの発信力と信頼性の更なる向上について、運用面の課題や費用対効果等を踏まえて検討させていただきます。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
71	令和6年11月15日	令和6年12月16日	雇用保険電子申請の拡大	雇用保険取得届及び喪失届において、「訂正・取消」についても電子申請を可能としたい。	現在、雇用保険取得届及び喪失届については、電子申請が可能となっているが、「訂正・取消」については電子申請ができない状況である。パソコンで窓口の手続きのために時間を要することになり業務が複雑化されていることから、「訂正・取消」についても電子申請ができるようシステムを見直していただきたい。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	厚生労働省	なし	なし	対応	提出済みの雇用保険被保険者資格取得届及び雇用保険被保険者資格喪失届の訂正・取消(「雇用保険被保険者資格(取得・喪失)等届(訂正・取消)届」)についても令和9年1月から電子申請を可能とする方向で検討しています。	
72	令和6年11月15日	令和6年12月16日	在留資格「技術・人文知識・国際業務」の在留資格の適用の見直し	店舗の店長クラスを対象にした、在留資格「技術・人文知識・国際業務」の適用に関する申請・認可要件を定めた通達を各地方出入国在留管理官署向けに出していきたい。また、「コンビニエンスストア」の技術・人文知識・国際業務の明確化を制定し、出入国在留管理官署ホームページにて提示していただきたい。	卒業後の留学生等のコンビニエンスストア加盟店での受入れについて、店舗の店長クラス業務についてはマーケティング、マーケティング、店舗運営管理の兼業が求められ、就学上のIT・ビジネスの専攻と関連性が深いことを説明し、在留資格「技術・人文知識・国際業務」へ在留資格変更する際にも求められる外国人本人の学歴上の専攻と、従事できる業務の関連性について、従来よりも幅広く認めてほしいと希望していること、当該ガイドラインにおいて、コンビニエンスストアにおける店舗管理業務等に従事することを希望し在留資格変更許可申請に及んだ場合における事例の掲載はしていません。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	法務省	在留資格「技術・人文知識・国際業務」について、ガイドライン「技術・人文知識・国際業務」の在留資格の明確化等についてを公表していること、当該ガイドラインにおいて、コンビニエンスストアにおける店舗管理業務等に従事することを希望し在留資格変更許可申請に及んだ場合における事例の掲載はしていません。	「技術・人文知識・国際業務」の在留資格の明確化等について(最終改定令和6年2月)	検討に着手	御提案の対応の適否について検討を行っているところ。	
73	令和6年11月15日	令和6年12月16日	指定公金事務取扱者制度における対応方針の明確化	令和5年地方自治法等の改正により、令和6年4月1日から指定公金事務取扱者制度が開始となったが、現状では、収納代行サービスの観点で、指定公金事務取扱者の認定を受けるべきは収納代行事業者か、又は団体の事業者か等、対応方針が明確になっていない部分があり、今後どのようにこの制度を運用していくべきか方向性が定まっていぬ状況である。また、運用では一部自治体より当該会の一部会員がコンビニエンスストアに対して、履歴事項全部証明書等の提出を求められたケースもあり、自治体によって対応が異なる。この課題を解決し、各自治体及び公共団体、事業者間での本制度の対応方針を明確化していくために、今後の制度運用についての周知・啓発を実施していただきたい。これにより本制度への理解が深まり、円滑かつ効率的な制度対応が可能となると考える。	令和5年地方自治法等の改正により、令和6年4月1日から指定公金事務取扱者制度が開始となったが、現状では、収納代行サービスの観点で、指定公金事務取扱者の認定を受けるべきは収納代行事業者か、又は団体の事業者か等、対応方針が明確になっていない部分があり、今後どのようにこの制度を運用していくべきか方向性が定まっていぬ状況である。また、運用では一部自治体より当該会の一部会員がコンビニエンスストアに対して、履歴事項全部証明書等の提出を求められたケースもあり、自治体によって対応が異なる。この課題を解決し、各自治体及び公共団体、事業者間での本制度の対応方針を明確化していくために、今後の制度運用についての周知・啓発を実施していただきたい。これにより本制度への理解が深まり、円滑かつ効率的な制度対応が可能となると考える。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	総務省	令和6年4月1日に指定公金事務取扱者制度が開設され、普通地方公共団体の長は、公金の徴収若しくは収納又は支出の事務を適切かつ確実に遂行することができる者を指定し、当該事務を委託することができることとされた。	地方自治法第243条の2	その他	地方公共団体が取り扱う公金には様々な種類があり、取り扱う公金の種類によって、どの事業者を指定公金事務取扱者として指定すべきかは変わり得ることから、一律の方針を定めることは困難です。また、指定公金事務取扱者を指定するに当たり、当該指定公金事務取扱者の状況によっては、資本金の額を確認する等の観点から、履歴事項全部証明書の提出を求めなければならないこともあり得ると考えられますが、可能な範囲で地方公共団体と事業者の双方にとって効果的な対応とすることが求められているものと考えていることから、必要に応じて地方公共団体に助言を行うまいります。	
74	令和6年11月15日	令和7年2月18日	240921205[1/4]共同担保目録をオンラインで無料公開する	登記官は、2以上の不動産に関する担保権の設定登記があった場合、共同担保目録を作成しなければならない(規則166条)。この規定の名義人は登記官であるため、共同担保目録は、登記官が所属する、申請された登記所ごとに作成される。すなわち、複数の登記所管轄にまたがって共同担保が設定された場合、同一内容の共同担保目録が登記所ごとに作成される。この共同担保目録は、すでに共同担保目録が作成されている場合の担保権追加設定において、申請情報として利用される(令別表55「かこ書」)。共同担保目録がある追加設定では、他の共同担保目録には何も記録されず、目録のみ新たな物件が追加されるからである。この制度一	一設計を前提にすれば、共同担保の一部を抹消する場合には共同担保目録を申請情報としなければならない(規則166条)。共同担保目録は対抗要件ではないにせよ、追加設定の場合にのみ、申請中の証明書発行を停止する意味が分らない。追加設定は申請人が利益を受けるため、共同担保目録を特記し、抹消では登記官が職権で管理するってことですが、(仮)仮として、共同担保目録を証明書として発行する制度の整合性が見つからない。証明書の発行を受付段階で停止するならば受付段階において登記記録の調査が必要になり、「直ら」受付手続をしなければならぬ。規則規定と矛盾するからである。したがって、法務省は共同担保目録を無料公開し、抹消登録の申請情報として登録付与すべきである。証明書の発行を規定する法119条1項は「登記記録に記録されている事項」についての証明を規定し、法条5号は登記記録を「一筆の土地又は一筆の建物」として作成される電磁的記録としているから、法令上、共同担保目録は手数料を徴収して発行する証明書の対象ではない。そして上述のように、登記官として証明書の真正発行を行うには、正確な共同担保目録番号を申請情報として知らなければならない。共同担保目録をオンラインで無料公開し、オンライン申請システムでは、申請人が申請不動産を入力した段階で、当該不動産が含まれている共同担保目録を選択できるようにすべきである。これにより、申請人は正しい迅速な入力が可能になるだけでなく、登記所側も、登記手続と証明書発行手続において正しく迅速な処理が可能になる。これが不登法の制度設計。	商業登記センター	法務省	共同担保目録は、二以上の不動産に関する権利を目的とする担保権の保存又は設定の登記の申請があった場合において、当該申請に基づく登記をするときに、担保権の登記事項を明らかにするために登記官が作成するものであり、登記記録の一部として取り扱われる。登記事項証明書の交付の請求をする場合において、共同担保目録に記録された事項について証明を求めると同時に、手数料を納付することで、共同担保目録のある登記事項証明書の交付を受けることができます。	不動産登記法第83条第1項第4号、同条第2項、第119条第1項不動産登記規則第166条第1項、第193条第1項第5号、第196条、第197条第2項第4号	対応不可	制度の現状欄に記載のとおり、共同担保目録は登記記録の一部であるため、共同担保目録に記録された事項について証明した書面の交付を請求する場合には、手数料を納付していただく必要があります。また、オンラインで抹消登記の申請をする場合における共同担保目録の記号及び番号の入力を必須のものとするのは、申請人の負担を不必要に重くすることになるため、対応することは困難です。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
76	令和6年11月15日	令和7年1月20日	貸金業法上の「金銭の質権の媒介」の該当基準の明確化	貸金業法上の「金銭の質権の媒介」の該当基準を定め、事業者団体が相互扶助の精神で構成員の便宜を図るとは、貸金業法上の「金銭の質権の媒介」に該当せず。貸金業登録が必要がないことを明確にしたい。	借に出回っている解釈や解説の中には、事業者団体が構成員のために銀行や信用金庫等に質権を媒介する行為についても貸金業法の「金銭の質権の媒介」に該当するかの点がある。事業者団体が相互扶助の精神で構成員の便宜を図るとは、貸金業法上の「金銭の質権の媒介」に該当せず。貸金業登録が必要がないことを明確にしたい。	個人	金融庁	貸金業法第2条第1項において、貸金業について、下記のとおり規定されております。 第2条 この法律において「貸金業」とは、金銭の貸付又は金銭の質権の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該債権によつてする金銭の授受の媒介を含む。以下これを総称して「貸付行為」といふ。）であつて行うものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。 一 国又は地方公共団体が行うもの 二 債権を売渡して行うつての法律に特別の規定のある者が行うもの 三 物品の売買、運送、保管又は売買の媒介を業とする者がその取引に付随して行うもの 四 事業者がその従業者に対して行うもの 五 前各号に掲げるものほか、資金需要者等の利益を損なうおそれがないと認められる貸付を行う者が専らで定めるものが行うもの	貸金業法第2条第1項	現行制度下 で対応可能	貸金業法上の「金銭の質権の媒介」の該当性については、金銭の質権を内容とする契約の成立に向けた一連の行為等を総合考慮して個別に判断されるものであり、一律に基準をお示しすることは困難です。 なお、「金銭の質権の媒介」の解釈については、金融庁より、「一般的な法令解釈に係る照会手続」に基づく照会への回答（平成27年12月1日）において下記のとおりお示しております（本照会手続に基づく照会へ、あくまでも照会時点における照会対象法令に関する一般的な解釈を示すものであり、個別事案に関する法令適用の有無を回答するものではありません。なお、照会内容が変更される場合などは、考え方の異なるものとなることもあります。また、もとより、捜査機関の判断や裁判の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。）。 ＜参考URL（金融庁ウェブサイト）＞ 照会：https://www.fsa.go.jp/common/naact/ippankaitou/kashikin/01a.pdf 回答：https://www.fsa.go.jp/common/naact/ippankaitou/kashikin/01b.pdf		
77	令和6年11月15日	令和6年12月16日	240928212[4/5]刑務所や留置場へ常勤介護職員等の採用制度を導入し、刑務官や警察官を減らす	240928212[4/5]刑務所や留置場へ常勤介護職員等の採用制度を導入し、刑務官や警察官を減らす	留置施設視察委員会の意見と措置によれば、留置施設での勤務は警察官に人気がないため、「奮闘門」と称して、次の人事異動で希望を申し出ずる者が、また、休憩や休暇も十分に取れず、他の部署からの応援で辻褄を合わせるほか、留置施設の運営は、職員の仕事負担が重要らしい。しかし、そのための若手職員の雇用の確保が深刻で、NHKによれば、3年以内に離職する女性職員は37%と高く、留置施設勤務が続けば、同様の数字になるだろう。このことは、公務員の労働イメージと現実の業務とのギャップがある。したがって、刑務所や留置施設での介護業務に従事する職種を新たに定直し、募集をかければよい。なぜ刑務所や留置施設は治安維持職員だけで運営しなければならないのか？トイレもままならない高齢者が通常の粗糲食のように危険であるとは考えにくく、被収容者からの暴力リスクは一般の介護施設でのリスクと変わらないと考える。／そもそも、被収容者がある危険な状態に陥りやすい状況に陥ることを防ぐため、最初から介護専門職を採用して、介護業務に従事させるべきではないか？ 要介護者が少なければ、検閲や検閲などの低リスク業務に従事させればよい。その場合は、単純な介護職ではなく、権力的運営業務に従事する。／この積み分けは公務員のストレス軽減だけでなく、低賃金介護業界で働く介護従事者は安定と高賃金を得ることができ、／また、異業種からの転職を受け入れることで、閉鎖的な収容施設の不祥事も減らさう。	一務に従事する非常勤補助員の採用を提案しているけれど、予算を確保できなかったり、政策的に非常勤職員を減らしたりで、問題解決にはつながらない。／そこで、刑務所や留置施設における非権力的業務に従事する補助員の雇用を、法令で規定することを提案する。留置場の先にある刑務所では受刑者の高齢化が進み、刑務官はおかつ交際等の介護業務に従事しているらしい。／そのため若手職員の雇用の確保が深刻で、NHKによれば、3年以内に離職する女性職員は37%と高く、留置施設勤務が続けば、同様の数字になるだろう。このことは、公務員の労働イメージと現実の業務とのギャップがある。したがって、刑務所や留置施設での介護業務に従事する職種を新たに定直し、募集をかければよい。なぜ刑務所や留置施設は治安維持職員だけで運営しなければならないのか？ トイレもままならない高齢者が通常の粗糲食のように危険であるとは考えにくく、被収容者からの暴力リスクは一般の介護施設でのリスクと変わらないと考える。／そもそも、被収容者がある危険な状態に陥りやすい状況に陥ることを防ぐため、最初から介護専門職を採用して、介護業務に従事させるべきではないか？ 要介護者が少なければ、検閲や検閲などの低リスク業務に従事させればよい。その場合は、単純な介護職ではなく、権力的運営業務に従事する。／この積み分けは公務員のストレス軽減だけでなく、低賃金介護業界で働く介護従事者は安定と高賃金を得ることができ、／また、異業種からの転職を受け入れることで、閉鎖的な収容施設の不祥事も減らさう。	商業登記センター	法務省 警察庁	【法務省】 刑務施設においては、心身の障害や高齢等の事由から、処遇上特段の配慮を必要があると思われる受刑者に対し、社会生活のための適応性を醸成し、円滑な社会復帰に資することを目的とした施設を創設しています。 身体に障害等があり支那が必要な受刑者に対しては、職員の介介介等といった障害等に配慮した処遇を実施しています。 【警察庁】 留置施設の規律及び秩序を維持し、逃走等の事故を防止するため、留置担当官が被留置者の処遇を行っています。	【法務省】 なし 【警察庁】 なし	【法務省】 【警察庁】 対応不可	【法務省】 介護業務に従事する職員の配置については、被収容者の高齢化等の状況を踏まえ、今後も必要な体制の整備に努めてまいります。 【警察庁】 引き続き、留置施設の規律及び秩序を維持し、逃走等の事故を防止するため、留置担当官が被留置者の処遇を行っています。	
78	令和6年11月15日	令和6年12月16日	中央省庁に発出された庁舎の空調管理に関する通知を地方自治体にも発出	国民が一番身近な行政である地方自治体に対しては、室温28度以下にこだわらない空調設備の運用を促す。	内閣官房内閣人事局と人事院が令和6年9月8日に各省庁に発出した「快適で安全な執務環境の確保について(通知)」では、室温設定を28度以下にこだわらない機器の運用や夜間の延長運転について柔軟な運用を求めている。 https://www.jinri.go.jp/content/000005279.pdf	個人	総務省	提案理由に記載の通知は、快適で安全な執務環境を確保してもらうため、内閣人事局及び人事院から各省庁に対して発出したものであり、地方公共団体に対して対応を求めたものではありません。 労働安全衛生法第2条第1項により、事業者は快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようしなければならないこととされており、快適な職場環境の実現に向けては、事業者であるそれぞれの地方公共団体において、対応いただくことになっております。	労働安全衛生法	現行制度下 で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。		
79	令和6年12月12日	令和7年1月20日	性犯罪被害者への配慮と警察官の精神的負担を減らすこと	近年、性犯罪被害者への支援強化が喫緊の課題となっている。同性の警察官に担当させる配慮はされるものの、対面する警察官に直接伝えることは、被害者にとって精神的負担が大いである。そこで、警察官にテレビ会議システムを導入し、画面越しに警察官に告訴意思を伝えることができる制度を提案する。これにより、警察官又は警察本部に所属する専門の担当者が被害者のケアに専念する精神的負担を減らすことが期待できる。	1.性犯罪被害者への配慮 対面する警察官に被害申告することは、性犯罪被害者にとって心理的負担が大いである。そこで、警察官にテレビ会議システムを導入し、画面越しに警察官に告訴意思を伝えることができる制度を提案する。これにより、警察官又は警察本部に所属する専門の担当者が被害者のケアに専念する精神的負担を減らすことが期待できる。	個人	警察庁 法務省	「告知がなければ公訴を提起することができない」とされていた性犯罪については、刑法の一部を改正する法律（平成29年法律第72号）により、告知なしで性犯罪の被疑者に対して公訴を提起することができるようになりました。もっとも、事件に当たっては、証拠の収集、供述調書の作成等について、被害者の方に対面での対応をおこなう必要があります。	刑法の一部を改正する法律（平成29年法律第72号） 犯罪捜査規程（昭和32年国家公安委員会規則第2号）第61条	現行制度下 で対応可能	制度の現状欄にあるとおり、刑法上の性犯罪については、法改正により非報告罪とされており、性犯罪の被疑者の公訴提起にあたって告知は不要となります。そのため、被害者の方が犯人の処罰及び犯人検挙に向けて捜査を求めるときには、告知の必要はなく、適宜の方法で警察に被害申告することで足りることになっております。もっとも、被害申告がなされた場合、捜査の過程で、証拠の収集等は不可欠であり、被害者の方に対面での御対応をお願いする場面は避けられないところ、性犯罪被害者等への対応については、引き続き、全ての警察官が、警察こそが被害者等の人格の擁護者であることと自覚し、被害者の立場に立ち、被害者の被害状況、待遇等に配慮しながら事情聴取に当たると、捜査過程における被害者等の負担の軽減に努めてまいります。		

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
80	令和6年12月12日	令和7年1月20日	課長以上に昇進させる条件にマネジメント研修の受講を義務付ける。	課長以上に昇進させる条件にマネジメント研修の受講を義務付ける。	国家公務員は、人事評価が機能していないと思います。その証拠に防衛省でバフバフした職務評価が懲戒処分されてます。このような人間がどうして人事評価で高評価されて専任職という高級官職に出世できるのかわかりません。課長以上の高級官職に昇進させる条件に、マネジメント研修を受講させ、その修了テストに合格することを絶対にするべきではないでしょうか。少なくとも今は、バフバフやマネジメント能力が欠如した人間でも課長以上に昇進してしまうくらい人事評価が機能していないので、地方自治体のように昇進のための研修を必須にしているにかなるべきではないでしょうか。バフバフやマネジメント能力が欠如した人間が高級官職になることをなくせば、公務員の皆さんの士気も上がり、公務員に対する国民の信頼も向上すると思います。よろしくお願いします。	個人	人事院 内閣府	<p>…一般職の国家公務員の昇任等の任用に当たっては、職員の人事評価又はその他の能力の実証に基づきとされていきます。この点、御提案にありますような本省の課長級相当以上の官職への昇任に当たっては、①人事評価の結果、②昇進させようとする日以前2年以内で懲戒処分等を受けていないこと等が昇任の要件となっています。</p> <p>・なお、国家公務員法(昭和22年法律第120号)第61条の9第1項では、「内閣総理大臣、各省大臣…は、幹部職員の候補となり得る管理職員…としてその職責を担うにふさわしい能力及び経験を有する職員…を育成するための課程(…幹部候補育成課程…)を設け、…適用するものとする」と規定されており、これを受けた幹部候補育成課程の運用の基準(平成26年8月29日内閣府告示第1号)第504において「各大臣等は、課程対象者に対し、政府全体を達するものとして管理職員に求められる政策の企画立案及び業務の管理に係る能力の向上等を目的として内閣総理大臣が実施する研修を計画的に受講させるものとする。」とされています。</p> <p>内閣人事局ではこれに該当する研修として、「幹部候補育成課程中央研修(係長級・課長補佐級)を毎年実施しており、マネジメントに関する講義の受講を必須とすることで、各省等の課程対象者のマネジメント能力向上に努めています。</p> <p>・また、国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針(平成26年10月17日女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定。令和6年1月16日一部改正)では、「全ての管理職に、管理職に昇任する前年にマネジメント能力の向上に向けた研修を受講させることとし、…内閣人事局、人事院及び各府省等が研修を実施する。」と規定されています。これに該当する研修として、内閣人事局では、各省等の全ての新任管理職員を対象として、マネジメント能力向上のための新任管理職員向けワークショップを実施しています。そのほか、本省等の新任管理職員を対象とした「新任管理者マネジメント研修」も実施し、管理職のマネジメント能力向上に努めています。</p>	【昇任要件について】 国家公務員法第33条、58条、第61条の3 「適格性審査基準」(平成26年6月4日内閣府告示第1号) 人事院規則6-12(職員の任免)第25条第2号及び第30条 【研修について】 国家公務員法第61条の9第1項 幹部候補育成課程の運用の基準第504 国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。	
81	令和6年12月12日	令和7年2月18日	電子申請による就業規則届の受理印押印について	電子申請による就業規則届の受理印押印について	就業規則変更届、意見書、提出届規定の全てに受理印を押し、諸規定を確実に届け出すこと、以下の手順、審査において、就業規則を提出した後に労働基準監督署に提出したことの確認を都度、行う膨大な手間・時間を削減し、不都合が生じている。	個人	厚生労働省 金融庁	<p>現状、電子申請された就業規則等の諸規程に対し、自動的に受理印が押される仕様にはなっていない。審査の段階で審査者が添付文書の全部又は一部に受理印を押しする操作も可能となっている。</p>	なし	対応	雇用関係助成金等の申請のたし就業規則等の諸規程に受理印の押印を要する場合には、添付したファイル名にあらかみ【押印希望】等と付していただくことで、審査者において受理印を押しすることが可能です。(e-Gov電子申請の対象手続中「電子申請方法別利用案内」においてご案内していますのでご確認ください。)	
82	令和6年12月12日	令和7年2月18日	キャリアアップ助成金の申請の届出書類の返却について	「キャリアアップ助成金」の申請・届出書類の返却方法等について神奈川県労働局では、特にホームページ等での事前周知等もなく(現在も周知はない)、郵送申請での届出書類の返却を行っていない。郵送申請での届出書類の返却を行っていない。郵送申請での届出書類の返却を行っていない。郵送申請での届出書類の返却を行っていない。	「キャリアアップ助成金」の申請・届出書類の返却方法等について神奈川県労働局では、特にホームページ等での事前周知等もなく(現在も周知はない)、郵送申請での届出書類の返却を行っていない。郵送申請での届出書類の返却を行っていない。郵送申請での届出書類の返却を行っていない。	個人	厚生労働省	<p>「キャリアアップ助成金」の申請・届出書類の返却方法等について神奈川県労働局では、特にホームページ等での事前周知等もなく(現在も周知はない)、郵送申請での届出書類の返却を行っていない。郵送申請での届出書類の返却を行っていない。郵送申請での届出書類の返却を行っていない。</p>	・雇用保険法第2条第2項第6号 ・雇用保険法施行規則第118条の2の7、附則第17条の3 ・雇用関係助成金支給要領 第2号助成金別添録 11キャリアアップ助成金	対応不可	各都道府県労働局においては、事業主等から支給申請書の提出があった場合、支給申請書等の内容を確認するとともに、必要に応じて事業主等に対する確認、疑義が生じた場合に追加での書類提出、事業所訪問等を通じた確認等を行った上で、支給の可否を判断し、当該判断結果を支給決定通知書又は不支給決定通知書にて通知することとしております。 一方、事業主等からの提出のあった申請書類等の写しを交付することについては、郵送で提出された申請書類等のコピーや郵送での返却作業など、事務処理が煩雑になることから、全国一律的な対応はしていません。(ただし、各都道府県労働局においては、事業主等からの求めに応じて行政サービスの一環として、申請書類等の写しを交付する場合があります。) 今後、雇用関係助成金申請においても、電子申請によるオンライン申請を進めてまいります。電子申請においては、申請審査状況の確認や、ご提出いただいた申請書類等の電子媒体の確認が可能であるため、電子申請での申請を行っていただくより更なる普及促進に努めてまいります。	
83	令和6年12月12日	令和7年2月18日	災害対策基本法における被災証明書の発行の対象となる災害と国民保護法における被災証明書の発行が可能なかの等を整理し、自治体に通知する。	災害対策基本法において、災害とは、「暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他の原因により生ずる被害」と定義されている。一方、国民保護法において、武力攻撃災害とは、「武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死又は負傷、火事、爆発、放射線物質の放出その他の人的又は物的又は物的災害」と定義されている。被災証明書の発行が可能なかを整理し、自治体に通知する。	被災証明書の発行が可能なかを整理し、自治体に通知する。	個人	内閣府 内閣府	<p>災害対策基本法第2条第1項に規定する災害は、「暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他の原因により生ずる被害」を指し、国民保護法第2条第4項に規定する武力攻撃災害は、「武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死又は負傷、火事、爆発、放射線物質の放出その他の人的又は物的災害」を指すものであり、国民保護法における武力攻撃災害は、一般には災害対策基本法における災害に該当しないため、市町村は、武力攻撃災害により被害を受けた住家の被災証明書の交付義務を負わないと考えられるところである。</p> <p>(※) 災害対策基本法施行令第1条上、「放射線物質の大量の放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没その他の大規模な事故」とされている。</p>	災害対策基本法第2条第1項 災害対策基本法施行令第1条 国民保護法第2条第4項	現行制度下で対応可能	災害対策基本法上の「災害」と国民保護法上の「武力攻撃災害」の定義の違いは明らかであり、両者の定義による自治体の混乱は生じないものと承知しています。災害対策基本法に基づく被災証明書の交付については、自治体への研修等を実施するなど、引き続き制度の周知に努めるほか、武力攻撃災害に関して、自治体からの問合せ等があった場合には、適切に対応してまいります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
84	令和6年12月12日	令和7年2月18日	241005Z16[3/4]申請人に送付する方法を、送付書類の機密性に従って行政手続統一で格付けする	個人が不動産登記申請完了書類を受け取る場合、登記識別情報が発行されるときは本人限定受取郵便でなければならない(規則83条4項)。それ以外の場合でも書留郵便でなければならない(55条7項、182条3項)。／他方、登記事項証明書を郵送で受け取る場合は、普通郵便でもよい(187条6項)。／したがって、不動産登記申請で資格証明書や前登記を登記事項証明書と証明書として提出して原本送付請求し郵送で受け取る場合は、登記識別情報や登記完了証が同封されていない。普通郵便で受け取ればならない。／これは明外的な取扱いではなく、不動産登記法がオンライン申請(法182条)とオンライン交付(規則83条1項、182条1項)→	一を原則としていながら、法務省が会社法人等番号が異なる場合の資格証明書(R4規制改革84(83)に変更)回答や、不動産番号による前登記証明書(R3行政改革184回答)の添付省略を認めていない結果として、制度的にそうならざるを得ないものである。／オンライン手続については、その審査・決裁・通知等を一貫してデジタルで処理することによる事務処理の効率化等により、標準処理期間の短縮を図る(「R5規制改革97回答」)ではなかったのか?この矛盾は、政府がオンライン理論によって法令を策定する一方で、実務については省庁に丸投げしている結果である。／登記識別情報の送付に本人受取郵便を義務付付たり、登記完了証が書留でなければならない点は指し示しても、原本送付書類について送付書類にかかわらず、一律に書留郵便を強いるのは申請障害である。／そもそも市町村の戸籍簿本や法務局の登記されていないことの証明でも普通郵便で送付しているのに、書留郵便を義務付ける。それ以上に重要な原本送付書類とは何なのか?／戸籍簿本は「個人情報を取り扱うことから」(R5規制改革80回答)国家資格者にはみ本人以上の職務上請求を認め、成年後見制度は「戸籍に記載されることにつきましても、関係者にとって強い心理的抵抗感」(H111116参議院法務委員会(法務改革部会))があるため戸籍から切り離したなら戸籍簿本以上に厳格な情報管理が必要になる。／それにもかかわらずこれらの書類は普通郵便で送付されるのに、登記事項証明書の原本送付が書留で均等に受ける。／行政手続全体で機密性の格付けをして、送付書類ごとの送付区分を明確化するべきである。	商業登記センター	法務省	原本の送付は、申請人の申し出によって原本を送付する方法によることができます。また、原本の送付は、申請人が申し出た住所に宛てて、書留郵便又は信書便の役務であって信書便事業者において引受け及び配達記録を行うものによって行われとされています。	不動産登記規則第55条第1項、第6項、第7項	対応不可	一般に、送付請求がされる申請書の添付書類の原本は、申請人にとって重要なものですので、送付の方法により送付する場合には、確実に申請人に届けることができるよう、書留郵便等によることとされており、御提案のように対象文書の種類によって書留郵便によることとする取扱いをすることはできません。	
85	令和6年12月12日	令和7年1月20日	戸籍の振り仮名の届書の様式について	法務省において作成した「戸籍に振り仮名が記載されます」と題したホームページが記載されます。氏及び名の振り仮名の届書のWord様式を提出する。Word様式の提出が困難である場合は、PDFに文章を入力できるよう、データを加工したものを提出してほしい。	法務省において作成した「戸籍に振り仮名が記載されます」と題したホームページについて、氏及び名の振り仮名の届書のPDF様式が掲載されている。PDF様式を印刷して手書きで書くのは煩雑であるので、Word形式のように入力可能なものを提出いただける手続が円滑になると考える。なお、署名欄に入力されることを危惧しているのであれば、PDFに文章を入力できる項目を設定したデータを提供してほしい。せっかくホームページを作成したのだから、使いやすいものにしてほしい。	個人	法務省	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)により、令和7年5月26日から戸籍の記載事項に氏名の振り仮名及び名の振り仮名が追加されることとなりました。現在、その広範に取り組んでいるところ、広範の一環として特設ホームページ(https://www.moj.go.jp/MinJU/furigana/flow.html)に振り仮名の届書の様式案を掲載しています。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)第7条 附則第1条第3号 附則第6条～第14条	検討を予定	現在、特設ホームページに掲載しているのは、飽くまでも案であることから、届書の様式が確定した段階で、編集可能な形式を掲載することを検討します。	
86	令和6年12月12日	令和7年1月20日	高圧ガス保安法における製造保安責任者や販売主任者などの免状のカード化	高圧ガス保安法における製造保安責任者や販売主任者などの免状について、プラスチックの形式で交付する。	現在、該当の免状は手帳型で発行されている。この手帳を作業中に携帯する規定になっているが、手帳型はかさばるし、作業によっては他の免状・免許も携帯する必要があることから、かさばらないカード型にしてほしい。	個人	経済産業省	法令上、高圧ガス製造保安責任者免状や高圧ガス販売主任者免状は、縦7センチメートル、横11センチメートルの様式により発行することとしています。	高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)第29条第5項 高圧ガス保安法に基づき高圧ガス製造保安責任者試験等に関する規則(昭和四十一年通商産業省令第五十四号)第2条第1号	検討に着手	いただいたご意見は、今後、高圧ガス保安行政の運用見直しを検討において参考とさせていただきます。	
87	令和6年12月12日	令和7年1月20日	戸籍の管轄法務局長への訂正許可申請時の戸籍簿本添付の省略	戸籍法24条2項に基づく管轄法務局長への訂正許可申請時において、申請書に対象戸籍及び関連戸籍を特定できる印刷品を添付すること、戸籍簿本の添付を省略してほしい。また、この取り扱いができる場合は市町村に周知してほしい。	戸籍法24条2項に基づく管轄法務局長への訂正許可申請時において、戸籍簿本を添付しているところ、戸籍情報連携システムにより法務局で戸籍簿本の内容を確認できることから、わざわざ添付する必要はないと考える。そのため、対象となる戸籍や関連戸籍を特定できるよう申請書に明記することで、戸籍簿本そのものは添付省略とするのが良い。	個人	法務省	戸籍法第24条第2項に基づき、市区町村長が管轄法務局長に戸籍訂正の許可を求める際には、明文の規定はありませんが、訂正対象戸籍や関係する戸籍の証明書(簿本)を添付いただいています。	戸籍法第24条第2項	対応不可	管轄法務局において、戸籍情報連携システムを利用して関係戸籍を探索する作業に一定の時間を要すると見られることから、迅速かつ円滑な審査のためには関係する戸籍の証明書を添付いただく必要があると考えており、御提案に応じることは困難です。なお、市区町村長が戸籍訂正許可申請書を作成するに当たっては、訂正対象戸籍や関係する戸籍の証明書を収集しているものと承知しており、戸籍訂正許可申請書には既に収集した戸籍証明書等を添付いただければ足りるから、現行の運用が市区町村に大きな負担を課すものとは考えておりません。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
94	令和7年1月23日	令和7年2月18日	9.「在留カード等番号失効情報照会」の機能拡充	出入国在留管理庁「在留カード等番号失効情報照会」の機能拡充、または新たなシステムの構築等により、在留カードの再交付により在留カード番号が変更になった場合であっても、変更前の番号による照会を可能とする。また、在留外国人の在留期間管理の効率化のため、現状1件ずつの照会のみが可能とされている照会システムにつき、一括照会を可能とする。	OFマネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよあるご質問(FAQ)」において、「在留外国人の帰国を促すため、再入国の際の検閲においては、当該口座が売却され、発犯罪に悪用されるリスクを特定・評価し、適切なリスク低減措置を講ずる必要がある」とされている。 ○これに基づき、銀行は、在留外国人の在留期間や顧客管理システム等により管理し、当該顧客に対し、在留期間が更新しない場合は在留期間満了前に照会を解約すること、および在留期間を更新する場合は更新後の在留期間を届出を行うこと等を要請している。 ○しかし、在留外国人が失脚や帰国したことにより在留資格を喪失した場合、銀行に在留資格喪失に係る情報が提供されないケースがある。このため、在留期間の定めのある外国人顧客が、在留期間を満了または更新する場合は、預金口座を保有する銀行に対し、当該事項に関して届出を行うよう、まずは出入国在留管理庁において、継続的に周知徹底していただきたい。 ○また、2024年6月18日、犯罪対策情報照会が実施した「国民を詐欺から守るための総合対策」において、「帰国する在留外国人から不正に譲渡された預貯金口座が、犯行に利用される懸念がみられるところ(中略)」を在留期間に基づいた預貯金口座の管理を強化するなどの対策を推進するとされている。 ○こうした中、銀行において、出入国在留管理庁「在留カード等番号失効情報照会」を活用し、在留カード番号の有効性(在留資格の有無)を確認することがあるものの、在留カードの再交付により、在留カード番号が変更になった場合、「在留カード等番号失効情報照会」を活用することができない。「在留カード等番号失効情報照会」の機能拡充、または新たなシステムの構築等により、変更前の番号による照会(在留資格の有無の確認)を可能といただきたい。 ○なお、「在留カード等番号失効情報照会」は現状1件ずつの照会とされているため、複数作業に時間を要している。複数の在留カード等番号につき、一括照会が可能となれば、在留外国人の在留期間管理の効率的な実施が、検察官等が要望に対し、法務省は、一括照会(複数の在留カード番号の照会)について検討を予定しており、早期に検討を進めていただきたい。	一般社団法人 全国地方銀行 協会	法務省	失効した「在留カード」及び特別永住者証明書(以下「在留カード等」という。)の番号を確認するための情報を提供しており、当該番号から再交付等新たな番号が付与された場合については対応していません。また、照会は1件ごとに行う形となっており、一度に複数の照会を行うことには対応していません。	出入国管理及び難民認定法施行規則第19条の14	検討を予定	「在留カード等番号失効情報照会」については、把握されている在留カード等の番号が失効しているか否かを確認するためのものであり、それ以上の対応は困難です。 なお、複数の在留カード等番号の照会については、引き続き技術的な対応の可否やコスト等を確認しつつ、検討を予定しています。	
95	令和7年1月23日	令和7年2月18日	32.債権差押に依る債権の集中部署への直送の許容	債権差押に関する事務処理を集中部署(事務センター等)で行う金融機関について、裁判所からの債権差押に係る通知(債権差押命令通知書等)を集中部署に直送することを許容する。	○裁判所が発送する債権差押命令通知書等の書類の送付先は、法令上の制限はないものの、債権者が債権差押命令申請に記載した送達場所に限定されている。預金債権の差押の場合、「送達場所」には、差押対象の預金口座がある金融機関の各営業店の住所を記載するのが通例となっている。 ○債権差押命令通知書が到着する。各営業店において、通知書の内容確認、債務者の特定、差押対象預金の確保等の事務を遂行して実施する必要がある。窓口対応等の通常業務と並行して行われる、営業店での事務負担が大きい。 ○また、このような営業店の事務負担を踏まえ、営業店で受け取った書類をデータ化し、集中部署(事務センター等)に差押手続を継続している銀行があるが、このような銀行でも書類のデータ化が一定の事務負担となっている。 ○以上のような事務負担を軽減し、円滑な債権差押に資する観点から、銀行が裁判所に事前申請等を行うことにより、債権差押命令通知書(債権差押命令通知書等)を集中部署(事務センター等)に直送する取り扱いも認めよう、最高裁判所等において各裁判所へ働きかけてほしい。	一般社団法人 全国地方銀行 協会	法務省	債権に対する強制執行においては、執行裁判所は、差押命令を第三債務者に送達しなければならないものとされています(民事執行法第145条第3項)。そして、第三債務者が法人である場合には、当該法人に対する書類の送達は、当該法人の営業所または事務所において行うことができるものとされています(民事執行法第20条、民事訴訟法第103条第1項、同項ただし書、第37条)。 債権差押の対象とする差押命令に係る第三債務者の送達場所については、対象となる預金に対する差押を速やかに、かつ、確実に実施できるか等の観点から、裁判所が各金融機関の預金の管理体制等を踏まえて選定しているものと承知しています。	民事執行法第145条第3項等	検討に着手	制度の現状欄に記載のとおり、預金債権に係る差押命令の送達場所の選定は、対象となる預金に対する差押を速やかに、かつ、確実に実施できるか等の観点から裁判所の判断となります。 その上で、司法府の自律的判断を尊重しつつ、預金債権に係る差押命令の送達場所選定の前提となる各金融機関の預金の管理体制やこれを踏まえた各金融機関の要望が、各金融機関から各裁判所に適切に提供されるなどして預金債権に対する強制執行が速やかに、かつ、確実に実施されるよう、必要な環境整備に取り組んでまいります。	
96	令和7年1月23日	令和7年2月18日	補助事業について③補助事業の電子化・簡素化	補助事業の諸手続きについて、統一化・電子化・簡素化すること。	すべての補助事業について、デジタル社会の実現に向けた重点計画(2024年6月閣議決定)に則して電子化すること。 申請者の基本情報(会社概要や登記事項証明書等)について、補助事業共通のデータベース等に保存することにより、他の補助事業で汎用できるようにすること。	公益社団法人 リース事業協 会	デジタル庁	「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和6年6月21日閣議決定)において、事業者向け補助金申請については、2025年度以降、各省庁において、事業者向け補助金の電子申請対応を原則とする旨記載されています。 デジタル庁では、汎用的な補助金申請システムであるJグランツを運用しています。Jグランツでは、補助制度の公募から交付、その後の実績報告や支払いの手続きまで、全てのプロセスを電子化しており、国や地方公共団体が執行する補助事業で利用が可能です。 また、デジタル庁では、法人・個人事業者が1つのアカウントで様々な事業者向け行政手続システムにログインできるサービスとして、法人共通認証基盤(QE-X)も運用しています。事業者はQE-Xを利用してJグランツにログインすることで、QE-Xで登録した法人名等の情報が自動的に連携され、申請の度に同一の情報を入力する必要がありません。 すべての事業者向け補助金の電子化に向け、補助制度を所管する府省庁へJグランツの利用を促進するとともに、行政士等による代理申請を可能とする新機能の実装等を通じながらJグランツの利便性向上に取り組んでいます。 <参考>「事業者のデジタル化等に係る関係府省庁連絡会議(第6回)」資料3「補助金の電子申請化率向上に向けたJグランツの新機能追加及び取組について」URL:https://www.digital.go.jp/councils/private-business-dx/councils/46505933-4440-492f-9be3-ad9c99b04172		対応	すべての事業者向け補助金申請について原則電子化を目指し、引き続き関係府省庁へJグランツの積極的な利用を促すとともに、システムの利便性向上に向けた機能拡充等に取り組んでまいります。	
98	令和7年1月23日	令和7年2月18日	241123245[3/4]法務省のQ&Aページを整理して、申請書様式を起点とした情報提供を実現する	法務省HPには、登記手続に関するQ&Aページが豊富にある。／総合的な「登記申請を自身でする」と登録されている方からよくある質問、不動産の「不動産登記のよくあるご質問等」、商業の「よくあるご質問等」<商業・法人登記関係等>、不動産のみが個別Q&Aである。／不動産と商業で分けるなら、不動産と商業の手続きは総合的なQ&Aと商業の各Q&Aに分けて、その内容がそれぞれの申請書様式掲載ページと重複している。／どちらが詳しいわけでもなく、ほとんど同じ内容が複数の場所に掲載されているのである。／その結果、情報が無秩序に並んでいて、これを見た申請人は確実に混乱するはずー	ーだ。／一般人を混乱させることが目的ではないかと疑うほど、法務省のQ&Aページには、法務省の意図がいろいろと透けて見えてくる。そして、全く同じように司法書士会の連絡先が書いてある。／「登記申請を御自身ですることを検討されている方からよくある質問」に、司法書士の紹介は必要ないでしょ。／政府が国民に対して行政手続を説明する気があるのなら、次のような方法を提案する。／まず、不動産と商業で共通する手続については、総合ページに統合する。／「Q&A(共通)」、「Q&A(不動産登記)」、「Q&A(商業・法人登記)」でタイトルを統一して、内容を明確化する。／そして、それぞれのhtml情報を羅列する方式をやめ、不動産Q&Aのように、質問ごとに個別化する。／FAQ検索システムで検索可能なQ&Aを「各Q&Aの共通部分」を各Q&Aの共通部分に抽出し、抽出が必要なときは、独立したページへのリンクを貼る。「代理権限証明」が分かれば、クリックして該当Q&Aページへ移動させる。／親切にかしに説明を書き進めるから、自分たちの責任と引き換えに、利用者は意味不明な情報の羅列となるのである。／技術的には、とても簡単。／法務省が自らい理を深掘して毎回たどり着く「費用対効果」を見て見ても、各申請書様式を制度改正があるたびに手作業で説明の修正をするほうがムダである。／そのメンテナンス、にいらなかっているのか。と。／申請書様式の説明には、「代理人が必要な場合は、代理について説明ページ掲載ください」と書いておけない。現在のよう、どこに説明があるか分からないから、申請書様式に全部入りさせる無駄が生じる。	商業登記ケ ン ド	法務省	法務局ホームページには、申請人の利便性の向上等の観点から、登記申請に係るQ&Aや登記申請書の様式を掲載するなどしています。	なし	検討を予定	法務局ホームページについては、見やすさや分かりやすさの向上等のため、令和6年度において掲載方法の見直しを実施したところであり、今後必要に応じて見直しを行うこととしていただいていた御意見は、その検討に当たって参考にさせていただきます。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の種類	対応の概要	
100	令和7年1月23日	令和7年3月7日	輸入食品届出の審査が迅速に行われるようにする。	書面届出などを扱う窓口において、人員配置の見直し、担当者による届出に関する指示や指導を統一する。電子届出の更なるデジタル化を行い、審査をより迅速に行われるよう体制構築を行う。それにより、輸入食品の届出審査が迅速に行われ、届出者が適期に一ケールの時間が短縮され、利便性が向上します。	一例として、東京検疫所における輸入食品の書面届出は当日10時以降届出なら、返却時間は翌日15時になっています。これは東京検疫所ホームページ上で広報されています。 これは届出者側の都合であるが、書面届出をせざるを得ない場合がある。利用者の届出者の負担を増やす前に、人員配置の見直し、届出に関する指示と指導の統一、届出審査の迅速化などの様々な措置を先に行うべきであり、届出者に対して不親切ではないでしょうか。 書面届出の審査に時間を要するのでも理解できるが、その前に設例側で様々な指示や指導を統一していただく。担当者で、届出に関する指示や指導を統一していただく。担当者によって変化する届出に対する指示や指導は、お互いの時間を無駄に消費させるだけです。担当者に対する窓口対応や法令に関する業務指導が、不十分ではないか。届出への指示や指導について、法令解釈や裁量の問題ではあるが、届出者に対しての説明は、できる限り画一的かつ合理的に行われるべきです。現在に至るまで、このような届出に対する体制構築が実施されたことがあるのでしょうか。 また、書面届出以外では電子届出であるFAINS導入より10年以上が経過していると思われる。書類開かず率などでもデジタル化が進んでいると思いますが、輸入食品届出について、電子届出の審査迅速化、デジタル化、効率化などは進展しているのでしょうか。	個人	厚生労働省	食品衛生法第27条の規定に基づき検疫所に届出された食品等輸入届書については、輸入食品監視指導計画に基づき、検疫所の食品衛生監視員により審査を行っています。また、必要に応じ、検査の指導等を行っています。 平成8年2月から「輸入食品監視支援システム」(FAINS: Food Automated Import notification and inspection Network System)の導入により電子での届出が可能となっています。	食品衛生法第27条、食品衛生法施行規則第32条、昭和57年3月2日付庁環食第77号「輸入検査手続き等の改善について」	現行制度下で対応可能	厚生労働省では、国際物流の増大、スピード化等に対応するため、食品の安全性確保を前提として、輸入手続の簡素化・迅速化の取組を講じております。具体的には、貨物の到着予定日の7日前から届出を可能としている事前届出制度、同一食品等の継続輸入による一定期間の指導検査の省略、同一食品等を繰り返し輸入する場合に輸入の都度の届出が不要になる計画輸入制度などの施策を講じています。 また、「輸入食品監視支援システム」(FAINS: Food Automated Import notification and inspection Network System)により、輸入手続のオンライン化し、迅速な審査に努めています。書面にて提出される食品等輸入届書については、多くの届出があった場合にも、未所定日(届出者の方に返却できることを考慮し、返却時間を設けさせていただいております。検疫所の監視指導又は試験検査に従事する食品衛生監視員に対し、食品安全に関する知識及び技術の習得に係る研修を実施するなど、職員の資質向上に努め、迅速な審査に努めてまいります。また、検疫所の食品衛生監視員については、各検疫所の届出件数、検査件数等を勘案し、適切な人員配置数となるよう対応しています。	
101	令和7年1月23日	令和7年3月7日	事務補助に従事する非常勤公務員(もしくは会計年度任用職員の正規職員登用プロセス)の確立	業務に対する習熟度が高く即戦力の期待がもてる非常勤や派遣職員もいるため、筆記試験及び複数回の面接試験で構成される通常の公務員試験を越えずに事務処理能力の評価で正規職員への登用ができるプロセスを整備するよう行政機関(国および自治体)に促す。また転居を伴う異動や長時間勤務および通勤が受験意欲を喪失させる障壁となっている可能性が高いため、勤務地固定や短時間勤務の正規職員制度を創設する。	子育て中もしくは介護の場合、勤務地の変更を伴う人事異動や残業を伴う長時間勤務を敬遠して受験を断念している可能性が非常に高い。また持病(腰痛、がん等)がある人や障害者は通院、服薬および医師の指導により働き方への制約があり、それにより柔軟な働き方(短時間勤務および残業・転勤)が無いため非常勤を選定するを得なかった者いる。いずれの場合も通常の公務員試験の試験対策をする物理的および精神的余裕がなく、また年齢制限により受験資格が喪失していることも多い。 一部の行政機関では公務員試験を經ない正規職員登用をすでに実施しているが、大卒入試みのクオリティのエントリーシートや作文を求めているハードルは極めて高い。 国民の少子高齢化が進む中、公務員には国民への長期的な伴走型支援が求められている。そのため雇用期限が長く賃金や身分が保証されている正規の公務員が必要であるが、中央(国)、地方(自治体)ともに人員が不足している。いままで人員不足の調整弁として活用していた非正規のうち能力の高い者を正規職員に転換することで長期的な目標を持つ公務員を増加させる。それにより人事異動があるたびに行政の方針がコロコロ変わるために社会に混乱をもたらすことを防ぐ。	個人	人事院 内閣府 総務省	【選考採用の方法等及び短時間勤務について】 ○選考採用の方法等について 非常勤のポストに課される業務内容と、常勤のポストに課される業務内容は異なります。そのため、常勤のポストに就くためには常勤のポストに必要な能力の実証が必要となります。現在非常勤職員として勤務する方においても、これらの能力の実証を経た上で常勤職員として任用されることは可能です。例えば、人事院等が行う採用試験を受験した上で採用される方法のほか、各府省が個別に行う選考により採用される方法(公募に応募した上で能力実証を経て任用される方法)などがあります。後者の選考については、公募するポストに係る能力及び適性に応じて、個別の能力実証方法(経歴評定や面接、作文試験など)が設定されます。 ○短時間勤務について 育児介護・介護時間のような1日の勤務時間の一部を勤務しないことができる制度や、育児・介護等の事情がある場合に超過勤務を制限できる制度、また育児・介護などの事情に限らず勤務時間の総量は維持しつつ1日の勤務時間帯を柔軟に設定できるフレックスタイム制などがあります。 【勤務地固定について】 職員が任用されるべきポストは全国に所在する各機関に設置されており、それらの個々のポストへの任用については、各府省等において、職員の人事評価の結果に基づき能力及び適性を有すると認められる者の中から、人事の評価その他の事情を考慮した上で、最も適任と認められる者について行うこととされています。 その上で、転勤に関する配慮等については、「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」(平成26年10月17日女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定、令和3年1月29日一部改正。)において、各府省等では、定期的に本人の意向を確認するなど、職員に対する十分な配慮を行うこととしております。 【地方公共団体における会計年度任用職員について】 会計年度任用職員を常勤職員として任用するには、地方公務員法に基づき、採用試験などにより常勤職員としての能力の実証を行う必要があります。これは、常勤職員の職と会計年度任用の職は、従事する業務の性質が異なることから、常勤職員の職に係る職務遂行の能力や適性を有するかどうかを正確に判定する必要があります。 短時間勤務に関しては、国家公務員と同様に、子の養育のために1日の勤務時間の一部を勤務しないことができる部分休業制度や、育児・介護等の事情がある場合に時間外勤務を制限できる制度があります。また、育児・介護などの事情に限らず勤務時間の総量は維持しつつ1日の勤務時間帯を柔軟に設定できるフレックスタイム制を導入している地方公共団体もあります。	【選考採用の方法等及び短時間勤務について】 国家公務員法(昭和22年法律第120号)第36条、第57条 人事院規則8-12(職員の任免)第47条 国家公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第109号)第26条 人事院規則10-11(育児又は介護を行う職員の出退勤業務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限)第6条、第15条 【勤務地固定について】 国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針(平成26年10月17日女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定、令和3年1月29日一部改正。)において、各府省等では、定期的に本人の意向を確認するなど、職員に対する十分な配慮を行うこととしております。 【地方公共団体における会計年度任用職員について】 地方公共団体における会計年度任用職員について 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第17条の2、第21条の2、第24条 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第109号)第19条 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条第1項、第19項、第20項、第23項、第24項、第27項、第28項	【選考採用の方法等及び短時間勤務について】 現行制度下で対応可能 【勤務地固定について】 現行制度下で対応可能 【地方公共団体における会計年度任用職員について】 現行制度下で対応可能	【選考採用の方法等及び短時間勤務について】 制度の現状欄に記載のとおりです。 【勤務地固定について】 制度の現状欄に記載のとおりです。 【地方公共団体における会計年度任用職員について】 制度の現状欄に記載のとおりです。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			備考	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要
109	令和7年2月20日	令和7年3月7日	国家公務員の勤務実態の把握の精緻化、強化(番号47関係)	勤務実態把握の精緻化のための人材システムの改修の実施について	Web調査は、回答者の記憶や主観に依存するため、客観的なデータに基づいた分析に比べ、正確性が劣る可能性があります。特に国家公務員の勤務実態の把握、勤務間インターバルが取れないこと等の改善策を検討する際には、より信頼性の高いデータ収集が不可欠と考えます。この点について、人材システムの活用を再考いただけませんか(人事院庁務)。 システム改修には費用がかかることから、試験導入や部分的な活用(例えばシステムが整備されている職場のみの適用)であれば、初期コストを抑えつつ、効果を検証することが可能ではないでしょうか(このような限定的なアプローチについてもご検討いただけませんか(デジタル庁務))。 他の省庁や民間企業では、PCのログ記録を活用した勤務時間管理が進んでいる例も見られます。これらの成功事例を参考に、人材システムの改修または代替案の実施を再検討いただければ幸いです(人事院庁務、デジタル庁務)。 以上、ご検討いただけますようお願い申し上げます。	個人	人事院 内閣官庁 デジタル庁	勤務間のインターバル等Web調査は、常勤・フルタイムの一般職国家公務員を対象とし、昨年5月及び6月の計2回行ったものです。同調査は常勤・フルタイムの一般職国家公務員を対象としておりますが、システムの課題を含め各職場における勤務時間管理の方法は様々です。対象職員全員がシステムで勤務管理をされている訳ではなく、職場によっては、職員に個人IPを貸与していない場合もあります。システムを導入している職場であっても、終業時刻と始業時刻の間の時間数(インターバルの時間数)を算定する機能はなくシステム改修を要するため、システムよりの集計は困難との意見も多くの届いたところですが、これらの点を踏まえ、Web調査形式としたもので、地方、現在、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和6年6月21日閣議決定)を踏まえ、国家公務員の人事管理情報のデジタル化について、人事院・内閣人事局・デジタル庁が連携し、検討を進めています。今後、同様の調査を実施する場合には、その時点におけるシステムの整備状況等を踏まえ、適切な調査方法を検討することとなります。	デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和6年6月21日閣議決定)	検討を予定	制度の現状欄に記載のとおりです。	
110	令和7年2月20日	令和7年3月7日	映像送信型風俗特殊営業の届出に際する事務所の所在地を提出する義務の廃止	映像送信型風俗特殊営業の届出における「営業の本拠となる事務所」の所在地提出義務を廃止し、代わりに「サイトURL」のみを届出事項として認める制度変更を提案します。営業の本拠を「事務所」とする規定は、営業実態と乖離しており、現行目的を達成する上で必須ではありません。適法な営業を促進し、公平な環境を整えるため、制度の見直しをご検討ください。	現行制度において「サイトURL」が既に届出事項に含まれているにもかかわらず、「営業の本拠となる事務所」の所在地を提出する義務が事業者にとって負担を課しています。特に、賃貸物件に住む個人事業主は、事務所として使用するために物件オーナーから許可を得る必要がありますが、許可を得られないケースも多く、別物件を契約する負担もコストが発生します。この観点、適法な営業を営める事業者が増加し、法令遵守が妨げられる事態を生んでいます。 さらに、風俗営業35条では、警察職員が立ち入り可能な営業所から映像送信型風俗特殊営業の事務所が設置されていること、かつ「営業の本拠となる事務所」の所在地提出が必須である法的・実務的な理由は乏しく、制度の現状に矛盾があることが分かります。 本提案では、「事務所所在地」の提出義務を廃止し、「サイトURL」を中心とした営業実態の把握を求めます。この見直しにより、法令遵守を促進し、公平で効率的な規制が可能となることを期待しています。ぜひご検討をお願いいたします。	個人	警察庁	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第31条の7第1項において、映像送信型風俗特殊営業を営むとする者は、事務所所在地を管轄する都道府県公安委員会に、次の事項を記載した届出書を提出しなければならないと規定されています。 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二 当該営業につき広告又は宣伝をする場合に当該営業を示すものとして使用する呼称 三 事務所所在地 四 第二条第八項に規定する映像の伝送の用に供する電気通信設備(自動公衆送信装置(著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。以下同じ。))を用いる場合にあつては自動公衆送信装置のうち当該映像の伝送の用に供する部分(以下、電気通信設備の部分と称す)を識別するための電話番号その他これに類する記号であつて、当該映像を伝送する際に用いるもの 五 前号に規定する場合における自動公衆送信装置が他の者の設置するものである場合にあつては、当該自動公衆送信装置の設置者の氏名又は名称及び住所	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の7第1項	対応不可	映像送信型風俗特殊営業について事務所への立入りに関する規定が設けられていないのは、 ・映像送信型風俗特殊営業の事務所には客が出入りしないこと。 ・ゆえに、事務所の構造設備の基準や事務所において遵守すべき事項に関する規定を設けなかったこと。 に鑑み、営業を営む者に対して無用の負担をかけることを避ける趣旨から、設けられていないものです。 一方、映像送信型風俗特殊営業については、都道府県公安委員会がその営業実態を把握した上で、必要な指導等を行うために、これを営む者に対して届出義務を課しています。かかる規制の目的を達成するため、営業の本拠となる事務所所在地の把握は必要不可欠であり、これを届出事項から削除することはできません。	
111	令和7年2月20日	令和7年3月7日	241214Z58[4-4]共同形成財産登記制度を創設し、費用負担していない家族の権利を公示する	R5行政改革49提案は、夫婦が不動産を購入して夫の将来にわたる収入で債務を弁済する場合に実質的に夫婦の共同財産でありながら夫専断で登記するのは不合理であるから、借主もどきの共同形成財産登記制度を創設して妻の権利を登記すべきであるとしたものである。「預託の制度」は「夫婦間贈与の持ち戻し免除」があるけれど、悉く受贈者が先に死亡すれば贈与以前と同じ問題が生じ、或、免除の意思の推定という争奪の火種を生じ、争、離婚の経緯まで顕在化する。即、贈与者の意思に依存し、伍、登記されるまで無断処分リスクが限り、六、非婚カップルは利用できず、七、相続よりも相続上の不利らしい、「こんな中途半端ではなく、権利取得→	→当初から共同形成財産として登記できるようにし、妻の権利を保護すべきである。／これに対して法務省は、「対象とされている権利の内容が明らかではなく、対応は困難です。」と回答した。／縦割り110番は政府に改善を求める制度であつて、提案者が政府に政策のプレゼンをする場ではない。／なぜこの提案だけ「メール」が上がるのか?／「権利の内容を「明らか」にしてもらう。／まず、共同形成財産登記は所有権そのものではなく、所有権移転や担保権設定等の登記申請において、財産共同形成者の同意を要する制度とする。／潜在的な持分を有しているが、無断で処分できないようにする。／財産共同形成者は、原則として当該建物に居住する権利がある。「配偶者居住権」のように、配偶者であることも、死亡後である必要もない。／またとは、借地権の対抗要件は建物登記とされているが、判例では、建物登記は借地権と同一名義でなければならぬ。／では、親の借地に子が、或いは夫の借地に妻が家を建てた場合、直接の費用負担をしていない借地権者は、対抗要件を備える法的などのような登記が可能なのか?／夫の借地に妻が家を建て、夫が死亡した場合、妻から夫へ配偶者居住権を認めても対抗力にならないだろう。／借地権を失ふは、配偶者居住権は他に備った質である。／すなわち、法務省が考案した配偶者保護制度では、取りほされる家賃が多発生してしまう。／それは、總出権定制度によって無戸籍問題が生じたように、司法書士への誘導政策によって相続登記未了問題が生じたように、政府の政策的な失敗である。／多様な家族、多様な財産形成に対応できる登記制度にすべきではないか?	商業登記センター	法務省	現行法において、夫婦の一方の不動産は単独所有のものとして登記され、夫婦の共有に属する不動産は共有のものとして登記されます。御提案の共同形成財産登記制度というものはありません。	なし	対応不可	ある不動産が夫婦の共有なのであれば、共有登記をすれば足ります。また、夫婦の一方が単独で不動産を所有している場合において、夫婦関係悪化時等に当該不動産が単独処分されることで他の財産分与請求権が害されるおそれがあるようときは、民事保全手続による当該不動産の取差押え等が認められる可能性があります。 仮に、御提案の趣旨が、夫婦の一方の単独所有の不動産について、夫婦の他方が離婚時の財産分与や相続によって当該不動産の全部又は部分を取得する可能性があるという「期待」を公示する制度を設けるべきであるという趣旨であれば、「権利を公示する」という登記の趣旨に適しません。 また、仮に、そのような「期待」を客体的な効力を有する権利と扱うべきであるという趣旨であれば、将来的において実際に財産分与や遺産分割によって当該不動産に関する権利を取得することになるか否かは不明である以上、そのような「期待」に何らかの法律効果を与えるのは困難です。 御提案に係る問題意識は、本来は夫婦共有で取得したいにもかかわらず、ローン審査等の様々な事情のために夫のみの単独所有とせざるを得ない場合があるという点にあるように思われます。仮にそうだとすれば、例えば、ローンの場合においては銀行と債主の間における契約自由の問題である、何らかの規制に係るものとはいえません。	
112	令和7年2月20日	令和7年3月7日	戸籍の振り仮名に係るホームページに関連詐欺被害防止の内容を盛り込むこと	戸籍の振り仮名に係るホームページの戸籍の振り仮名制度を導入するにあたって発生し得る詐欺や架空請求に対する注意喚起を盛り込む。また、「ごある質問」の中に、届け出をなくとも罰則や過料の対象にはならない旨、明記する。	新しい制度が施行されると必ずそれを利用した特殊詐欺が発生することから、法務省として被害が発生しないように広報する必要があるため、被害が生じてから低報するようでは無いので、早期に対応をお願いしたい。	個人	法務省	法務省特設ホームページ(https://www.moj.go.jp/MNJI/furigana/index.html)に注意喚起のスクリーン及び詐欺防止のフライヤーを掲載しているほか、当省からの依頼により、警察庁ホームページ(https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/sos47/new-topics/250110/02.html)、消費者庁ホームページ(https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer/policy/caution/caution_040)にも同様の掲載がされています。また、法務省特設ホームページに掲載している「よくある質問」に、届出をなかつたとしても罰則や罰金がないことを明記しています。	なし	事実確認	制度の現状欄に記載のとおりです。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
113	令和7年2月20日	令和7年3月7日		子育てや介護を理由として時短勤務をしている者や育児休業等の休業をしている職員をサポートする同僚職員に手当を支給したり、人事評価で高い評価を与える制度を作る。	子育てや介護をする職員に対する休業等が求めたのは大変いいことですが、このような職員をサポートする同僚職員が受け取る恩恵が全くなく、非常に不平等な環境となっています。現場は、人事院や内閣人事局が定員を増やすことをしないため、ただでさえ離職者の増加等で手が足りない状況なのに、子育て等で時短勤務者のサポートまでしている状況で、業務を維持するのに手いっぱいです。 緩和110番のNo.42の提案でも明らかなように人事評価が適切に行われていないので、時短勤務者や育児者等をサポートしても何ら評価されないため、給与も増えず、昇進もせず、働く意欲が低下し、時短勤務者等に対する不満が充満する劣悪な環境となっています。 この対策として、民間企業のように時短勤務者や育児者等をサポートした同僚職員に対して手当を支払う制度を新設し、かつ、人事評価でも時短勤務者や育児者等をサポートした職員を必ず高く評価することを義務付ける適速を出してきたい。時短勤務者・育児者をサポートする同僚が恩恵を受けられるようになり、職場環境が大きく改善します。よろしくお願ひします。	個人	人事院 内閣官房	【猶手当について】 時短勤務者等をサポートしていることをもって支給される手当はありませんが、時短勤務者等のサポートを行う方について、人事評価結果の適切な活用により、昇給や、勤続手当により処遇することが可能です(職員の給与その他の人事管理は、人事評価に基づき適切に行われなければならないとされています)。また、正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられ、現に勤務した場合には、その勤務時間に基づき超過勤務手当が支給されます。 【人事評価について】 人事評価においては、「人事評価の基準、方法等について」(平成21年3月6日付総務省人事・労務給付局通知)において、事績評価を行うに当たっては、目標の達成状況等が職務遂行に起因しない事由により影響を受けている場合には、その事由を適切に勘案するなど、職務遂行の過程も考慮に入れて評価を行うこととされています。また、「国家公務員の男性職員による育児・休業の取得促進に関する方針」(令和元年12月21日女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定)において、以下のとおりとされています。 ・男性職員が育児に伴う休暇・休業を取得するに当たって、業務を分担すること等により、休暇・休業中の業務の円滑な遂行に貢献した職員については、人事評価においても適切に評価することとする。 ・女性職員についても、本方針を参考に、休暇・休業中の業務運営の確保など、育児に関する両立支援制度のより円滑な活用につながるような環境の整備をさらに進めていくことが求められる。	【猶手当について】 一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号) 【人事評価について】 人事評価の基準、方法等について(平成21年3月6日付総務省人事・労務給付局通知) ・国家公務員の男性職員による育児に伴う休暇・休業の取得促進に関する方針(令和元年12月21日女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定) ・「国家公務員の男性職員による育児に伴う休暇・休業の取得促進に関する方針」に定める標準的な取組及び人事評価の実施について(依給)「令和2年1月31日付内閣官房内閣人事局人事政策統括官通知」	【猶手当について】 制度の現状欄に記載のとおり、時短勤務者等のサポートを行う方については、人事評価結果の適切な活用により、昇給や、勤続手当といった既存の手当により処遇することが可能です。なお、業務サポートにより超過勤務が生じる場合は超過勤務手当が支給されるなど、勤務実績に応じた既存の手当の支給がなされることとなります。 【人事評価について】 人事評価については、育児休暇・休業中の業務の円滑な遂行に貢献した職員について、当該貢献を適切に評価するよう、引き続き、周知徹底を図り、適切な運用を進めてまいります。	現行制度下で対応可能	
114	令和7年2月20日	令和7年3月7日		241228266[4/4]国・地方共通相談チャットボット「Govbot」の質問を総務省が全部作る	一環として、相談が発生した場合に必要な各種手続を一元的に大分類としてまとめた、相続税、不動産登記、年金等を中心とした各手続のプロセスを順を追って小分類とすればいい。これにより、何をすればよいか素人でも分かるようになるし、行政機関も相談業務として基本的な説明をする手間が省ける。また、不動産登記では、利用者の目的である登記ごとに分類しなければ意味がない。たとえば、次分類は「住所変更」「贈与」「相続」などとし、中分類で「申請方法(オンラインや郵送など)」、「申請書の書き方」、「必要書類」等、小分類で「オンラインの設定方法」や「登記の目的の書き方」等に小分けする。申請人の立場から、当然にそのような分類を望むだろう。登記個別情報と何かか、「原本送付請求はどするの？」についてを知りたければ、最初からGoogleで検索しているから。法務省は長年、相談業務を続けているのに、なぜ申請目録で情報を分類できないのか?相談ノウハウが全然蓄積されていない。究極的には相談業務の完全代替を目指すべきであるのに、意図的に分類が難しく、この代替を阻止しようとしているのではないのか?チャットボットを総務省が行政相談の一環としてやるなら、回答を省庁に丸投げせず、総務省が行政相談事例から素人目録の質問を組み立て、デジタル庁がその回答をAIで生成できるようにすべきだろう。この側面が性大であればあるけど、今後のメンテナンスコストは膨大になり、どこかの時点で放棄せざるを得なくなるから。最終的には、RS.7.22に提案してスルーされた「申請書様式をAIで生成する」の内容に行き着くと思う。	商業登記ゲ ロン	総務省 デジタル庁	国・地方共通相談チャットボットは、住民の利便性の向上、自治体の負担軽減等を図るため、各府省等の協力を得て、国の行政機関や地方公共団体等と共通して寄せられる子育て、マイナンバー、医療保険、税、年金、不動産登記、戸籍などの国の様々な制度等に関する質問について、国が一定程度統一的に回答できるように対応したチャットボットとして令和6年3月28日に総務省とデジタル庁が連携して提供を開始したものです。	なし	対応	令和6年12月から、国・地方共通相談チャットボットに生成AIを効果的に活用できるように実証を行っており、令和7年3月末を目途に一定の成果を得る予定です。また、令和7年3月末には複数の行政分野に関するFAQの追加を予定しております。今後も引き続き、利用者の方からのフィードバックや地方公共団体等からの意見を踏まえ、国、自治体の双方により利便性を実感してもらえるよう、さらなる分野の拡充やFAQの充実、利用者目録での機能改善を進めてまいります。	